

**令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業
報告書**

令和2年3月

株式会社 野村総合研究所

目次

・ 本事業の目的.....	1
1. 障害者統計の充実の必要性.....	1
1) 障害者政策の観点からの必要性.....	1
2) 統計整備の観点からの必要性.....	3
2. 検討すべき対応策.....	6
1) 障害者を捉える設問の導入.....	6
2) 導入による政策的意義.....	7
・ 基本的な検討の進め方.....	8
1. 実施体制.....	8
2. 実施内容.....	8
1) 障害者を捉える設問に関する調査.....	8
2) 障害者統計の国際的な動向の把握.....	8
・ 検討チーム.....	9
1. 検討チームの設置とその目的.....	9
2. 検討チームの構成.....	9
3. 検討チーム会合の実施時期及び議事.....	10
・ 障害者を捉える設問に関する調査.....	11
1. 本調査で対象とした設問.....	11
1) ワシントングループの設問.....	11
2) 欧州統計局の設問.....	15
3) WHODAS2.0.....	18
2. 検証の視点.....	21
1) 集計結果の妥当性の評価.....	21
2) 回答のしやすさ.....	23
3. 調査の方法.....	24
1) 調査の体系.....	24
2) 個々の調査方法の概要.....	24
4. 調査の結果.....	31
1) インターネット調査.....	31
2) 紙面調査.....	145
3) グループインタビュー.....	203
5. 調査結果の検証(まとめ).....	205
1) ワシントングループの設問.....	205
2) 欧州統計局の設問.....	208

3) WHODAS2.0	211
. 障害者統計の国際的な動向の把握	212
1 . 国際機関の動向	212
1) 国連統計委員会	212
2) 国連障害者権利委員会	212
3) 欧州委員会	214
2 . 主要先進国の動向	219
1) フランス	219
2) アメリカ	221
3) イギリス	222
4) ドイツ	225
5) イタリア	227
6) カナダ	228
3 . 国際的な動向の把握のまとめ	234
1) 国際機関の動向	234
2) 主要先進国の動向	234
. 今後の障害者統計の在り方（まとめ）	236

．本事業の目的

本調査研究は、主に障害者政策と統計整備の観点から障害者統計の充実をはかるために実施された。以下、それぞれの観点ごとに詳述する。

1．障害者統計の充実の必要性

1) 障害者政策の観点からの必要性

(1) 障害者の権利に関する条約に基づく要請

我が国は平成 26 年に障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）を批准した。同条約は障害者の権利及び尊厳を保護し、取組を促進するための包括的かつ総合的な国際条約であり、障害者の尊厳、個人の自立、社会参加、非差別等を一般原則とし、法の下での平等、表現の自由、教育、雇用等の様々な分野における障害者の権利保護・取組促進について規定している。

また、同条約では、第 31 条第 1 項において「締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する」と定めており、各締約国に統計資料等の収集を求めている。

この点、各締約国が同条約の履行のために取った措置等について取りまとめ、国連に対して定期的に行う報告（政府報告）の第一回（平成 28 年 6 月）において、「（略）課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい。（略）」と記載されたところである。

令和 2 年にも「事前質問事項に対する情報の提供」及び「障害者の権利に関する委員会による審査」が予定されているが、上記課題についての改善が見られない場合、国連障害者権利委員会による対面審査を経て、勧告を含め、我が国への厳しい見解が採択されるおそれもあることから、障害者権利条約の締約国の責務として、障害者統計の充実が求められている。

(2) 国内における検討と要請

国内でも、障害者の統計を巡り、様々な意見が出され、検討が行われてきた。

平成 30 年 5 月 24 日には、障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟（略称、インクルーシブ雇用議連）から「2019 年度予算概算要求に向けた提言～障害者施策の基礎となる統計調査の整備の充実～」と題した提言書が出され、障害者統計の充実について強い期待が示された。同提言書では、我が国においては障害者施策の展開に必要な「障害者と他の者」の比較可能な統計データや「持続可能な開発目標（Sustainable

Development Goals, 以下 SDGs)」のターゲットのうち障害者を対象とした指標に係る統計データ等が十分に整備されていないこと等の課題があることを指摘し、以下のような提言を行っている。

図表 1 インクルーシブ雇用議連の提言内容（要旨）

障害者権利条約で求められる「障害者と障害のない者との比較」を可能とするとともに、SDGs のターゲットのうち障害者を対象とした指標にかかる統計データとしても活用できるようにするため、以下の具体的取組を要請する。

総務省、内閣府、厚生労働省等による協議の場を構築し、有識者の意見を聴きながら、障害者基本計画に「確かな根拠に基づく政策立案」とあることを踏まえて、障害者基本法並びに障害者権利条約の理念に則った障害指標の在り方について検討を行うとともに、協議の場において、以下の取組についての検討並びに統計制度全般を所管する総務省及び各種統計を実施する省庁における対応のフォローアップを行うこと。

- (1) 上記の障害指標の在り方を踏まえた国内プレ調査を実施、条約批准国の統計調査状況を把握するための研究を実施
- (2) 上記を踏まえ、どういった調査（既存、新規を含む）で、障害者の実態を把握することが効果的であるか検討し、障害者の雇用と就労についての総合的な実態を把握できる統計調査を実施
- (3) 上記検討の際、国民生活基礎調査等への基幹統計調査への質問項目の追加等を軸に検討することと、その際に国連統計委員会やワシントン・グループの考え方に沿って進めること

なお、インクルーシブ雇用議連から上記の提言が出た背景としては、例えば、平成 27 年 9 月の第 26 回障害者政策委員会における、障害者に関する政府の監視・評価に使える水準の統計が、国・地方公共団体ともに不足しており、日本の人口全体を対象とした調査の実施や男女別統計の作成を徹底すべきである等の議論がある。

また、平成 30 年 3 月 30 日に閣議決定された「第 4 次障害者基本計画（2018 年から 2022 年度）」では、「『確かな根拠に基づく政策立案』の実現に向け、（中略）必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、障害者施策の PDCA サイクルを構築し、着実に実行する。また、当該サイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていく。」と記載されており、障害者に係るデータ収集・統計の充実の重要性が確認されている。

上記のように、国内外において、障害者政策の確実かつ効果的な遂行の実現に向け、障害者統計の充実を図ることが期待されている。

2) 統計整備の観点からの必要性

(1) 国連統計委員会における議論

国連統計委員会は 2018 年 3 月の第 49 回会合¹において、各国に対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダのモニタリング及び障害の状態によるデータの分解の必要性の観点から、データ収集及び手段の精査を行うことを要請した。

また、世界銀行と世界保健機関 (World Health Organization, 以下 WHO) のモデル障害調査や各国の関連データの収集、並びに SDGs で求められるデータの分解におけるワシントングループの設問の使用が留意点として示された。

そのほか、障害の状況に応じたデータの分解に係るガイダンスを示すべきだという議論もなされている。

上記を含む採択内容は、以下の(a)～(g)の通りである。

図表 2 国連統計委員会第 49 回会合における障害統計に係る採択内容

<p>49/116 障害統計</p> <p>国連統計委員会は、</p> <p>(a) 障害統計に関する国連事務総長とワシントングループの共同レポートを歓迎。そして、障害統計についての仕事と国際的レベル・地域的レベルでの成果に謝意を表明。</p> <p>(b) 国連の機関とワシントングループで計画された活動の提案について留意。</p> <p>(c) 世界銀行と WHO のモデル障害調査や各国の全国的なデータ収集においてワシントングループの設問セットが用いられること、そして SDGs の分解のために用いられることに留意。</p> <p>(d) 方法論の見直しや障害の状態によりデータを分解するガイダンスの提供を含む「障害統計の開発のための国連ガイドライン及び原則」の改訂のための専門家グループの設立、及び専門家グループの業務を拡大することを支持。</p> <p>(e) 障害統計のデータ利用可能性が年を追って拡大する一方、各国内外間で障害の推計に未だ大きな差があることに留意し、国連統計部に対して、関連するステークホルダーと協力し、その差の原因を理解する観点から国の事例の情報を取りまとめ、分析するよう留意。</p> <p>(f) 各国に対して、持続可能な開発のための 2030 アジェンダのモニタリング及び障害の状態によるデータの分解の必要性の文脈において、それぞれの国のデータニーズに応じて適切な測定ツールを選択し、また、既存の関連データ収集及び手段においてその基礎となっている概念、目的及び優位性を精査するよう依頼。</p> <p>(g) 障害統計について国際及び地域、地方の関連するステークホルダーに対して、各国の短期間・長期間の統計の発展に対するニーズを考慮に入れた能力構築のための協力及び</p>

¹ “Statistical Commission -Report on the forty-ninth session (6–9 March 2018)”, UN Economic and Social Council

調整されたアプローチを保証するために、国連統計部のリーダーシップの下、共同で作業するよう依頼。

また、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsについて、その進捗を測るためのグローバル指標の枠組みが国連統計委員会で検討・議論され、2017年7月の国連総会で承認された。指標は全244種類（重複を除くと232種類）であり、我が国においても指標が取りまとめられている。

例えば、「社会保障制度によって保護されている人口の割合（性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別）」、「女性及び男性労働者の平均時給（職業、年齢、障害者別）」、「失業率（性別、年齢、障害者別）」、「中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障害者別）」等、障害者に関する詳細なデータ取得が指標となっている場合もある。

（2）国内における検討と要請

国内においても、統計整備の観点から、障害者統計の充実の必要性や取組の方向性に係る公的な計画や取りまとめが出されている。

具体的には、平成30年3月6日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第1期）においては、「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」において、「3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上」が掲げられている。当該箇所においては、「グローバル化の進展は、資本や労働力などの経済活動にとどまらず、情報や文化などの社会の様々な面に影響を及ぼしており、施策上のニーズに応じて、その実態を的確に捉えることに加え、国際基準への寄与などを通じ、統計に関する国際比較可能性を向上させることが重要となっている」としており、一つの方策として、国連が掲げるSDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むことを記載している。また、同計画では、特に障害者統計についても、「障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めており、同条約の第1回日本政府報告では、データ・統計の充実を課題として掲げ、改善に努める旨を記載している。これらの施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実を図る」と明記されている。

また、この計画を受け、「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（平成30年6月15日閣議決定）において、「障害者と障害がない者との比較を可能とするため、障害者統計について、『公的統計の整備に関する基本的な計画』に従い、充実を図る」旨が明確に盛り込まれた。

さらに、統計委員会から平成30年7月20日に提出された、「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」においては、「2. 公的統計の整備について」と題する節において、「公的統計の整備については、（略）公的統計の品質の向上と体系的な整備等を図るため、統計リソースを確保

することとし、特に以下のような取組について、重点的に配分する必要がある」とし、その具体的な取組の一つとして「障害者統計に係る試験調査の実施」を掲げている。

このように、統計整備の観点からも、具体的に障害者統計の充実に向けた取組みを進めることが期待されており、これらの動きを受けて、本調査研究を実施した。

2. 検討すべき対応策

1) 障害者を捉える設問の導入

(1) 障害者を捉える設問

「1. 障害者統計の充実の必要性」でも整理したように、障害者政策、統計整備のいずれの観点からも、「障害のある者と障害のない者との比較を可能とすること」が重要である。特に、障害者権利条約における障害者統計の要請に鑑みると、他国と統計調査で得られた結果を比較検討できる必要があり、そのためには、各国の統計調査で用いられている障害者を捉える設問を我が国に適した形で取り入れることを検討することが一つの方策である。例えば、インクルーシブ雇用議連の提言で掲げられた「ワシントングループの6つの設問」などが参考になると考えられる。

本調査研究では、このような観点から、諸外国で用いられている障害の有無に関する設問のうち、代表的なもの、有益と考えられるものを取り上げ、実際にアンケート調査を実施して試行的に回答をしてもらうことを通じて、どのような設問・尋ね方が、適切に障害の有無を捉えることができ、「障害のある者と障害のない者との比較を可能とする」ことができるかを検討した。

(2) 設問導入の考え方

設問の導入に際しては、「1. 障害者統計の充実の必要性」でも整理したように、政策への適切な利活用の観点、国際比較の観点のいずれからも、一般人口を対象とした大規模な統計調査での比較が必要となる。

理論的には、新たに大規模な統計調査を新設することも考えられ、その場合には自由な設問設計、標本の設計が可能となることが利点と考えられる。しかし、新規に大規模な統計調査を実施することは、設問設計や標本設計に相当の時間を要する上、回答者の負担も増えることから、統計委員会等で慎重な協議を行うことが必要になることもあり、実現に多大な時間的・経済的コストを要する等の課題も存在する。

一方で、既存の基幹統計調査のような大規模統計調査に、新たに障害者を捉える設問を追加する方法も考えられる。この場合には、新設の場合とは逆に、設問設計や標本設計における自由度が乏しくなる等の制約はある反面、時間的・経済的コストが削減できることもある上、既存の調査項目の活用により、「障害のある者」と「障害のない者」の精度の高い比較が可能になるというメリットが存在する。

この点、本調査研究では、検討チーム会合における議論を行ったうえで、まずは「既存の基幹統計調査等の大規模統計調査の活用」を基本線として調査を実施することとした。

なお、どのような既存の統計調査に設問を追加するべきかという具体的な提案については、本調査研究の射程を超えるため、本調査研究では検討対象としていない。

2) 導入による政策的意義

既存の基幹統計調査等に、新たに設問を入れる場合には、その設問を新設・挿入することにより、どのような政策的な意義があるのかが問われることとなる。

その設問はどのような国際的・社会的な状況を背景として求められているのか、また、その設問によって、従来ではわからなかったどのようなことがわかるようになるのか、といったことについて、説明することが求められている。

既述のように、障害者を捉える設問については、障害者権利条約の要請、障害者に係るデータの国際比較の観点からの要請、SDGs等で定められる指標について我が国の状況を適切に測る観点からの要請などがあり、国際的な状況に鑑みると、障害者を捉えるための新たな設問を入れることが強く求められている。国内の状況を見ても、「統計改革推進会議 最終取りまとめ」(平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定)等を踏まえ、証拠に基づく政策立案 (Evidence-based Policy Making, EBPM) の推進が強く求められており、障害者に関するデータを適切に収集することは重要である。

新たな「障害者を捉える設問」の導入により、公的障害者制度の利用者以外で、障害者と捕捉される者の割合がわかるとともに、その者がどの程度の生活・就労面での問題を抱えているのかを把握でき、支援の必要性や施策の検討に資することになる。本調査研究では、特に、新たな「障害者を捉える設問」の導入によって障害者として捕捉される者について、そうでない者(障害のない者)との比較等を実施することで、従来はわからなかったどのような事実を明らかにできる可能性があるのかを検討する。

．基本的な検討の進め方

1．実施体制

本調査研究の推進に向け、学識経験者、関係行政機関の職員、事務局長からなる検討チームを組成し、検討を実施した（詳細は、「 検討チーム」を参照）

2．実施内容

1）障害者を捉える設問に関する調査

国際的に障害者を捉える設問として、国連障害者権利委員会がその利用について勧告を行っており、国連統計委員会においても用いられることについて留意する、とされたワシントングループの設問、欧州統計局が提示する個別の統計調査のガイドラインにおいて用いられている最小欧州健康モジュール（Minimum European Health Module, 以下 MEHM）（以下、欧州統計局の設問）、WHO が開発した設問である世界保健機関・障害評価面接基準（The World Health Organization Disability Assessment Schedule 2.0, 以下 WHODAS2.0）を取り上げた。本調査研究では、これらの設問について、我が国の個人を対象としたインターネット調査、紙面調査、グループインタビューを実施し、集計結果の妥当性の評価、適切に回答できるのかの評価を行った。

2）障害者統計の国際的な動向の把握

国連統計部、国連統計委員会、欧州委員会の動向について、障害者統計に関する検討・議論の動向を把握した。

また、主要先進国（フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ）において、障害者を捉える設問が導入されている主な統計調査について調査を行った。

．検討チーム

1．検討チームの設置とその目的

本調査研究の推進に向け、検討チームを組成した。本検討チームの設置の目的は以下に示すとおりである。

- ・障害者統計の充実に向け、その目的・必要性、充実に向けた整備方策等を検討する。
- ・障害の有無に関する設問を盛り込んだ国民生活等に関する試行的な調査（以下、プレ調査）の実施方針等を議論する。
- ・プレ調査を受け、障害の有無に関する設問等に関する評価・検証等を行い、障害の有無に関する設問の在り方、当該設問を設けて統計を充実することの政策的意義・必要性等を整理する。

2．検討チームの構成

本調査研究の推進に向け、学識経験者、関係行政機関の職員、事務局長からなる検討チームを組成した。

図表 3 障害者統計の充実に係る調査研究実施検討チームの構成員

	所 属	構成員
学識経験者 (50音順)	国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部	主任研究官 大夙賀 政昭
	名城大学 経済学部	教授 勝浦 正樹
	一般社団法人ヒューネットアカデミー	代表理事 勝又 幸子
	横浜市立大学 学術院 国際総合科学群	教授 土屋 隆裕
	国立社会保障・人口問題研究所	国際関係部長 林 玲子
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター	副統括研究員 春名 由一郎
内閣府	政策統括官（共生社会政策）付障害者施策担当	参事官 衣笠 秀一
総務省	統計局労働力人口統計室	室長 中村 英昭
	政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室	企画官 内山 昌也
厚生労働省	職業安定局障害者雇用対策課	課長 小野寺 徳子
	社会・援護局障害保健福祉部企画課	課長 野村 知司
	政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付世帯統計室	室長 中村 年宏
事務局	（株）野村総合研究所 社会システムコンサルティング部	上級コンサルタント （事務局長） 山本 史門

注）所属・職位等は検討チーム組成時（令和元年10月11日）のものである

3. 検討チーム会合の実施時期及び議事

検討チーム会合の実施時期と内容は、以下に示すとおりである。

図表 4 検討チーム会合の開催時期と議事内容

検討チーム会合の開催日		議題
第 1 回	令和元年 10 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討チームの概要（設置目的、メンバー構成、次回以降の議事内容等） ・ 障害者統計の充実の目的 ・ 目的を実現するための対応策（障害者を捉える設問）
第 2 回	令和元年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を捉える設問、及びその評価方法 ・ プレ調査の実施について <ul style="list-style-type: none"> - 調査票項目（案） - 比較する設問の検証方法（案） - 実施方法の概要
第 3 回	令和元年 12 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレ調査の実施について <ul style="list-style-type: none"> - 調査票（案） - 調査の実施方法（案）
第 4 回	令和 2 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の概要 ・ 報告書骨子
第 5 回	令和 2 年 3 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の報告 ・ 報告書（案）
第 6 回	令和 2 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（案）

．障害者を捉える設問に関する調査

1．本調査で対象とした設問

本調査研究では、国際的な設問様式について取り上げることとした。

まず、国連障害者権利委員会がその利用について勧告を行っており、国連統計委員会においても障害者に関するデータ収集及び SDGs で求められるデータの分解のために用いられることに留意する、とされた「ワシントングループの設問」を候補とする。同設問はどのような場合に障害者となるのかの定義もなされている²。

候補を選ぶ上で欧州を見てみると、欧州連合では障害に関する用語集³が欧州統計局から出されている。その用語集では、4つの障害に関する定義が示されており、前述のワシントングループに該当する定義と並んで、国際活動制限指標（Global Activity Limitation Instrument, 以下 GALI）に該当する定義も記載されている。GALI は欧州における統計調査では MEHM に含まれていることが多いことから本調査においては MEHM を候補とする。

また、WHO においては、国際機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health, 以下 ICF）の考え方にに基づき、日常生活における活動 12 項目について、困難の程度を 5 段階で評価する WHODAS2.0 が整理されている。多面的な項目を調査することで、生活機能のレベルを点数により評価することができる点が特徴的であるため、障害に関する定義はないものの、WHODAS2.0 も候補とする。

1) ワシントングループの設問

(1) ワシントングループの短い設問セットの概要

ワシントングループは、国連統計部シティ・グループの1つであり、各国の政府統計局や障害に関する国際組織の職員によって構成されている組織である。

2006年にウガンダのカンパラで開催されたワシントングループの第6回会議において短い設問セットがワシントングループによって支持され⁴、「視覚」「聴覚」「歩行」「認知」「セルフケア」「コミュニケーション」に機能制限があるかを捉える設問として、複数国にて使用されている（2015年にデンマークのコペンハーゲンで開催された第15回会議においては、54か国で使用されていることが報告された）。

短い設問セットでは、日常生活における6つの機能（視覚、聴覚、歩行、認知、セルフケア、コミュニケーション）それぞれについて、苦勞の程度を4段階（「苦勞はありません」、「多少苦勞します」、「とても苦勞します」、「全くできません」）で尋ねる形式

² “Analytic Guidelines : Creating Disability Identifiers Using the Washington Group Short Set (WG-SS) SPSS Syntax”において推奨されている

³ “Glossary:Disability”, Eurostat

⁴ ワシントングループホームページ（<http://www.washingtongroup-disability.com/meetings/past-meetings/>）

である。

このように、ワシントングループの設問は機能制限の有無という2段階の評価ではなく、機能制限の程度を含めて評価できる利点がある。また、回答者自身に、自身が障害をもっているかを尋ねるのではなく、日常生活における機能制限の程度を尋ねることで、回答者自身や周囲が障害として認知していない場合であっても、回答者の機能制限を把握できる利点もある。

一方で、「多少苦勞します」「とても苦勞します」という選択肢は、「多少」と「とても」の程度の定義が不明確であり、「はい、多少苦勞します」や「はい、とても苦勞します」という2つの選択肢については留意が必要である。

図表 5 ワシントングループの短い設問セット

質問文	選択肢			
	いいえ、苦勞はありません	はい、多少苦勞します	はい、とても苦勞します	全く出来ません
眼鏡を使用しても、見えにくい				
補聴器を使用しても、聴き取りにくい				
歩行や階段の上り下りがしにくい				
通常の言語をつかったコミュニケーションが難しい。たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解させることが難しい(「通常の言語」は多民族国家における母国語を意味するが、手話も含めて考えているかどうかは不確実。ただし、コミュニケーション項目の拡大セットには「手話を使いますか?」の設問が別にある。)				
思い出したり集中したりするのが難しい				
入浴や衣服の着脱のような身の回りのことをするのが難しい				

出所)「第 10 回 障害統計に関するワシントングループ(WG)会議に出席して(北村弥生)」、 「第 12 回 国際障害統計ワシントングループ会議(北村弥生)」より NRI 作成

なお、ワシントングループは、前述の短い設問セットを国際的に普及させる活動を行ってきたが、より詳細に障害に関する情報を収集する調査・統計の実現に向けた設問の体系も検討している。具体的には、短い設問セットだけでは、精神的障害や健康問題に起因する障害等が把握できないという課題を受けて、拡張設問セット(the Extended Question Set on Functioning)についての検討がなされている。この拡張設問セットでは、短い設問セットに「学習」「理解」「情動」「疼痛」「疲労」が機能領域として追加され、様々な情報が把握できることとなる。

以下に、国連アジア太平洋経済社会委員会(United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, 以下 ESCAP)で拡張設問セットを取り入れてテストした際の視覚に関する設問を例示する。

図表 6 ワシントングループの拡張設問セットの例（ESCAP の視覚に関する設問項目）

Questions	Response Options
VIS_SS Do you have difficulty seeing, even when wearing glasses? If “Cannot do at all/Unable to do” to VIS_SS, skip to VIS_5.	1) no difficulty 2) some difficulty 3) a lot of difficulty 4) Cannot do at all/unable to do 7) Refused 9) Don't know
VIS_1 Do you wear glasses to see far away? [If Yes, include glasses clause in VIS_2]	1) Yes 2) No 7) Refused 9) Don't know
VIS_2 Do you have difficulty clearly seeing someone's face across a room [even when wearing these glasses]?	1) no difficulty 2) some difficulty 3) a lot of difficulty 4) Cannot do at all/unable to do 7) Refused 9) Don't know
VIS_3 Do you wear glasses for reading or to see up close?	1) Yes 2) No 7) Refused 9) Don't know
VIS_4 Do you have difficulty clearly seeing the picture on a coin [even when wearing these glasses]?	1) no difficulty 2) some difficulty 3) a lot of difficulty 4) Cannot do at all/unable to do 7) Refused 9) Don't know
VIS_5 How old were you when the difficulty seeing began?	_____ age in years 777) Refused 999) Don't know
VIS_6 How much does your difficulty seeing limit your ability to carry out daily activities?	1) Not at all 2) A little 3) A lot 4) Completely 7) Refused 9) Don't know

出所) “Results of the Testing of the ESCAP/WG Extended Question Set on Disability”, UN ESCAP

(2) 本調査において障害者と捉える定義

(設問の構造)

ワシントングループの設問には短い設問セットと拡張設問セットがあるが、本調査研究では、短い設問セットに基づき、視覚・聴覚等の6つの機能について、「苦勞の有無・程度」の4段階の選択肢で質問している。

(操作的定義)

本設問における障害者は、特定の活動や社会参加へ制限を感じる集団のうち、『6つの機能領域に関する設問において、1つでも「とても苦勞します」「全く出来ません」

のいずれかの選択肢を選んだ者』と定義する⁵。

(3) 公的障害者制度における障害概念との関係性

ワシントングループの設問では6つの機能について尋ねており、視覚障害・聴覚障害・歩行障害等の身体障害等を中心に、既存の障害種別との対応関係を有している。短い設問セットと並行して開発されている拡張設問セット及び心理社会機能モジュールにおいては精神的な機能制限を含めて捕捉する設問も含まれているものの、短い設問セットにおいてはこれらを捕捉する設問が省略されているため、短い設問セットを単独で使用する場合には、精神障害者等が十分には捕捉されない可能性がある⁶。

(4) 障害種別及び障害程度の分解性

ワシントングループの設問では6つの機能を尋ねる設問に基づいて、障害種別との対応を把握できる。具体的には、それぞれの機能ごとに、視覚障害・聴覚障害・歩行障害・コミュニケーション障害等の障害種別の把握が可能である。

また機能制限の程度についても、「苦勞はありません」、「多少苦勞します」、「とても苦勞します」、「全く出来ません」の4つの選択肢で把握していることにより、特に「多少苦勞します」、「とても苦勞します」によって、程度についても把握することが可能である。

⁵ “Analytic Guidelines : Creating Disability Identifiers Using the Washington Group Short Set (WG-SS) SPSS Syntax”において推奨されている。

⁶ “Disability Assessment in European States ANED Synthesis Report”, Lisa Waddington, European network of academic experts in the field of disability (ANED)

2) 欧州統計局の設問

(1) 欧州統計局の設問 (MEHM) の概要

欧州統計局は、欧州連合における行政執行機関である欧州委員会で統計を担当する部局であり、欧州全体の経済や人口・社会情勢等の統計情報を作成している。欧州統計局は、欧州連合内の国や地域間の比較を可能にする統計を整備することが重要なタスクとなっており、設問セットや個別の統計調査を履行するためのガイドライン等を作成⁷している。欧州統計局は欧州各国における統計の作成に影響を及ぼす国際的な機関の一部局である。

欧州統計局が整備する個別の統計調査のガイドラインにおいては、回答者の健康状態を捉えるための設問セットとして、MEHM が存在し、活用されている。

MEHM は健康を次の3つの異なる概念から特徴付ける設問のセットである。

- ・自身が認識している健康状態
- ・慢性的な健康問題、慢性疾患
- ・活動における制限

< MEHM の設問 (仮訳) >

Q: あなたの健康全般はどうですか？

非常に良い / 良い / 普通 / 悪い / 非常に悪い。

Q: 長年の病気や健康上の問題はありますか？

はい / いいえ。

Q: 過去の少なくとも6ヶ月を超える期間において、健康上の理由から、日常生活の活動においてどの程度制限を受けていますか？

厳しく制限されている / 制限されているが厳しくはない / まったく制限されていない

これらの設問からなる MEHM は欧州統一生活時間調査 (Harmonised European Time Use Surveys, 以下 HETUS) や欧州健康面接調査 (European Health Interview Survey, 以下 EHIS)、欧州連合・所得と生活状況に関する調査 (European Union Statistics on Income and Living Conditions, 以下 EU-SILC) 等の複数の個別の統計調査の欧州統計局におけるガイドラインにおいて使用されている。

⁷ 欧州統計局は、欧州連合の各国における個別の統計調査の共通化・標準化をはかることを通じ、域内において各国の統計情報を比較可能とするために、統計調査に係るガイドラインを多数作成・公表している (<https://ec.europa.eu/eurostat/publications/manuals-and-guidelines>)。その内容には、調査票、調査対象の設定、サンプル抽出、インタビュー等の調査手法、推計手法等も含まれる。ガイドラインの作成は、欧州統計局の個別統計の担当部署が行っている。なお、Commission regulation で規定される、欧州共通で実施される統計調査では、ガイドラインを原則的に遵守することが求められる。一方で、Commission regulation で規定されていない統計調査では、ガイドラインは参照情報であり、実際には各国において用いられる調査項目等について一定の裁量が認められると考えられる。

MEHM に含まれる 3 つの設問のうち、3 番目の「活動における制限」については GALI が用いられている。GALI は既述のように欧州統計局において障害を捉える定義の一つとして紹介されている⁸。

実際に、欧州においても各国で毎年実施されている調査である EU-SILC の対象変数の説明書き (description of target variables) において GALI を確認できる。かつて、MEHM の構成要素の一部である GALI が障害を捉えるために用いられていた経緯があるほか、少なくとも 2008 年から最新の 2018 年のいずれの年においても、PH030⁹ に「健康問題による活動の制限」として GALI が含まれており、その説明書きに「障害 (disability)」の文言が含まれている¹⁰。

欧州において複数の統計調査で導入されており、障害に係る定義に該当する部分 (GALI) を含む設問セットとして欧州統計局の MEHM を調査対象として選択した。なお、GALI によって健康上の問題に起因する制限や精神障害等を捉えることができる点でワシントングループとは異なる特徴も有している。

ただし、欧州統計局は国際的機関である欧州連合の一部局ではあるものの、地域性が高い欧州統計局の個別の統計調査のガイドラインで示されているものであることから、全世界的な標準として使われているものではないことには留意が必要である。

なお、本調査研究では、既述のように欧州統計局のいくつかの個別の調査のガイドラインに含まれている MEHM の中から、MEHM について解説がある最新のガイドラインであり¹¹、総務省統計委員会担当室が作成した「障害者統計について (平成 30 年 10 月 25 日)」においても欧州における事例として取り上げていることから、HETUS における MEHM の設問を用いた。

⁸ GALI に由来する 3 番目の問は、「健康上の理由から、日常生活の活動においてどの程度制限を受けていますか？」と「制限が 6 ヶ月を超える期間継続していますか？」を 2 つの設問に分けて質問しているケースがある。

⁹ PH は設問領域であり、P は Person、H は Health を意味する。

¹⁰ <https://www.geis.org/en/missy/materials/EU-SILC/documents/guidelines>

¹¹ 2020 年 3 月時点で、欧州統計局の Manuals and guidelines のカテゴリ

(<https://ec.europa.eu/eurostat/publications/manuals-and-guidelines>) に掲載されているガイドラインを見た際に、MEHM について解説が掲載されている最新の個別統計調査のガイドラインが HETUS のガイドライン (2019 年版)であった。

図表 7 欧州統計局の設問として本調査で用いた設問

問5 あなたの現在の健康状態について、お答えください。(○は一つだけ) 1. よい、2. まあよい、3. ふつう、4. あまりよくない、5. よくない
問6 慢性疾患や慢性的な健康問題の有無について、お答えください。(○は一つだけ) 慢性疾患や慢性的な健康問題とは、6ヶ月以上疾患や健康問題が継続しているものをさします。 1. ある 2. ない
問7 健康問題により、日常の一般的な活動に支障があるかについて、お答えください。(○は一つだけ) 1. 非常に支障がある、2. ある程度支障がある、3. 全く支障がない
問7-1 (問7にて「1」、「2」と回答した方にお聞きします。)問7にてご回答いただいた支障は、6ヶ月以上継続していますか。(○は一つだけ) 1. はい 2. いいえ

注) 設問番号はインターネット調査における設問番号に対応。

出所) “Harmonised European Time Use Surveys (HETUS) 2018 Guidelines 2019 edition”より作成

(2) 本調査研究において障害者と捉える定義

(設問の構造)

本設問セットは、個別の機能等に関する設問セットではなく、慢性疾患・慢性的な健康問題、6ヶ月以上の日常生活の支障を尋ねる包括的な設問セットとなっている。

また、まず「健康状態」について5段階で尋ね、次いで「(6ヶ月以上継続する)慢性疾患や健康問題の有無」について、「ある/ない」の2択で確認する。さらに、「健康問題による日常の一般的な活動への支障」について、「非常に支障がある/ある程度支障がある/全く支障がない」の3択で尋ね、「非常に支障がある/ある程度支障がある」と答えた者は、次の設問へと進んで「支障が6ヶ月以上継続しているか」を問われ、「はい/いいえ」の2択で回答する構造となっている。

(操作的定義)

欧州統計局の用語集においては、欧州統計システムにおいて用いられている4つの障害(disability)に係る定義の例の1つとして、GALIの“Limitation in activities people usually do because of health problems for at least the past six months(健康問題により人々が通常行う活動における少なくとも過去6か月間の支障)”という定義

が紹介されている。

したがって本調査研究では、欧州統計局で障害を捉える定義の一つである GALI に対応する問 7 「健康問題による日常の一般的な活動への支障」において、「非常に支障がある」もしくは「ある程度支障がある」と回答し、問 7-1 で支障が 6 ヶ月以上継続しているとする者を障害者と捕捉することとした¹²。

(3) 公的障害者制度における障害概念との関係性

欧州統計局の MEHM では、個別の機能等ではなく、健康問題に由来する日常生活における活動制限の全般的な状況について概括的に質問している。そのため、難病等による障害の状況を広く把握できる可能性がある一方で、身体障害、知的障害、精神障害等の障害による分解を意識しておらず、障害種別と対応させることはできない。

(4) 障害種別及び障害程度の分解性

欧州統計局の MEHM では、全般的な健康問題、活動制限に関する設問であり、障害種別を分解して把握することができない。

また、障害の程度まで判定されるものではない。

3) WHODAS2.0

(1) WHODAS2.0 の概要

2001 年 5 月、WHO において、ICF が採択された。ICF では、「生活機能」は、健康状態と背景因子(個人因子、環境因子)との間に相互作用があると評価し、「生活機能」を構成する「心身機能・身体構造」「活動」「参加」との間に相互作用があると評価する。また、ICF では「障害(Disability)」を「生活機能」の困難状況として「機能障害」「活動制限」「参加制約」から構成されるものとしている。

ICF 調査項目は膨大であるが、これをある程度簡略化した設問セットとして WHO が WHODAS2.0 を開発した。WHODAS2.0 では、日常生活における活動 12 項目について、困難の程度を 5 段階で評価している。多面的な項目を調査することで、生活機能のレベルを点数により評価できる。

¹² 本設問における「障害のある者」の判定については、主要な学術雑誌である BMC Medical Research Methodology に掲載された論文 (Berger et al, (2015)) にみられるように、学術コミュニティにおいて、「非常に支障がある」、「ある程度支障がある」という 2 つの選択肢を回答する者を結果的に合わせて一つのカテゴリーにすることが認められている。

図表 8 WHODAS2.0

過去 30 日間に、どれくらい難しさがありましたか。	全く問題なし	少し問題あり	いくらか問題あり	ひどく問題あり	全く何もできない
S1 長時間(30分くらい)立っている	1	2	3	4	5
S2 家庭で要求される作業を行う	1	2	3	4	5
S3 新しい課題、例えば初めての場所へ行く方法を学ぶ	1	2	3	4	5
S4 誰もができるやり方で地域社会の活動に加わるのに、どれほど問題がありましたか(例、お祭や宗教的、または他の活動)	1	2	3	4	5
S5 健康状態のために、どれくらい感情的に影響を受けましたか	1	2	3	4	5
S6 何かをするとき、10分間集中する	1	2	3	4	5
S7 1km ほどの長距離を歩く	1	2	3	4	5
S8 全身を洗う	1	2	3	4	5
S9 自分で服を着る	1	2	3	4	5
S10 見知らぬ人に応対する	1	2	3	4	5
S11 友人関係を保つ	1	2	3	4	5
S12 毎日の仕事をする / 学校へ行く	1	2	3	4	5

出所) “Measuring Health and Disability Manual for WHO Disability Assessment Schedule” 「健康および障害の評価 WHO 障害評価面接基準マニュアル」田崎美弥子・山口哲生・中根允文訳

(2) 本調査研究において障害者と捉える定義

(設問の構造)

WHODAS2.0 では、日常生活における活動 12 項目について、「問題の有無・程度」で回答する選択肢が用いられている。具体的には、「全く問題なし / 少し問題あり / いくらか問題あり / ひどく問題あり / 全く何もできない」の 5 択(5 段階)でどれかを選択することとなっている。「全く問題なし」「全く何もできない」を除き、問題の程度を確認するような尋ね方となっている。

(操作的定義)

WHODAS2.0 では、個人の健康状態を個々の設問からスコア付けしグレード評価することを目的としているため、障害者を捉える操作的定義は定められていない。

なお、今回は検討チームの一部構成員の助言のもと、「健康及び障害の評価 WHO 障害評価面接基準マニュアル」を参考に WHODAS2.0 における障害者の割合が 10%程度になるように便宜的に設定し、回答者のスコア分布の上位 10%程度となる 14.5 以上を WHODAS2.0 における障害者の基準とした。

(3) 公的障害者制度における障害概念との関係性

WHODAS2.0では、過去30日間を振り返ったうえで、認知、可動性、セルフケア、人との交わり、生活、参加の6つの領域に関わる12の質問をしている。設問群には、直立・歩行等といった機能だけでなく、地域社会の活動に加わる等の活動や参加に関する内容も含まれており、多様な機能障害、活動制限、参加制約にそれぞれ対応している。ただし、ICFは本来、健康状態による障害状況を幅広く把握するためのもので、「障害のある者」と「障害のない者」に分けて障害者を捉えることは意図されておらず、WHODAS2.0も障害者を特定するものとはなっていない。

(4) 障害種別及び障害程度の分解性

そもそも、WHODAS2.0には障害者の定義がない。また、12の設問のスコアにより総合的に判断するため、障害種別のデータを把握することを前提としたものではない。

一方で、WHODAS2.0は既述のように、認知、可動性、セルフケア、人との交わり、生活、参加の6つの領域をカバーしていることから、身体障害、知的障害、精神障害等の障害種別については、比較的偏りなく多様な障害種別を把握できると考えられる。

しかし、個別の設問に基づいて、機能障害、活動制限、参加制約との関連付けは可能であるものの、一般的な分類である身体障害、知的障害、精神障害等の障害種別とは、直接的には結び付けることが難しい設問もある。

2. 検証の視点

本調査研究は、「障害の有無に関する設問を盛り込んで、国民生活等に関する試行的な調査を行い、必要な分析・検証を行うとともに、これを通じて障害の有無に関する設問の在り方、当該設問を設けて統計を充実することの政策的意義・必要性等について調査研究・整理を行うことを目的」として実施したものである。

本目的に照らして、特に重視した観点は以下である。

1)の(1)～(3)は、「集計結果の妥当性の評価」に係る観点、2)は、「適切に回答できるかの評価」に係る観点である。

1) 集計結果の妥当性の評価

(1) 代替性（捕捉性）

ワシントングループや欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉される者が、我が国の公的障害者制度の利用者をどの程度捕捉できるのか、という観点に着目した。

我が国の公的障害者制度の利用者を相当程度捕捉できるのであれば、公的障害者制度の利用者の定義や把握の方法と代替性があると考えられるのでその点について考察を行う。

なお、本来的には、新しい設問で捕捉された「障害のある者」と「障害のない者」が、公的障害者制度の利用の有無と十分代替するためには、100%、もしくは100%に相当程度近い捕捉率が必要となると考えられる。本調査研究では、代替性の評価に際しては、100%に相当程度近い場合（今回の分析上は95%以上）に代替性が高い、と評価することとする。

図表 9 代替性（捕捉性）の考え方

		該当者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
全体	障害のある者	23,210	11.6%	17.3%	10.3%
	障害のない者		88.4%	82.7%	89.7%
公的障害者制度を利用している者	障害のある者	1,815	35.3%	65.9%	49.5%
	障害のない者		64.7%	34.1%	50.5%
公的障害者制度を利用していない者	障害のある者	21,395	9.5%	13.1%	7.0%
	障害のない者		90.5%	86.9%	93.0%

代替性（捕捉性）の観点

「公的障害者制度を利用している者」で、新たな設問（ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0）でも「障害のある者」として捕捉された者の割合

「公的障害者制度を利用している者」で、新たな設問では「障害のない者」として捕捉された者の割合

以下のような理由が考えられる。

- それぞれの設問では把握が難しい障害がある者（例：機能的な意味では障害が無い・少ない者）
- 公的障害者制度を利用することで、日常的・機能的な支障は出にくい・認知せずに済んでいる者（追加的な支援は不要である者とも考えられる）
- 障害に慣れてしまい、客観的には支障があるにも関わらず、主観的には「支障」と認知していない者

補完性の観点（詳細は後述）

公的障害者制度を利用していないものの、新たな設問では「障害のある者」として捕捉された者
新たな設問を導入すれば、検討の対象とすることができる、支援が必要な可能性のある者

(2) 補完性

代替性(捕捉性)の観点から捕捉率が低かったとしても、それはワシントングループや欧州統計局の設問が有意義でないということにはならない。なぜなら、ワシントングループや欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者でかつ公的障害者制度の非利用者がいる場合には、ワシントングループや欧州統計局の設問の観点では「障害のある者」で何らかの支援施策等の対象となる可能性がある者にもかかわらず、我が国の制度的支援対象にはなっていない者とも考えられ、新たな支援や施策の対象となる可能性のある者に新たな光を当てることになるからである。本報告書ではこの観点を補完性と呼ぶ(公的障害者制度に加え、新たに支援が必要な可能性がある者を“補完的に把握”することが有益と考えられることから)こととする。

もちろん、実際に「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者が全て新たな施策や支援等の対象になるか、必要性があるかどうかは各省庁や公的機関等がそれぞれの所掌・役割の範囲で改めて判断することになる点には留意が必要である。

図表 10 補完性の考え方

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、 お答えください。			
			1.必要としている	2.必要としていない	合計
実数	WG障害のある者	合計	773	22,437	23,210
		公的障害者制度利用あり	325	316	641
	公的障害者制度利用なし	103	1,939	2,042	
	WG障害のない者	合計	214	960	1,174
		公的障害者制度利用あり	131	19,222	19,353
割合	WG障害のある者	合計	3.3%	96.7%	100.0%
		公的障害者制度利用あり	50.7%	49.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	5.0%	95.0%	100.0%	
	WG障害のない者	合計	18.2%	81.8%	100.0%
		公的障害者制度利用あり	0.7%	99.3%	100.0%

補完性の観点

ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者で、かつ「公的障害者制度利用なし」である者について、「日常生活における手伝いや見守りの必要性」について確認

本設問では、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者であり、かつ「公的障害者制度利用なし」である者の中で、5.0%の者が「日常生活における手伝いや見守りの必要性」が「ある」としている。
従来はわからなかった支援等が必要な可能性のある者に新たに光を当てることが可能になる。

(3) 有意性

本報告書において、「有意性」とは、まずはワシントングループや欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者が、それぞれの設問で「障害のない者」として捕捉された者と、どのように異なるのか(差異があるのか)という観点である。それぞれの設問で「障害のある者」と「障害のない者」を捕捉した場合に、日常生活における支障や支援の必要性、また就労の状況等について顕著な差異がみられる場合は、新たな設問を基幹統計調査等に盛り込んで「障害のある者」と「障害のない者」とを捕捉して集計・分析等を実施することで、現状把握や様々な施策の検討に活用できる(例:新たな設問で「障害のある者」には何らかの支援が必要、何らかの社会経済的に不利な状況に陥っていることが把握できれば、施策の検討等に有意義であるという意味)。

これに加えて、設問の構造や特性を活かすことにより実現できる分析に基づく有益

な情報の提供可能性の観点も含めて有意性という言葉を用いている。例えば、障害種別に分解し、障害種別ごとに差異が生じているのか等を詳細に分析することで有益な情報が提供可能になる。

したがって、本報告書では、有意性という言葉について、統計的な意味における有意性に限定しない意味で用いている。

図表 11 有意性の考え方

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、 お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者	428	2,255	2,683
	WG障害のない者	345	20,182	20,527
割合		3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	16.0%	84.0%	100.0%
	WG障害のない者	1.7%	98.3%	100.0%

有意性の観点

ワシントングループの設問で「障害のある者」と「障害のない者」として捕捉された者についての、「日常生活における手助けや見守りの必要性」についての比較

本設問では、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者の方が「障害のない者」よりも「手助けや見守りの必要性」が多いことが分かる。

さらに、ワシントングループの設問の場合には、障害種別で分解して詳細な分析を行うことが可能であり、上記の「障害のある者」と「障害のない者」の差異に留まらない、有益な情報の提供可能性がある。

2) 回答のしやすさ

新たに基幹統計調査等に導入することも想定すると、回答そのものが大きな負担にならないことが重要になる。

本調査研究では具体的には、以下の3つの観点と、それらの観点を統合した総合的な評価の観点でワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のそれぞれの回答のしやすさを確認した。

- ・ 回答における負担：回答にあたり、過度な負担が生じないか
- ・ 質問文のわかりやすさ：質問文が明瞭であるか
- ・ 選択肢の選びやすさ：選択肢の定義や水準が明瞭であるか

3. 調査の方法

1) 調査の体系

障害者を捉える設問に関して検討を行うことを目的として、インターネット調査及び紙面調査を実施した。また、これについて補足的な情報を得るためにグループインタビューを実施した。

2) 個々の調査方法の概要

(1) インターネット調査

本調査研究でのインターネット調査は、企業等が有するインターネットモニターに対して、Web画面上でアンケート調査を実施する調査手法により行った。このため、モニターとして登録した者のみを対象としているという特徴がある。

本インターネット調査は、調査受託会社である野村総合研究所が提供するインターネットリサーチサービスである TrueNavi (<https://truenavi.net/index.html>) を用いて実施した。

同サービスのモニターは令和2年3月2日時点で 650,750 人¹³である。主要な属性別でみると、以下のようになっている。

【性別】	男性(49.6%)、女性(50.4%)
【年齢層】	20歳未満:男性(1.2%)、女性(1.6%) 20代:男性(4.4%)、女性(8.7%) 30代:男性(8.2%)、女性(14.1%) 40代:男性(12.1%)、女性(13.0%) 50代:男性(12.3%)、女性(8.5%) 60代以上:男性(11.4%)、女性(4.5%)
割合は全モニターにおける割合	

目的

障害者を捉える設問について、集計結果の妥当性の評価、適切に回答できるかの評価を実施するために、必要なデータを迅速かつ大量に収集することができるインターネット調査を実施した。

調査項目

主な調査項目として、以下を質問した。

- ・基本属性
- ・障害者を捉える設問及びその評価

¹³ アクティブ数（過去90日以内にアンケートに回答したモニターと、直近2日以内にマイページにログインしたモニターの数）が650,750人である（令和2年3月2日現在）。

- ・日常生活、公的な障害者関連制度等の利用の状況
- ・雇用、労働等の状況
- ・その他（グループインタビューへの参加希望）

スケジュール

インターネット調査は、以下のスケジュールで実施した。

図表 12 インターネット調査のスケジュール

実施時期	実施内容
令和元年 12 月 20 日(金)	調査項目の確定
令和 2 年 1 月 14 日(火)	インターネット画面の確定
令和 2 年 1 月 15 日(水)～2020 年 1 月 24 日(金)	実査 1
令和 2 年 2 月 21 日(金)～2020 年 2 月 26 日(水)	実査 2
令和 2 年 2 月下旬	集計・分析

サンプル抽出フロー

インターネット調査における、集計サンプルは以下のようなフローに基づいて抽出した。（実際の本フローにおけるサンプルは p32 を参照）

まず、予備調査を実施し、回答者本人の公的障害者関連制度の利用有無¹⁴、同居家族の公的障害者関連制度の利用有無を把握した。その後、より詳細な調査（ここでは「本調査」と表記する）への回答を依頼した。

調査対象を抽出するにあたっては、以下の 3 つのステップで分類した。

1 つ目の分岐（分岐 1）として、「本調査」への回答の有無で分けた。このうち、「本調査」への回答が無かった者は最終的な集計対象とはならない¹⁵。

続いて、2 つ目の分岐（分岐 2）として、本人の公的障害者制度の利用有無で分けた。

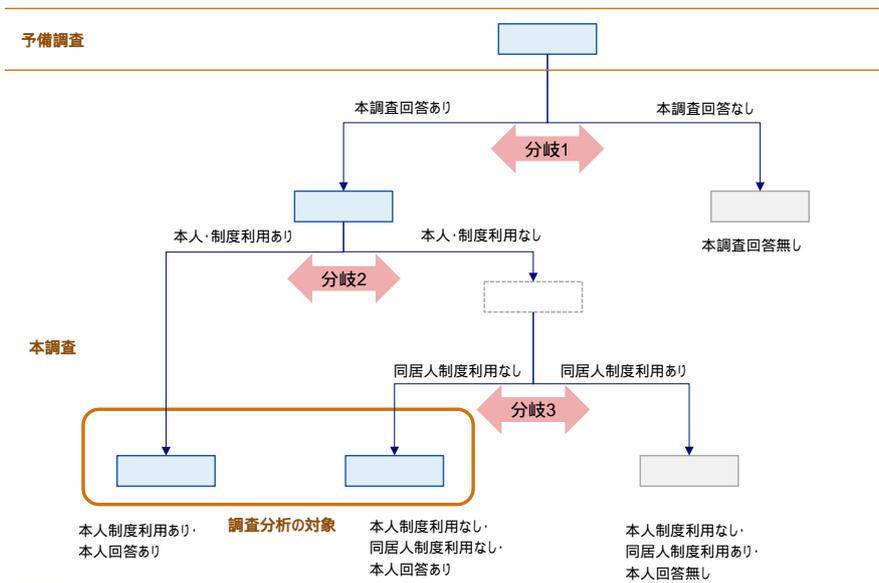
本人の公的障害者制度の利用がある者は、そのまま「本調査」に回答した。

最後に、3 つ目の分岐（分岐 3）として、同居人の公的障害者制度の利用の有無によって分けた。同居人の公的障害者制度利用がない者は、そのまま本人について「本調査」に回答した。同居人の公的障害者制度の利用がある者は、同居人について「本調査」に回答したため、本人についての回答はなく、集計には含めなかった。

¹⁴ 予備調査では、身体障害者手帳の所持、療育手帳の所持、精神障害者保健福祉手帳の所持、障害年金の受給、障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給、の 5 つについて、制度利用有無を把握している（第 3 回検討チーム会合における議論・その後の構成員への確認を経て上記 5 つとした）。同居家族に係る質問についても同様である。

¹⁵ 公的障害者制度の非利用者の中には、予備調査と本調査の実施が異なる時点であったため、一部、本調査にご回答いただけない者がいた。

図表 13 インターネット調査における集計サンプルの抽出フロー



(2) 紙面調査

目的

障害当事者の追加的なサンプルの収集、及びインターネット調査では捕捉しづらい可能性のある多様な障害当事者のサンプルの確保を目的として紙面調査を実施した。

調査項目

インターネット調査と同様に以下の項目を質問した。

- ・基本属性
- ・障害者を捉える設問及びその評価
- ・日常生活、公的な障害者関連制度等の利用の状況
- ・雇用、労働等の状況

スケジュール

紙面調査は、障害当事者団体の協力を得て、次のスケジュールで実施した。

図表 14 紙面調査のスケジュール

実施時期	実施内容
令和元年 12 月中旬	ご協力団体担当者へ依頼
令和 2 年 1 月	郵送またはメールにて調査票を送付
令和 2 年 2 月上旬	ご回答期限

実施方法とご協力団体一覧

令和元年 12 月における障害者政策委員会において、内閣府より、以下の当事者団体に、調査への協力依頼を実施した。

同委員会終了後、野村総合研究所より、各当事者団体にメール・お電話等にて個別に調査趣旨等や具体的なオペレーション等をお伝えし、各当事者団体の状況やご希望をお伺いした。

基本的には、各当事者団体において、概ね 10～20 名程度の障害当事者のご協力者リストを作成いただいた。ご協力者リストの作成においては、当然ながら各当事者団体により事情が異なり、実施・回答への期間が短かったことから、可能な範囲での対応をいただくこととした。

原則的には、期待する回答数のみを示させていただき、どのような属性に留意して配布すればよいのかと問い合わせがあった当事者団体の方には、性別・年齢階層別にある程度のサンプルを確保していただけるようリストアップ・配布への協力をお願いした。

野村総合研究所から、各当事者団体に対して、各当事者団体から要請いただいた部数

の調査票・もしくは回答用ファイルを送付させていただき、各当事者団体から、ご協力者となる障害当事者様・ご家族の方に調査票を送付いただいた。

また、野村総合研究所に対して配布先の方のリストを作成・提供いただいた当事者団体もあり、その場合には野村総合研究所から直接に調査票あるいはその電子ファイルを送付した。

調査票の回収に関しては、各当事者団体がまとめて野村総合研究所に送ってくださる場合もあれば、回答者である障害当事者様・ご家族の方から直接野村総合研究所に郵送、もしくはメール添付にての送付をしていただいた場合もある。

図表 15 ご協力いただいた団体名

団体名(50音順)	
(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会	(一財)全日本ろうあ連盟
(福)全国重症心身障害児(者)を守る会	(特非)DP!日本会議
(公社)全国精神保健福祉会連合会	(福)日本視覚障害者団体連合
(公社)全国脊髄損傷者連合会	(福)日本身体障害者団体連合会
全国手をつなぐ育成会連合会	(一社)日本難病・疾病団体協議会
(福)全国盲ろう者協会	(一社)日本発達障害ネットワーク

情報保障を目的とした合理的配慮の提供について

調査票作成に際しては、各当事者団体との調整に基づき、ルビ振り、フォントサイズの拡大(20pts。回答者様からの個別のリクエストに対応)、ファイルのテキスト化(読み上げソフトご利用の方向け)、点字調査票の作成等、合理的配慮の提供を図った。

(3) グループインタビュー

目的

インターネット調査や紙面調査では入手しにくい情報を収集するため、対象者とその場で双方向に議論できるグループインタビューを実施した。グループインタビューであれば、以下のような情報を収集できる可能性がある。

- ・司会者が回答者の回答について、より深く踏み込んだ質問をしたり、例えば問題点の解決策等を挙げてもらうこと
- ・回答者同士が相互の意見を聞き、自分では思いつかなかった理由に気づいたり、他人の意見を聞いた上で自分は賛成 / 反対なのかを述べられること

調査項目

- ・3つの設問に対する評価
- ・回答を回避したくなるような表現の有無
- ・統計調査に対する要望(統計の整備等を目的として、公的主体が調査を実施する場合、どのような内容の把握や配慮を求めるか)

スケジュール

インターネット調査の回答者の中から、グループインタビューへの参加希望者を募り、参加希望者のスケジュール及び会場の確保可能性の確認を行い、4グループを対象に実査を行った。

図表 16 グループインタビューのスケジュール

実施時期	実施内容
令和2年1月下旬	参加希望者への連絡
令和2年1月29日(水)～令和2年2月2日(日)	インタビューの実施(計4回)
令和2年2月上旬	把握された意見の整理・分析

当日の流れ

当日は以下の流れに沿い、司会から参加者へ質問を投げかけ、意見を収集した。

図表 17 グループインタビュー当日の流れ

調査項目	詳細	時間
趣旨説明・アイスブレイク	・家族構成や趣味	15分
3つの設問の評価	・各パターンの順位と理由 ・良い点・悪い点・改善案	40分
回答を回避したくなるような表現の有無	・不快だと感じる設問の有無と理由 ・障害に関する事項の回答に対する忌避感	10分
統計調査に対する要望	・統計調査への要望、改善点	5分

実施状況

以下の日程、場所で実施した。

図表 18 グループインタビュー参加者・日時・開催場所

	参加者	日時	場所
第1回	制度の利用者 (男性7名)	令和2年1月29日(水) 18時30分～20時	インタビュールーム浜松町
第2回	制度の非利用者 (男性7名)	令和2年1月30日(木) 19時～20時30分	NRI オフィス会議室 (大手町フィナンシャルシティグランキューブ)
第3回	制度の利用者 (女性7名)	令和2年2月2日(日) 10時～11時30分	インタビュールーム浜松町
第4回	制度の非利用者 (女性6名)	令和2年2月2日(日) 13時～14時30分	インタビュールーム浜松町

4. 調査の結果

1) インターネット調査

(1) データセットの特性

サンプル：23,210名

サンプルの属性

【実数】

	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	23,210	2,626	3,368	4,138	3,493	6,938	2,468	179
男性	11,228	1,346	1,687	2,119	1,780	2,942	1,250	104
女性	11,982	1,280	1,681	2,019	1,713	3,996	1,218	75

【割合】

	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	100.0%	11.3%	14.5%	17.8%	15.0%	29.9%	10.6%	0.8%
男性	48.4%	5.8%	7.3%	9.1%	7.7%	12.7%	5.4%	0.4%
女性	51.6%	5.5%	7.2%	8.7%	7.4%	17.2%	5.2%	0.3%

< 国勢調査（平成27年）における割合（参照値） >

	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	100.0%	11.9%	15.0%	17.7%	14.9%	17.4%	13.5%	9.5%
男性	48.0%	6.1%	7.6%	8.9%	7.4%	8.5%	6.1%	3.3%
女性	52.0%	5.9%	7.4%	8.8%	7.5%	9.0%	7.3%	6.2%

注記）調査実施時には、60代、70代、80代以上はまとめて「60代以上」とし、「60代以上」の国勢調査の割合を参照した。

公的障害者制度の利用者の割合

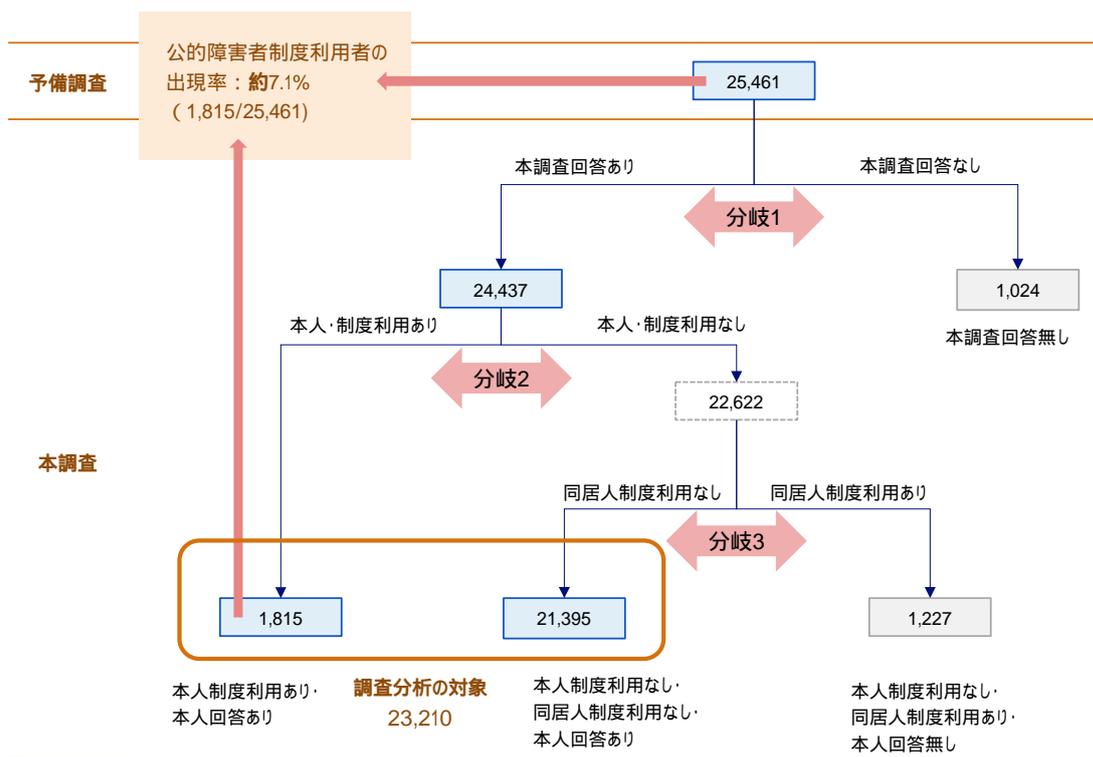
7.1%（25,461名中1,815名）

25,461名は、予備調査におけるサンプルである。

サンプル抽出フローと結果

インターネット調査における、集計サンプルは以下のようなフローに基づいて抽出した。(実際の本フローにおける考え方は p25 を参照)

図表 19 インターネット調査における集計サンプルの抽出フローとサンプル



20歳以上における公的障害者制度の利用率に関する統計等の資料との比較

公的障害者制度の利用率について、インターネット調査における本調査のサンプルと統計等の資料に基づくデータを比較した。インターネット調査は、20歳以上を対象に実施したため、統計等の資料については、可能な限り、年齢の区別のあるデータをもとに比較を行い20歳以上の利用率を抽出するように努めた。

利用率に大きな差がある制度としては、「介護保険法によるサービス」が挙げられる。同サービスは65歳以上の高齢層を中心としたサービスであるため、70代、80代のサンプルが少ない本調査においては介護保険サービスの利用率（0.6%）が少なくなっていると考えられる。また、予備調査においては、公的障害者制度の利用状況を確認するために、検討チーム会合の議論の結果として、身体障害者手帳を所持している、療育手帳を所持している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、障害年金を受給している、障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給しているの5つの制度を列挙してその利用有無を尋ねたが、予備調査で上記制度を利用していない者の中には、予備調査と本調査の実施が異なる時点であったため、一部本調査に回答していただけない者がおり、この者の中に介護保険法によるサービス利用者がいた可能性などがあることも介護保険法によるサービスの利用者割合が少ない一因となっていると考えられる。しかしながら、本調査に回答いただけなかった者は1,024人のみであるため、この点が介護保険法によるサービス利用者が極端に少ないことを十分に説明するわけではない。

また、モニター調査である本インターネット調査のサンプルは「精神障害者保健福祉手帳」、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付」の利用者が多いという特性を持つ。この点、多様な観点から国民の属性と全く同じサンプルを実現することには限界があり、上記のような特性があることに留意した上で本報告書を見る必要がある。

図表 20 公的障害者制度の利用者の比較（インターネット調査と統計等）

	インターネット調査		統計等の資料		資料
	20歳以上		20歳以上		
	利用者数 (単位:人)	利用率	利用者数 (単位:千人)	利用率	
1.身体障害者手帳を所持している	775	3.3%	4,987	4.8%	「福祉行政報告例」の平成30年度末現在における台帳登録数。同資料には20歳以上の年齢区分がないため、「統計等の資料」の利用率は、18歳以上のデータで推計。
2.療育手帳を所持している	99	0.4%	836	0.8%	「福祉行政報告例」の平成30年度末現在における台帳登録数。同資料には20歳以上の年齢区分がないため、「統計等の資料」の利用率は、18歳以上のデータで推計。
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	0.2%	-	-	データは存在せず(厚生労働省確認)
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	2.6%	1,063	1.0%	「衛生行政報告例」の平成30年度末現在における台帳登録数。同資料には年齢区分がないため、「統計等の資料」の利用率は、全年齢のデータで推計。 (「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」によると、手帳所持の20歳未満の構成比は2.1%なので、全年齢のデータを活用)
5.障害年金を受給している	569	2.5%	1,796	1.7%	「年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(平成26年)
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	2.1%	848	0.8%	厚生労働省障害保健福祉部企画課提供資料より(令和元年11月時点)
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	0.6%	-	-	平成30年(2018年度)度の利用者数(厚生労働省障害者雇用対策課提供) 障害者職業センター:31,977人 障害者就業・生活支援センター:188,440人 (年間の延べ人数のため活用せず)
8.介護保険法によるサービスを利用している	102	0.6%	6,413	8.5%	「介護保険事業状況報告」(平成29年度) 平成29年度末の要介護(要支援)認定者数。第1号被保険者(65歳以上)に第2号被保険者(40歳以上65歳未満)を加えており、対象は40歳以上となる。 (利用率は、インターネット調査では40歳以上のサンプル数で割って算出。統計等の資料では、40歳以上人口の75,761,015人で割って算出)
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	1.0%	906	0.9%	厚生労働省衛生行政報告例(平成30年度末現在)
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	0.4%	-	-	その他に何が含まれるか不明のため、利用率は記載せず。
参考)インターネット調査:サンプル(人) 統計等の資料:人口(千人)	23,210		103,746		利用率は、利用者数を、左記のサンプル数、人口(20歳以上人口)で割ってそれぞれ算出している。ただし、介護保険法によるサービスの利用率は、40歳以上のサンプル数、人口で算出。

全数調査と60歳未満の調査の結果の比較

60歳以上のサンプルが多く、全数調査だけで見ると特に就労関係の集計結果が影響を受ける可能性があることから、60歳未満のみのサンプルを対象とした分析を実施した。いくつかの重要な設問や、就労関係の設問を中心に整理した。

以下の図表では、ワシントングループの設問（WGと表記）欧州統計局の設問（ESと表記）のそれぞれの設問で「障害のある者」として捕捉された者について、いくつかの設問の特定の選択肢における回答割合を記載している。

まず、就労関係の設問であっても、全数と60歳未満で、それぞれの設問における「回答の傾向」（回答が多い者 回答が少ない者の選択肢の順番）についてはほぼ同じであることから、全数調査と60歳未満で回答の傾向・順番を大きく変え得るようなバイアスは生じていないと考えられる。

一方で、就労関係の設問のクロス集計を中心に、「全数 - 60歳未満（差異）」のポイント差が大きいものが多い（例：欧州統計局で「10. 就職希望の有無：「したいと思っている」者」では、全数で34.5%に対し、60歳未満で56.1%となっており、差が約21.6ポイントとなっている）。そのため、例えば上記で例に挙げた就業希望の有無の「程度」については、60歳未満のデータだけを見ることも有益と考えられる。（例えば、「就職希望を持つ者の割合」についての施策目標を設定しようとする場合には、60歳未満だけで見て、70%を目標とする、というような考え方が可能）。

図表 21 全数調査と60歳未満調査の比較表（サマリ）

値は全て割合であり、単位はパーセンテージ(%)。WG及びESの設問で「障害のある者」となった者の、該当する設問の割合である。	回答の傾向	WG		ES		全数 - 60歳未満(差異)	
		全数	60歳未満	全数	60歳未満	WG (全数-60未満)	ES (全数-60未満)
1 「障害のある者」の割合							
全体	-	11.6*	12.6*	17.3*	16.5*	-1.0	0.7
公的障害者制度利用者	-	35.3*	36.0*	65.9*	65.7*	-0.7	0.2
公的障害者制度非利用者	-	9.5*	10.4*	13.1*	11.8*	-0.9	1.3
2 公的障害者制度の利用状況(「障害のある者」の割合)						0.0	0.0
身体障害者手帳の所持	-	43.4*	47.8*	69.7*	72.3*	-4.4	-2.7
療育手帳の所持	-	51.5*	52.2*	65.7*	65.2*	-0.7	0.4
精神障害者保健福祉手帳の所持	-	30.8*	31.9*	67.8*	69.2*	-1.1	-1.4
障害年金の受給	-	45.0*	43.9*	73.5*	73.5*	1.1	-0.1
難病法に基づく医療費助成の利用	-	35.4*	35.5*	73.4*	71.1*	-0.1	2.4
3 手助け・見守りの必要性:必要としている者	○	16.0*	16.4*	15.4*	18.3*	-0.4	-2.9
4 気分障害(心配・不安を感じる頻度):「毎日」の者	○	19.2*	22.7*	25.5*	33.9*	-3.5	-8.4
5 前月中の仕事の有無:「(仕事あり)主に仕事をしている」者	○	46.7**	57.1**	38.4**	49.5**	-10.4	-11.1
6 就業日数:前週中の仕事をした日数が「5日」の者	○	62.2*	68.4*	54.8*	59.7*	-6.2	-4.8
7 1年間の収入又は収益:「400~499万円」の者	○	10.1*	10.1*	9.6*	10.2*	0.0	-0.7
8 勤務形態:「一般雇用者(契約期間の定めのない雇用者)」の者	○	54.3*	62.6*	47.4*	57.1*	-8.3	-9.7
9 勤め先での呼称:「正規の職員・従業員」とする者	○	64.2*	69.9*	55.4*	61.5*	-5.7	-6.1
10 就職希望の有無:「したいと思っている」者	×	33.1**	46.1**	34.5***	56.1***	-13.0	-21.6
11 就業時に希望する勤め先での呼称:「正規の職員・従業員」とする者	○	12.2*	21.9*	11.0**	21.4**	-9.7	-10.5
12 即時の就業の可否:「つける」とする者	○	27.3*	25.1*	26.2*	24.5*	2.2	1.6
13 求職の状況:「探している」者	×	44.7**	62.7**	42.5***	64.4***	-18.0	-21.9
14 仕事につけない理由(複数回答):「健康に自信がない」者	○	57.1*	52.0*	76.3*	81.8*	5.1	-5.5

注)「回答の傾向」については、同一の設問において、複数選択肢がある場合に、選択されている割合が高い選択肢から低い選択肢に順番に並べた場合の、順序を意味している(図表の×は回答の傾向が異なるもの)。

例えば、以下の図表の“ワシントングループの設問で「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由(仕事につけない理由は複数回答)”を例にとると、各選択肢の割合(程度)に差はあるが、選択されている割合が高い選択肢から低い選択肢に並べた場合の順序は同一であり、このような場合には「回答の傾向」は同じ、としている。

		Q24S2:仕事につけない理由について、お答えください			
		1. 出産・育児のため	2. 介護・看護のため	3. 健康に自信がない	4. その他
(全数)	割合	5.7%	4.7%	57.1%	43.0%
WG 障害のある者	順番	(3位)	(4位)	(1位)	(2位)
(60歳未満)	割合	11.3%	4.5%	52.0%	46.0%
WG 障害のある者	順番	(3位)	(4位)	(1位)	(2位)

注) 順番は、4つの選択肢で多い順である。

なお、「1. 障害のある者の割合」や「2. 公的障害者制度の利用状況(「障害のある者」の割合)」については、複数の選択肢があるわけではなく、回答の傾向は問題とならないため、「-」と記載している。

注) 色の凡例

上記の表に係る色の凡例は、以下である。

緑(*)のセル:「全数 - 60歳未満」のポイント差が10.0未満

黄(**)のセル:「全数 - 60歳未満」のポイント差が10.0~20.0未満

ピンク(***)のセル:「全数 - 60歳未満」のポイント差が20以上

データセットの特性については、「サンプルの属性」で見たように、性別及び年齢階層別の割合については、60代が多く、70代、80歳以上が少ないが、それ以外は実際の国民の割合とほぼ同じである。また、「全数調査と60歳未満の調査の結果の比較」に基づいても、60歳未満だけの分析と回答の傾向に大きな差は生じていない。一方で、「公的障害者制度の利用率に関する統計等の資料との比較」では、例えば介護保険法によるサービス利用者の割合がインターネット調査は相対的に少ないという特徴等がある。この点、多様な観点から国民の属性と全く同じサンプルを実現することには限界があり、例えば、中高年においては介護保険法によるサービス利用者が相対的に少ない等の特性に留意した上で本報告書を見ることが必要である。

< 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況 >

以下は、公的障害者制度の利用状況について複数回答（MA）で回答してもらった結果を示す集計表である。例えば、「身体障害者手帳を所持している者」が他にどのような公的障害者制度を利用しているのかを横軸で見ることができる。

図表 22 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況

【実数】

	該当者数	Q15.あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。	1.身体障害者手帳を所持している	775		40	21	50	245	89	47	70	83	24
	2.療育手帳を所持している	99	40		18	28	48	28	25	13	13	2
	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	21	18		18	19	15	18	11	8	0
	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	50	28	18		279	265	84	21	25	18
	5.障害年金を受給している	569	245	48	19	279		221	72	45	53	25
	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	89	28	15	265	221		68	23	35	15
	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	47	25	18	84	72	68		17	22	10
	8.介護保険法によるサービスを利用している	129	70	13	11	21	45	23	17		25	9
	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	83	13	8	25	53	35	22	25		6
	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	24	2	0	18	25	15	10	9	6	
	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない											

【割合】

	該当者数	Q15.あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。	1.身体障害者手帳を所持している	775		5.2%	2.7%	6.5%	31.6%	11.5%	6.1%	9.0%	10.7%	3.1%
	2.療育手帳を所持している	99	40.4%		18.2%	28.3%	48.5%	28.3%	25.3%	13.1%	13.1%	2.0%
	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	39.6%	34.0%		34.0%	35.8%	28.3%	34.0%	20.8%	15.1%	0.0%
	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	8.2%	4.6%	3.0%		45.9%	43.6%	13.8%	3.5%	4.1%	3.0%
	5.障害年金を受給している	569	43.1%	8.4%	3.3%	49.0%		38.8%	12.7%	7.9%	9.3%	4.4%
	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	18.6%	5.8%	3.1%	55.3%	46.1%		14.2%	4.8%	7.3%	3.1%
	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	33.3%	17.7%	12.8%	59.6%	51.1%	48.2%		12.1%	15.6%	7.1%
	8.介護保険法によるサービスを利用している	129	54.3%	10.1%	8.5%	16.3%	34.9%	17.8%	13.2%		19.4%	7.0%
	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	35.0%	5.5%	3.4%	10.5%	22.4%	14.8%	9.3%	10.5%		2.5%
	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	28.2%	2.4%	0.0%	21.2%	29.4%	17.6%	11.8%	10.6%	7.1%	
	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない											

(2) 集計結果の妥当性の評価(捕捉率)

3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の割合

まず、回答結果の妥当性のための判断として、今回調査対象とした3つの設問(ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0)によると、どの程度の割合の者が、それぞれの設問において障害者として捕捉されたのかを分析した。

なお、3つの設問(ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0)における障害者の定義は、以下のように設定している。

図表 23 各設問における「障害のある者」の定義

設問	「障害のある者」の定義
ワシントングループの設問 以下、集計表等の余白が限られる場合は「WG」と表記する。	6つの設問において、1つでも「3.とても苦労します」、「4.全く出来ません」と回答した者
欧州統計局の設問 以下、集計表等の余白が限られる場合は「ES」と表記する。	以下の2つの設問における回答条件を全て満たした者 ・健康問題による日常の一般的な活動の支障について、「1.非常に支障がある」、もしくは「2.ある程度支障がある」と回答した者 ・支障が6か月以上継続している者
WHODAS2.0 以下、集計表等の余白が限られる場合は「WHO」と表記する。	WHODAS2.0には「障害のある者」とする定義は存在しない。 そのため、本分析においては、検討チームの一部構成員の助言のもと「健康および障害の評価 WHO 障害評価面接基準マニュアル」に基づき、下位から累積10%程度の者のスコアである14.5以上の者を「障害のある者」とした。

本節における捕捉率とは、主要な公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

なお、WHODAS2.0 には、既述の通り「障害のある者」の定義は存在しないので、ここでは分析結果については詳細に言及はしていない。

(新たな設問で「障害のある者」として捕捉された者の割合)

○3つの設問とも、捕捉された「障害のある者」の割合は10~20%と大きな差異はない。

- ・ワシントングループの設問では、公的障害者制度の利用者・非利用者を含めた全体では、11.6%程度が「障害のある者」として捕捉された。
- ・欧州統計局の設問では、公的障害者制度の利用者・非利用者を含めた全体では、17.3%程度が「障害のある者」として捕捉された。

(代替性の観点)

○すでに公的障害者制度の利用者については、今回の3つの設問における捕捉率はいずれの設問も30~70%の間にとどまっており、新たな設問で「障害のある者」を捕捉する場合には、一定数の者が、公的障害者制度を利用しているにもかかわらず、「障害のある者」として捕捉されないことになる。

○公的障害者制度の利用者については、新たな設問では機能面や健康状態にも着目していることから機能的な意味での障害が少ない可能性や、新たな設問の内容(例:健康問題の存在とその一定期間の継続)により捕捉されなかった可能性、さらには、公的障害者制度によって適切な支援が行われているために支障等が緩和されているため「障害のある者」として捕捉されなかったこと等が可能性として考えられる。

- ・公的障害者制度の利用者の中で、各設問による「障害のある者」として捕捉された者の割合は欧州統計局の設問で65.9%となっている。個別具体的な行動の可否が相対的に多い設問になっていることから、様々な支障が把握されやすいとも考えられる。
- ・ワシントングループの設問では、公的障害者制度の利用者のうち、「障害のある者」として捕捉された者は35.3%、「障害のない者」として捕捉された者は64.7%となった。

(補完性の観点)

○公的障害者制度を利用していない者のうち、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者は9.5%、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者は13.1%であり、新たな設問を導入すると1割前後の者が新たに捕捉できる。

- ・公的障害者制度の非利用者の中で、各設問による「障害のある者」として捕捉され

た者の割合が最も高いのは、欧州統計局の設問で 13.1%である。欧州統計局は健康問題・慢性疾患に基づく日常的な支障について特に具体例は示さずに概括的に尋ねているため、様々な支障を持つ者が把握されやすいとも考えられる。

- ・また、ワシントングループの設問では、公的障害者制度の非利用者のうち、「障害のある者」として捕捉された者は 9.5%、「障害のない者」として捕捉された者は 90.5%となった。

図表 24 各設問により「障害のある者」として捕捉された者

【実数】

		該当者数	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
全体	障害のある者	23,210	2,683	4,008	2,390
	障害のない者		20,527	19,202	20,820
公的障害者制度を利用している者	障害のある者	1,815	641	1,196	899
	障害のない者		1,174	619	916
公的障害者制度を利用していない者	障害のある者	21,395	2,042	2,812	1,491
	障害のない者		19,353	18,583	19,904

【割合】

		合計	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
全体	障害のある者	100.0%	11.6%	17.3%	10.3%
	障害のない者		88.4%	82.7%	89.7%
公的障害者制度を利用している者	障害のある者	100.0%	35.3%	65.9%	49.5%
	障害のない者		64.7%	34.1%	50.5%
公的障害者制度を利用していない者	障害のある者	100.0%	9.5%	13.1%	7.0%
	障害のない者		90.5%	86.9%	93.0%

公的障害者制度の利用内容ごとの捕捉率

個別の公的障害者制度の利用者ごとに、3つの設問で把握された「障害のある者」の捕捉率について集計を行った。

なお、本節における捕捉率とは、個別の公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

なお、WHODAS2.0には、既述の通り「障害のある者」の定義は存在しないので、ここでは分析結果については詳細に言及はしていない。

- 公的障害者制度により、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問の「障害のある者」の捕捉率には差が見られる。これは、既述のように、新たな設問では捉えにくい公的障害者制度の利用者がいることや、既存の公的障害者制度の支援が適切に行われているために「障害のある者」として捕捉されにくくなっていることも理由と考えられる。
- したがって、新たな設問では捕捉率が低い公的障害者制度があることは問題ではなく、制度が機能しているからこそ低い捕捉率になっているとも考えられるし、新たな設問の内容の見直しを通じて捕捉率を高めることも検討可能である(例:ワシントングループの設問に精神障害に係る設問の導入を検討する等)。

(設問間の比較)

- ・身体障害者手帳を所持している者については、ワシントングループの設問で43.4%、欧州統計局で69.7%と、欧州統計局の設問の方が捕捉できている割合が多い。ワシントングループの6つの設問で具体的に明示されている障害(例:視覚障害、聴覚障害等)以外の身体障害の場合は、捕捉されにくいことも理由と考えられる。
- ・療育手帳を所持している者については、ワシントングループの設問で51.5%、欧州統計局の設問が65.7%と欧州統計局の設問の方が捕捉できている割合が相対的に多い。ワシントングループの設問では知的障害を捉える設問が明確にないことも理由と考えられる。
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持している者については、欧州統計局の設問の捕捉率が相対的に高く、67.8%である。ワシントングループの設問の捕捉率は30.8%と低い。ワシントングループの設問では、精神障害に直接的に関係する設問がないため、精神障害者を捕捉しにくいと考えられる。
- ・障害年金を受給している者については、欧州統計局の設問が73.5%となっており、ワシントングループの設問の捕捉率が45.0%と相対的に低くなっている。年金を受給するほどではないが、何らかの支障を感じている者が一定数存在すると考えられる。
- ・自立支援給付を受給している者については、欧州統計局の設問の捕捉率が相対的に高く71.6%、ワシントングループの設問の捕捉率が34.0%と相対的にかなり低く

なっている。

- ・介護保険法によるサービス利用をしている者については、欧州統計局の設問の捕捉率は84.5%、ワシントングループの設問の捕捉率は61.2%となった。
- ・難病法によるサービス利用をしている者については、欧州統計局の設問の捕捉率が高く73.4%、ワシントングループの設問の捕捉率が35.4%と相対的に低くなっている。欧州統計局の設問は健康問題と関連して障害のある者を捕捉する設問であるため、難病の者の捕捉率が高くなっていると考えられる。

図表 25 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（実数）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した当該公的障害者制度の利用者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	23,210	23,210	23,210	23,210
『障害のある者』	1,815	2,683	4,008	2,390
1.身体障害者手帳を所持している	775	336	540	376
2.療育手帳を所持している	99	51	65	54
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	32	37	35
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	187	412	351
5.障害年金を受給している	569	256	418	352
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	163	343	274
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	73	93	91
8.介護保険法によるサービスを利用している	129	79	109	101
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	84	174	108
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	36	61	44

見方の例（身体障害者手帳を所持する775名中、336名がワシントングループの設問の「障害のある者」に該当）

図表 26 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（割合）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した当該公的障害者制度の利用者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	23,210	23,210	23,210	23,210
『障害のある者』	1,815	2,683	4,008	2,390
1.身体障害者手帳を所持している	775	43.4%	69.7%*	48.5%
2.療育手帳を所持している	99	51.5%	65.7%*	54.5%
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	60.4%*	69.8%*	66.0%*
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	30.8%	67.8%*	57.7%
5.障害年金を受給している	569	45.0%	73.5%**	61.9%*
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	34.0%	71.6%**	57.2%
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	51.8%	66.0%*	64.5%*
8.介護保険法によるサービスを利用している	129	61.2%*	84.5%**	78.3%**
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	35.4%	73.4%**	45.6%
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	42.4%	71.8%**	51.8%

検討の一つの手がかりとして、60%以上の捕捉率がある場合にセルを淡い強調（*）及び70%以上の捕捉率がある場合にセルを強調（**）と、段階的に示している。ただし、捕捉率が相対的に高い点は代替性の観点からは評価できるが、補完性等の観点からは多様な評価ができることに留意が必要である。

(3) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合い
 公的障害者制度も含めた上での重なり合い

今回の調査対象とした3つの設問全てで「障害のある者」として捕捉された者(735名)の公的障害者制度の利用状況を分析した。3つの設問全てで「障害のある者」として捕捉され、かつ公的障害者制度を利用している者は、3つの設問で全て「障害のある者」として捕捉された全サンプル(735名)のうち59.0%であり¹⁶、半数をやや上回る程度である。なお、この分析では、WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要である。

なお、「障害のある者」の定義があるワシントングループの設問、欧州統計局の設問だけが重複している328名についても、「(選択肢として列挙した)公的障害者制度は利用していない」と回答した者が256名(78.0%)で大半を占めており、新たな設問の「障害のある者」を捕捉することで、公的障害者制度の利用有無だけでは捕捉しきれなかった、「障害のある者」を捕捉できる可能性がある。

図表 27 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の該当者の重なり合いと公的障害者制度の利用状況の関係
 (公的障害者制度の利用状況は複数回答)

【実数】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
合計	23,210	775	99	53	608	569	479	141	129	237	85	21,395
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	735	241	37	24	135	203	118	50	70	67	27	301
WG及びESにおいて「障害のある者」(但し、WHODASは「障害のない者」)	328	46	4	0	10	17	14	5	2	7	6	256
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、WGでは「障害のない者」)	779	96	9	5	157	111	112	19	22	31	13	460
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、ESでは「障害のない者」)	392	21	6	6	25	20	24	15	7	6	2	312

【割合】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
合計	23,210	3.3%	0.4%	0.2%	2.6%	2.5%	2.1%	0.6%	0.6%	1.0%	0.4%	92.2%
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	735	32.8%	5.0%	3.3%	18.4%	27.6%	16.1%	6.8%	9.5%	9.1%	3.7%	41.0%
WG及びESにおいて「障害のある者」(但し、WHODASは「障害のない者」)	328	14.0%	1.2%	0.0%	3.0%	5.2%	4.3%	1.5%	0.6%	2.1%	1.8%	78.0%
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、WGでは「障害のない者」)	779	12.3%	1.2%	0.6%	20.2%	14.2%	14.4%	2.4%	2.8%	4.0%	1.7%	59.1%
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、ESでは「障害のない者」)	392	5.4%	1.5%	1.5%	6.4%	5.1%	6.1%	3.8%	1.8%	1.5%	0.5%	79.6%

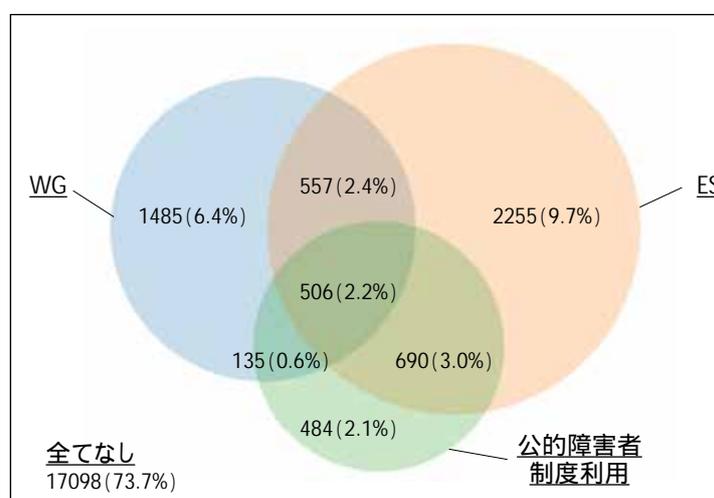
¹⁶ 何らかの公的障害者関連制度を利用している者は 735 - 301 = 434 名 (59.0%) である。

(ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い)

本調査研究の結果、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問において「障害のある者」として捕捉された者及び公的障害者制度の利用者の相互関係・重なり合いは以下ようになった。

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問で「障害のある者」に該当し、かつ公的障害者制度の利用者にも該当するのは、506名であり、全体の約2.2%である。

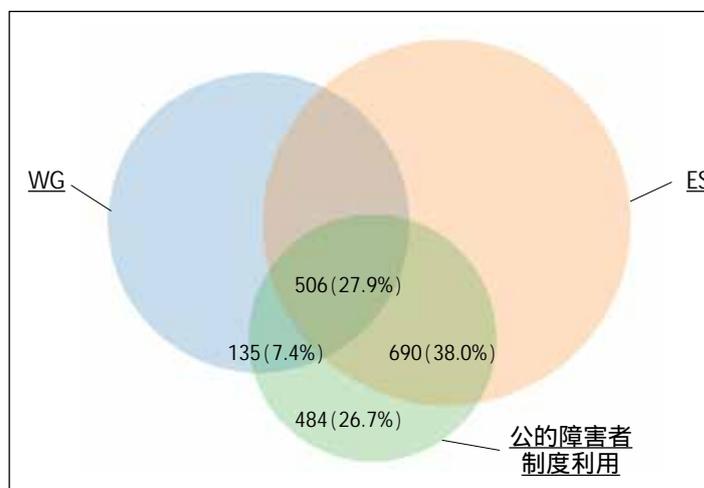
図表 28 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い (全サンプル 23,210 名における割合)¹⁷



公的障害者制度の利用者を全サンプル(100%)としてみた場合、公的障害者制度の利用者の27.9%(506名)がワシントングループの設問、欧州統計局のいずれでも「障害のある者」と捕捉され、逆にワシントングループの設問、欧州統計局のいずれでも「障害のある者」として捕捉されなかった者は26.7%(484名)である。

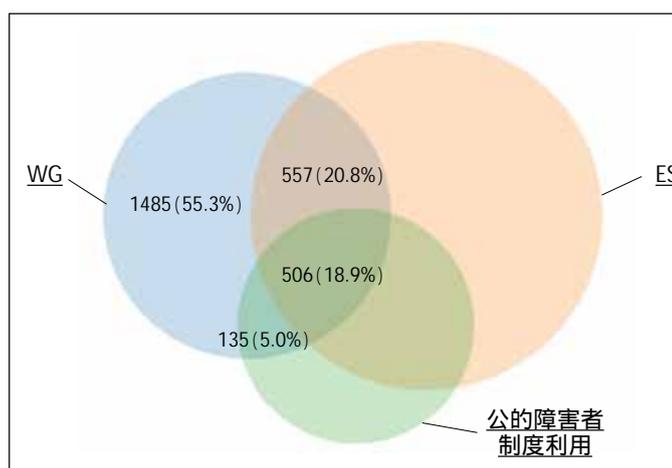
¹⁷ ベン図は <http://www.benfrederickson.com/venn-diagrams-with-d3.js/> により作成したものを加工した。以下同じ

図表 29 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（公的障害者制度の利用者 1,815 名における割合）



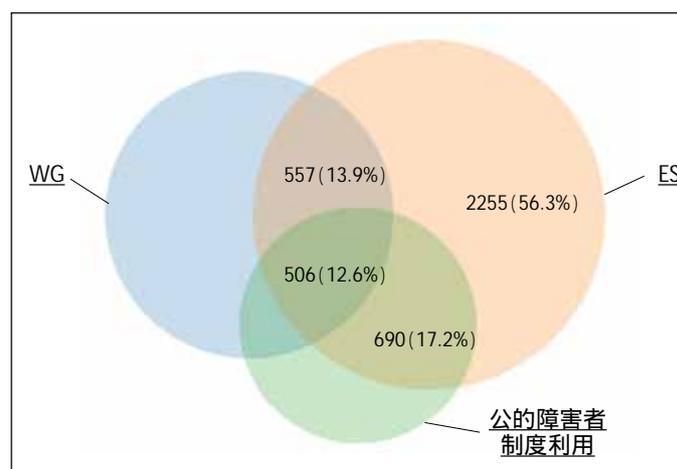
ワシントングループの設問「障害のある者」を全サンプル(100%)としてみた場合、公的障害者制度の利用者は 23.9% (5.0% + 18.9%) と四分の一程度である。公的障害者制度の利用者とも欧州統計局の「障害のある者」とも重複しない者が 55.3% と半数を超えている。

図表 30 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（ワシントングループの設問で「障害のある者」2,683 名における割合）



欧州統計局の設問で「障害のある者」を全サンプル（100%）としてみた場合、公的障害者制度の利用者は29.8%（12.6% + 17.2%）と三分の一程度である。公的障害者制度の利用者ともワシントングループの設問の「障害のある者」とも重複しない者が56.3%と半数を超えている。

図表 31 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（欧州統計局の設問で「障害のある者」4,008名における割合）



ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い

(全体的な重なり合い)

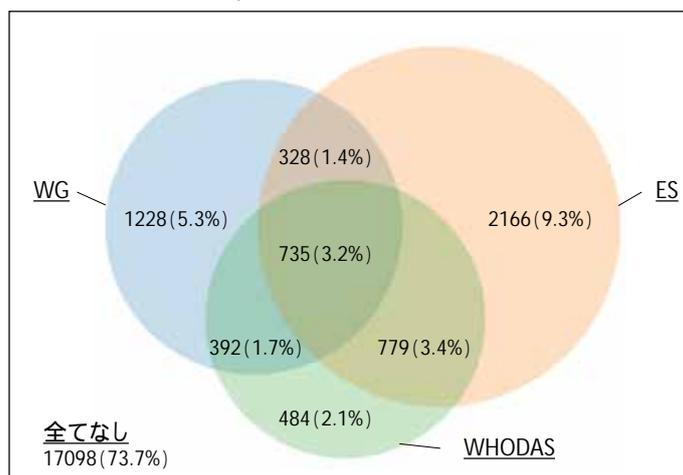
本調査研究の結果、3つの設問によって「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合いは以下ようになった。

WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、本調査研究において仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要であるが、3つの設問のいずれかにおいて「障害のある者」として捕捉されたのは6,112名であり、全体の約26.3%である。

また、3つの設問のいずれにおいても「障害のある者」に該当するのは、735名であり、全体の約3.2%である。

それぞれ、「障害のある者」の定義のある、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問についていずれも「障害のある者」として捕捉された者は1,063名であり(328+735)、全体の4.6%にとどまる。これは、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問のそれぞれにおける「障害のある者」の全体から見ても必ずしも多くはなく(ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された2,683名中1,063名で約39.6%、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された4,008名中1,063名で約26.5%)ワシントングループの設問と欧州統計局の設問で捕捉する「障害のある者」の重複の割合は必ずしも多くない(2-4割程度)。

図表 32 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(全サンプル23,210名における割合)



【実数】

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	23,210	合計	23,210	合計	23,210
あり	2,683	あり	1,063	あり	735
		なし	1,620	なし	328
なし	20,527	あり	2,945	あり	392
		なし	17,582	なし	1,228
				あり	779
				なし	2,166
				あり	484
				なし	17,098

【割合】

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%
あり	11.6%	あり	4.6%	あり	3.2%
		なし	7.0%	なし	1.4%
なし	88.4%	あり	12.7%	あり	1.7%
		なし	75.8%	なし	5.3%
				あり	3.4%
				なし	9.3%
				あり	2.1%
				なし	73.7%

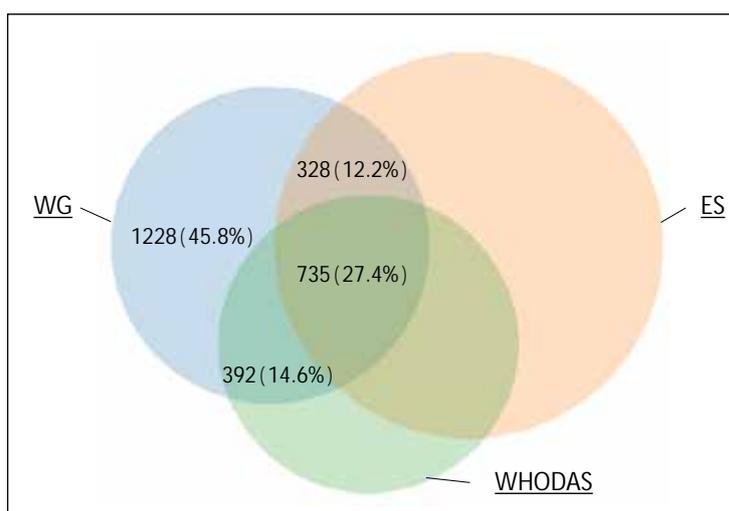
(3つの設問をそれぞれ全サンプル(100)と見た場合の重なり合い)

ワシントングループの設問で「障害のある者」を全サンプル(100%)として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉され、かつ欧州統計局の設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは27.4%である。

また、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者1,063名(39.6%)、WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,127名(42.0%)とWHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉された者の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者も1,228名(45.8%)と半数近くを占める。

図表 33 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(ワシントングループの設問で「障害のある者」2,683名における割合)

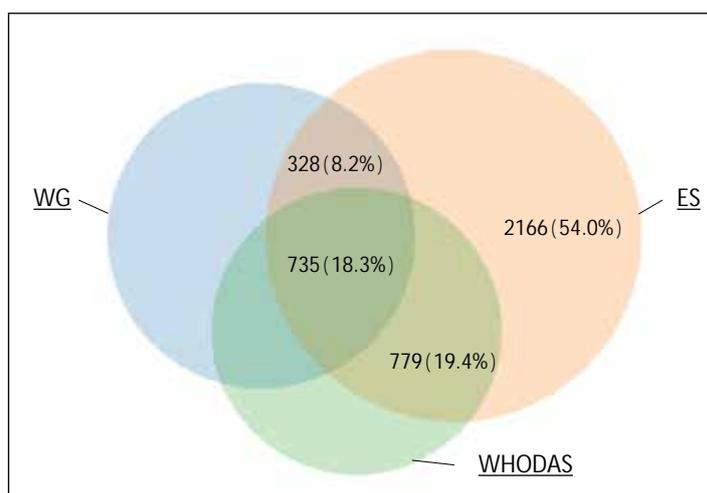


欧州統計局の設問で「障害のある者」を全サンプル（100%）として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。欧州統計局で「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは18.3%である。

また、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,063名（26.5%）、WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,514名（37.7%）とWHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉された者の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者も2,166名（54.0%）と半数以上を占める。

図表 34 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（欧州統計局の設問における「障害のある者」4,008名における割合）

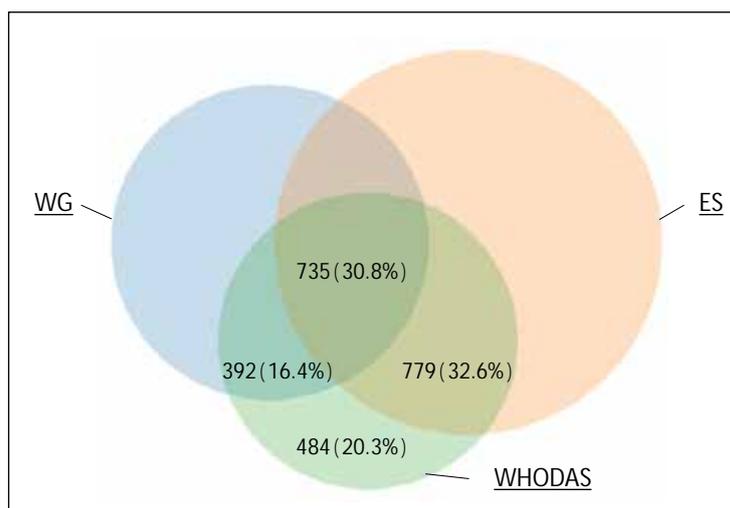


WHODAS2.0で「障害のある者」を全サンプル(100%)として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・欧州統計局の設問でも「障害のある者」として捕捉されたのは30.8%である。

また、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,127名(47.2%)、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,514名(63.4%)と欧州統計局の設問の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者は484名(20.3%)であり、ワシントングループの設問で「障害のある者」を全サンプル(100)と見た場合、欧州統計局で「障害のある者」を全サンプル(100)と見た場合よりは相対的に少なかった。

図表 35 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(WHODAS2.0で「障害のある者」2,390名における割合)



(4) ワシントングループの設問に係る追加分析(気分障害)

ワシントングループの設問における「障害のある者」について、短い設問セットには含まれない気分障害に係る設問を加えた場合どの程度の者が「障害のある者」として捕捉されるかということについて分析を行った。

本調査研究では、気分障害に関する設問は以下の2つを尋ねている。

気分障害について、どこまでを「障害のある者」と捉えるかについては、国際的に合意された明確な定義やルールはないと考えられる。

試案的に「毎日」という者を「障害のある者」と捉える場合、「1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、1,564名が該当する。すると、ワシントングループの設問で「障害のある者」が2,683名であるので、合算して4,247(2,683+1,564)名となり、全体(23,210名)に占める割合は18.3%となった。この割合はインターネット調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合11.6%(p40参照)を6.7ポイント上回っている。

同様に、「2. 憂鬱を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、1,541名が該当する。すると、ワシントングループの設問で「障害のある者」が2,683名であるので、合わせて4,224(2,683+1,541)名となり、全体(23,210名)に占める割合は18.2%となった。この割合はインターネット調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合11.6%(p40参照)を6.6ポイント上回っている。

なお、「障害のない者」のうち「Q13-1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」・「Q13-2. 憂鬱を感じる」のいずれかに「1. 毎日」と回答した者は1,878名となった。これに「障害のある者」(2,683名)を加えると、4,561名となっており、全サンプルに占める割合は19.7%となった。この割合はインターネット調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合11.6%(p40参照)を約8.1ポイント上回っている。

図表 36 ワシントングループの設問における「障害のある者」と気分障害の設問のクロス集計結果
(上段：実数、下段：割合)

	Q13						Q13					
	1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計	2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210	2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210
WG障害のある者	514	477	344	449	899	2,683*	495	448	378	418	944	2,683*
WG障害のない者	1,564*	2,628	2,553	4,561	9,221	20,527	1,541*	2,574	2,491	4,305	9,616	20,527
合計	9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%	8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%
WG障害のある者	19.2%	17.8%	12.8%	16.7%	33.5%	100.0%	18.4%	16.7%	14.1%	15.6%	35.2%	100.0%
WG障害のない者	7.6%	12.8%	12.4%	22.2%	44.9%	100.0%	7.5%	12.5%	12.1%	21.0%	46.8%	100.0%

なお、最も厳格な考え方である¹⁸、「Q13-1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」、「Q13-2.憂鬱を感じる」のいずれについても「1.毎日」と回答した者は1,227名となった。これにワシントングループの設問の「障害のある者」(2,683名)を加えると、3,910名となっており、全サンプルに占める割合は16.8%となった。この割合はインターネット調査におけるワシントングループの設問で「障害のある者」に占める割合11.6%(p40参照)を約5.2ポイント上回った。

¹⁸ “Analytic Guidelines:Creating Disability Identifiers Using the Washington Group Extended Set (WG-ES) SPSS Syntax”においても、「1.毎日」と最も厳格な取り方がなされている。なお、米国における“Results of the Testing of the ESCAP/WG Extended Question Set on Disability”, ESCAPにおいては、不安や抑鬱の頻度と程度を収集・集計するような分析も行われている。

(5) 性別及び年齢階層別分析

障害の有無ではなく、性別及び年齢階層別にみた場合に、日常生活上の行動や生活機能に差があるかどうかを分析した。

性別分析

サンプルの全体を対象に、性別（男性・女性）ごとに分析を実施した。ワシントングループの設問数問、WHODAS2.0 の数問を対象として実施したが、男女で「苦勞」や「実施の際の問題」で大きな差異は見られない。

図表 37 性別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		1.眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	男性	6,847	3,579	467	335	11,228
	女性	7,778	3,513	361	330	11,982
割合	男性	61.0%	31.9%	4.2%	3.0%	100.0%
	女性	64.9%	29.3%	3.0%	2.8%	100.0%

図表 38 性別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		3.歩行や階段の上り下りがしにくいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	男性	9,140	1,317	319	452	11,228
	女性	9,835	1,446	252	449	11,982
割合	男性	81.4%	11.7%	2.8%	4.0%	100.0%
	女性	82.1%	12.1%	2.1%	3.7%	100.0%

図表 39 性別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		5.思い出したり集中したりするのが難しいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	男性	8,810	1,753	246	419	11,228
	女性	9,826	1,591	147	418	11,982
割合	男性	78.5%	15.6%	2.2%	3.7%	100.0%
	女性	82.0%	13.3%	1.2%	3.5%	100.0%

図表 40 性別分析（WHODAS2.0）

（上段：実数、下段：割合）

		Q8					
		6.何かをするとき、10分間集中する					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	男性	10,201	575	243	101	108	11,228
	女性	11,267	411	172	52	80	11,982
割合	男性	90.9%	5.1%	2.2%	0.9%	1.0%	100.0%
	女性	94.0%	3.4%	1.4%	0.4%	0.7%	100.0%

図表 41 性別分析（WHODAS2.0）

（上段：実数、下段：割合）

		Q8					
		7.1kmほどの長距離を歩く					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	男性	9,803	727	336	152	210	11,228
	女性	10,404	884	334	132	228	11,982
割合	男性	87.3%	6.5%	3.0%	1.4%	1.9%	100.0%
	女性	86.8%	7.4%	2.8%	1.1%	1.9%	100.0%

図表 42 性別分析（WHODAS2.0）

（上段：実数、下段：割合）

		Q8					
		10.見知らぬ人に対応する					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	男性	9,874	745	339	132	138	11,228
	女性	10,981	617	198	77	109	11,982
割合	男性	87.9%	6.6%	3.0%	1.2%	1.2%	100.0%
	女性	91.6%	5.1%	1.7%	0.6%	0.9%	100.0%

年齢階層別分析

サンプルの全体を対象に、年齢階層別に分析を実施した。ワシントングループの設問数問、WHODAS2.0の数問を対象として実施した。特に、60歳以上の者は加齢により生活の面や機能面で支障が生じている可能性がある。

ワシントングループの設問で見ると、いずれの設問においても、「障害のある者」として捕捉される、「とても苦労します」「全くできません」と回答する者の割合については、60歳以上でも大きく割合が高いわけではない。ただ、「多少苦労します」の割合は、他の年齢階層よりも多くなっている。例えば、「眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦労はありますか」という設問に対しては、「多少苦労します」が36.6%となっており、他の年齢階層よりも相対的に多い。

図表 43 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）
（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		1.眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦労はありますか。				
		1.苦労はありません	2.多少苦労します	3.とても苦労します	4.全く出来ません	合計
実数	20代	1,789	617	93	127	2,626
	30代	2,422	668	126	152	3,368
	40代	2,790	1,070	128	150	4,138
	50代	2,016	1,228	162	87	3,493
	60歳以上	5,608	3,509	319	149	9,585
割合	20代	68.1%	23.5%	3.5%	4.8%	100.0%
	30代	71.9%	19.8%	3.7%	4.5%	100.0%
	40代	67.4%	25.9%	3.1%	3.6%	100.0%
	50代	57.7%	35.2%	4.6%	2.5%	100.0%
	60歳以上	58.5%	36.6%	3.3%	1.6%	100.0%

図表 44 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		3.歩行や階段の上り下りがしにくいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	20代	2,221	169	77	159	2,626
	30代	2,930	208	61	169	3,368
	40代	3,582	315	66	175	4,138
	50代	2,858	407	86	142	3,493
	60歳以上	7,384	1,664	281	256	9,585
割合	20代	84.6%	6.4%	2.9%	6.1%	100.0%
	30代	87.0%	6.2%	1.8%	5.0%	100.0%
	40代	86.6%	7.6%	1.6%	4.2%	100.0%
	50代	81.8%	11.7%	2.5%	4.1%	100.0%
	60歳以上	77.0%	17.4%	2.9%	2.7%	100.0%

図表 45 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		5.思い出したり集中したりするのが難しいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	20代	1,981	385	110	150	2,626
	30代	2,717	396	89	166	3,368
	40代	3,386	515	71	166	4,138
	50代	2,832	484	45	132	3,493
	60歳以上	7,720	1,564	78	223	9,585
割合	20代	75.4%	14.7%	4.2%	5.7%	100.0%
	30代	80.7%	11.8%	2.6%	4.9%	100.0%
	40代	81.8%	12.4%	1.7%	4.0%	100.0%
	50代	81.1%	13.9%	1.3%	3.8%	100.0%
	60歳以上	80.5%	16.3%	0.8%	2.3%	100.0%

図表 46 年齢階層別分析 (WHODAS2.0)

(上段 : 実数、下段 : 割合)

		Q8					
		6.何かをするとき、10分間集中する					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	20代	2,257	164	98	54	53	2,626
	30代	3,030	168	94	29	47	3,368
	40代	3,781	212	84	21	40	4,138
	50代	3,275	129	54	19	16	3,493
	60歳以上	9,125	313	85	30	32	9,585
割合	20代	85.9%	6.2%	3.7%	2.1%	2.0%	100.0%
	30代	90.0%	5.0%	2.8%	0.9%	1.4%	100.0%
	40代	91.4%	5.1%	2.0%	0.5%	1.0%	100.0%
	50代	93.8%	3.7%	1.5%	0.5%	0.5%	100.0%
	60歳以上	95.2%	3.3%	0.9%	0.3%	0.3%	100.0%

図表 47 年齢階層別分析 (WHODAS2.0)

(上段 : 実数、下段 : 割合)

		Q8					
		7.1kmほどの長距離を歩く					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	20代	2,267	165	90	36	68	2,626
	30代	2,981	180	104	40	63	3,368
	40代	3,701	223	108	40	66	4,138
	50代	3,064	246	80	43	60	3,493
	60歳以上	8,194	797	288	125	181	9,585
割合	20代	86.3%	6.3%	3.4%	1.4%	2.6%	100.0%
	30代	88.5%	5.3%	3.1%	1.2%	1.9%	100.0%
	40代	89.4%	5.4%	2.6%	1.0%	1.6%	100.0%
	50代	87.7%	7.0%	2.3%	1.2%	1.7%	100.0%
	60歳以上	85.5%	8.3%	3.0%	1.3%	1.9%	100.0%

図表 48 年齢階層別分析 (WHODAS2.0)

(上段：実数、下段：割合)

		Q8					
		10.見知らぬ人に対応する					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	20代	2,087	268	136	57	78	2,626
	30代	2,822	290	137	60	59	3,368
	40代	3,648	279	111	44	56	4,138
	50代	3,217	171	53	27	25	3,493
	60歳以上	9,081	354	100	21	29	9,585
割合	20代	79.5%	10.2%	5.2%	2.2%	3.0%	100.0%
	30代	83.8%	8.6%	4.1%	1.8%	1.8%	100.0%
	40代	88.2%	6.7%	2.7%	1.1%	1.4%	100.0%
	50代	92.1%	4.9%	1.5%	0.8%	0.7%	100.0%
	60歳以上	94.7%	3.7%	1.0%	0.2%	0.3%	100.0%

(6) 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の分析

ここでは、公的障害者制度の利用者でありながら、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの新たな設問でも「障害のある者」に該当しない者について、どのような者なのかということ进行分析した。

支援の必要性

ア) 支援の必要性

公的障害者制度の利用者のうちワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれも「障害のある者」に該当しない者は418名おり、日常生活における手助け・見守りの必要性については、「必要としている」とする者は3.3%にとどまる。

図表 49 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の支援の必要性
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q11_日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。	
		1. 必要としている	2. 必要としていない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	418	14	404
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	3.3%	96.7%

イ) 支援が必要な者の自立の状況

公的障害者制度の利用者のうち、ワシントングループ、欧州統計局、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者であって、「日常生活における手助け見守り」を「必要としている」者の自立の状況については、「何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる」が9割超である。

図表 50 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者であり、かつ支援を必要とする者が必要とする支援の内容
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q11.1日常生活の自立の状況について、最も当てはまる状況をお答えください。			
		1.何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	2.屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない	3.屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ	4.1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	14	13	1	0	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%

日常生活への影響

ア) 健康上の問題の日常生活への影響の有無

公的障害者制度の利用者のうち、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者は418名おり、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」者は9.6%である。

図表 51 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の有無
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q12 現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。	
		1.ある	2.ない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	418	40	378
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	9.6%	90.4%

イ) 健康上の問題の影響の内容

公的障害者制度の利用者のうち、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」とする者について、具体的に表れている影響は以下のようである。

「仕事、家事、学業(時間や作業量が制限される)」が多く25.0%、また「運動(スポーツを含む)」が17.5%、「外出(時間や作業量などが制限される)」が15.0%となっていた。また、「その他」も42.5%と最も多い。

図表 52 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の内容

(内容は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q12.1それはどのようなことに影響がありますか。				
		1.日常生活動作(起床、衣服着脱、食事、入浴など)	2.外出(時間や作業量などが制限される)	3.仕事、家事、学業(時間や作業量などが制限される)	4.運動(スポーツを含む)	5.その他
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	40	4	6	10	7	17
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	10.0%	15.0%	25.0%	17.5%	42.5%

ウ) 健康上の問題の発生時期

公的障害者制度の利用者のうち、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」とする者について、影響の要因となる健康上の問題が発生してから経過期間について把握した。

「10年以上」が最も多く50.0%、「5年以上10年未満」は15.0%、「生まれつき発生している」が12.5%であった。「生まれつき発生している」と「10年以上」という長期間にわたり健康問題が発生している者が半数を超える(12.5+50.0=62.5%)

図表 53 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の日常生活に影響を与える健康問題の発生時期

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q12.2日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。						
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	40	5	20	6	4	3	0	2
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	12.5%	50.0%	15.0%	10.0%	7.5%	0.0%	5.0%

(6)での以上の結果を踏まえると、本調査研究では公的障害者制度の利用者でありながら、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれでも「障害のある者」に該当しない者について分析を行ったが、それらの者は支援を必要とする者も少なく、支援を必要としていても日常生活はほぼ自立できているので、公的障害者制度による支援により、そのような支障や影響がない状況になっている、または公的障害者制度による支援の必要性が高くない等の理由が考えられる。

(7) 国民生活基礎調査の設問とのクロス集計

本調査研究における問 11「日常生活における手助けや見守りの必要性」は国民生活基礎調査(2019年)の世帯票における問9と同一の設問であり、同じく本調査研究の問12「健康上の問題における日常生活への影響」は国民生活基礎調査(2019年)の健康票における問5と同一の設問である。これらの設問において、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用状況とのクロス集計を実施した。

日常生活における手助けや見守りの必要性

「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「公的障害者制度利用あり」が相対的に多く、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問はほぼ同様の結果となった。

ワシントングループの設問は16.0%、欧州統計局の設問は15.4%に対し、公的障害者制度利用ありは29.7%となった。

なお、平成28年度の国民生活基礎調査では、見守りを必要とする者の出現率が5.1%(123,157名のうち6,339名)となっている。

図表 54 「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性

(上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者	428	2,255	2,683
	WG障害のない者	345	20,182	20,527
	ES障害のある者	618	3,390	4,008
	ES障害のない者	155	19,047	19,202
	公的障害者制度利用あり	539	1,276	1,815
	公的障害者制度利用なし	234	21,161	21,395
合計		3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	16.0%	84.0%	100.0%
	WG障害のない者	1.7%	98.3%	100.0%
	ES障害のある者	15.4%	84.6%	100.0%
	ES障害のない者	0.8%	99.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	29.7%	70.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	1.1%	98.9%	100.0%

健康上の問題による日常生活への影響

「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、影響が「ある」としている者の割合は欧州統計局の設問で「障害のある者」及び「公的障害者制度利用あり」が相対的に多く、ワシントングループの設問で「障害のある者」は相対的には少なくなっている。

ワシントングループの設問で「障害のある者」は 35.0%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は 63.2%に対し、「公的障害者制度利用あり」は 57.1%となった。

なお、平成 28 年度の国民生活基礎調査では、健康上の問題による日常生活への影響を必要としている者の割合は 14.6%（97,845 名のうち 14,249 名）となっている。

図表 55 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
（上段：実数、下段：割合）

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		3,190	20,020	23,210
実数	WG障害のある者	939	1,744	2,683
	WG障害のない者	2,251	18,276	20,527
	ES障害のある者	2,535	1,473	4,008
	ES障害のない者	655	18,547	19,202
	公的障害者制度利用あり	1,036	779	1,815
	公的障害者制度利用なし	2,154	19,241	21,395
合計		13.7%	86.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	35.0%	65.0%	100.0%
	WG障害のない者	11.0%	89.0%	100.0%
	ES障害のある者	63.2%	36.8%	100.0%
	ES障害のない者	3.4%	96.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	57.1%	42.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	10.1%	89.9%	100.0%

（7）での以上の結果を踏まえると、「手助け・見守りの必要性」があると回答した者は「公的障害者制度利用あり」の方が「障害のある者」よりも多かった。しかし、「健康上の問題に基づく影響」があると回答した者は欧州統計局の設問における「障害のある者」及び「公的障害者制度利用あり」の者が多かった。

(8) 設問で「障害のある者」かつ、「公的障害者制度の非利用者」の属性

ワシントングループの設問や欧州統計局の設問で、「障害のある者」として捕捉されながら、公的障害者制度を利用していない者は、支援が必要であるものの、制度的な支援を受けることができていない可能性がある（補完性の観点）。

この者が、実際にはどのような者であるのかについて、いくつかの設問を対象に、性別及び年齢階層別に分析を行った。

ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ設問 11 で日常生活の手助け・見守りを必要とする者

ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉されたが、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、日常生活の手助け・見守りが必要という者について、性別及び年齢階層別分析を実施した。

男女比に大きな差はないが、60代（22.3%）、20代（19.4%）が相対的に多い。

しかし、60歳以上という区分で見ると、45.6%（22.3%+19.4%+3.9%）となっており、半数近くが60歳以上である。

図表 56 ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ日常生活の手助け・見守りを必要とする者の属性

	(実数)			(割合)		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
合計	103	49	54	100.0%	47.6%	52.4%
20代	20	10	10	19.4%	9.7%	9.7%
30代	14	8	6	13.6%	7.8%	5.8%
40代	14	8	6	13.6%	7.8%	5.8%
50代	8	4	4	7.8%	3.9%	3.9%
60代	23	9	14	22.3%	8.7%	13.6%
70代	20	10	10	19.4%	9.7%	9.7%
80歳以上	4	0	4	3.9%	0.0%	3.9%

60歳以上で、公的障害者制度は利用していないものの、何らかの支援を必要としている者は一定程度存在すると思われる。

欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ設問 11 で日常生活の手助け・見守りを必要とする者

欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉されたが、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、日常生活の手助け・見守りが必要という者について、性別及び年齢階層別の分析を実施した。

男女比の観点からは、女性が相対的に多く、60.7%を占めている。

年齢階層別には、60代（25.7%）、70代（16.4%）が相対的に多い。しかし、60歳以

上という区分で見ると、45.0% (25.7%+16.4%+2.9%) となっており、半数近くが 60 歳以上である。

図表 57 欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」
かつ日常生活の手助け・見守りを必要とする者の属性
(実数) (割合)

	合計	男性	女性		合計	男性	女性
合計	140	55	85	合計	100.0%	39.3%	60.7%
20代	16	4	12	20代	11.4%	2.9%	8.6%
30代	20	8	12	30代	14.3%	5.7%	8.6%
40代	22	13	9	40代	15.7%	9.3%	6.4%
50代	19	8	11	50代	13.6%	5.7%	7.9%
60代	36	12	24	60代	25.7%	8.6%	17.1%
70代	23	9	14	70代	16.4%	6.4%	10.0%
80歳以上	4	1	3	80歳以上	2.9%	0.7%	2.1%

60 歳以上で、公的障害者制度は利用していないものの、何らかの支援を必要としている者は一定程度存在すると思われる。

ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」
かつ設問 22 で就職希望がある者

ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉されたが、公的障害者制度を利用しておらず、就職希望については「したい」としている者について性別・年齢階層別の分析を実施した。

男女比の観点からは、女性が相対的に多く、62.8%を占めている。

年齢階層別には、60代(28.9%)、20代(24.7%)が相対的に多い。就職希望であることから、支援の必要性と比べると、20~50代も多く対象となっている。

図表 58 ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」
かつ就職希望がある者の属性

	合計	男性	女性		合計	男性	女性
合計	239	89	150	合計	100.0%	37.2%	62.8%
20代	59	22	37	20代	24.7%	9.2%	15.5%
30代	33	10	23	30代	13.8%	4.2%	9.6%
40代	32	12	20	40代	13.4%	5.0%	8.4%
50代	27	9	18	50代	11.3%	3.8%	7.5%
60代	69	25	44	60代	28.9%	10.5%	18.4%
70代	19	11	8	70代	7.9%	4.6%	3.3%
80歳以上	0	0	0	80歳以上	0.0%	0.0%	0.0%

女性かつ 20 代、60 代で就職希望の者で、支援を必要としている者が一定程度存在し

ている。

欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ設問22で就職希望がある者

欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉されたが、公的障害者制度を利用しておらず、就職希望については「したい」としている者について性別・年齢階層別の分析を実施した。

男女比の観点からは、女性が相対的に多く、63.9%を占めている。

年齢階層別には、60代(26.7%)、40代(20.3%)と壮年・高年が相対的に多い点が特徴的である。就職希望であることから、支援の必要性と比べると、20～50代も多く対象となっている。

図表 59 欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ就職希望がある者の属性

	(実数)			(割合)		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
合計	404	146	258	100.0%	36.1%	63.9%
20代	54	18	36	13.4%	4.5%	8.9%
30代	63	18	45	15.6%	4.5%	11.1%
40代	82	19	63	20.3%	4.7%	15.6%
50代	62	26	36	15.3%	6.4%	8.9%
60代	108	40	68	26.7%	9.9%	16.8%
70代	32	22	10	7.9%	5.4%	2.5%
80歳以上	3	3	0	0.7%	0.7%	0.0%

女性かつ40代、60代で就職希望の者で、支援を必要としている者が一定程度存在している。

(8)での以上の結果を踏まえると、性別及び年齢階層別の分析を行うことで、どの集団が支援を必要としているのかがわかり、その集団に適した支援を考え、政策として実施することを検討できる可能性がある。

(9) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の特徴

以下では、本調査研究で尋ねている、「日常生活の状況」や「仕事の状況」について、本調査研究で捕捉された「障害のある者」が「障害のない者」と比較して、どのような状況であるのかを分析した。

ただし、WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、ここでは、「障害のある者」の定義があるワシントングループの設問と欧州統計局の設問を中心に分析を行っている。

分析の視点としては、2つの設問(ワシントングループと欧州統計局)で捕捉された「障害のある者」について、以下の2つの視点を中心に分析を行った。

< 視点1 >

「障害のある者」と「障害のない者」で日常生活の状況や仕事の状況に差異があるか
新たな設問・定義で「障害のある者」を捕捉することで、意味のある違いを捉えることができるか、また、「障害のある者」の方が支援を求めていたり、社会経済的に不利な立場にあることがわかるか。

< 視点2 >

特に、「障害のある者」でかつ公的障害者制度を利用していない(できていない)者について、支援を求めていたり、社会経済的に不利な立場にあることがわかるか。

< 本節の構成 >

なお、調査結果について、特にワシントングループの設問で「障害のある者」と「障害のない者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」と「障害のない者」、公的障害者制度の利用者と公的障害者制度の非利用者をわかりやすく比較するため、項目の最後に、整理表をつけている。整理表については、「全数」と「60歳未満」の2つの図表に分けている。

したがって、本節は、各項目ごとに原則として4ページの構成となっている(一部、追加的な分析が含まれる場合は、以下の限りではない)。

1 ページ目	2 ページ目	3 ページ目	4 ページ目
ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」	欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」	【全数】 ワシントングループの設問・欧州統計局の設問・公的障害者制度の利用有無による比較表	【60歳未満】 ワシントングループの設問・欧州統計局の設問・公的障害者制度の利用有無による比較表

日常生活の状況における特徴・相互比較

ア) 日常生活の手助け・見守りの必要性

ここでは「障害のある者/ない者」で手助け・見守りの必要性が異なるかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は16.0%が必要としており、「障害のない者」は1.7%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、84.0%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

○ワシントングループの設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「日常生活における手助けや見守りを必要としている」者が5.0%存在していることが捕捉された。

図表 60 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

			Q11		
			日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
			1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計			773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者		428	2,255	2,683
	WG障害のない者		345	20,182	20,527
合計			3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者		16.0%	84.0%	100.0%
	WG障害のない者		1.7%	98.3%	100.0%

			Q11		
			日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
			1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計			773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	325	316	641
		公的障害者制度利用なし	103	1,939	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	214	960	1,174
		公的障害者制度利用なし	131	19,222	19,353
合計			3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	50.7%	49.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.0%	95.0%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	18.2%	81.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	0.7%	99.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は15.4%必要としており、「障害のない者」は0.8%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、84.6%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

○欧州統計局の設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「日常生活における手助けや見守りを必要としている」者が5.0%存在していることがわかった。

図表 61 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、 お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		773	22,437	23,210
実数	ES障害のある者	618	3,390	4,008
	ES障害のない者	155	19,047	19,202
合計		3.3%	96.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	15.4%	84.6%	100.0%
	ES障害のない者	0.8%	99.2%	100.0%

			Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、 お答えください。		
			1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計			773	22,437	23,210
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	478	718	1,196
		公的障害者制度利用なし	140	2,672	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	61	558	619
		公的障害者制度利用なし	94	18,489	18,583
合計			3.3%	96.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	40.0%	60.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.0%	95.0%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	9.9%	90.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	0.5%	99.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「公的障害者制度利用あり」が相対的に多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

・ワシントングループの設問で「障害のある者」は 16.0%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は 15.4%に対し、「公的障害者制度利用あり」は 29.7%となった。

図表 62 「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者	428	2,255	2,683
	WG障害のない者	345	20,182	20,527
	ES障害のある者	618	3,390	4,008
	ES障害のない者	155	19,047	19,202
	公的障害者制度利用あり	539	1,276	1,815
	公的障害者制度利用なし	234	21,161	21,395
合計		3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	16.0%	84.0%	100.0%
	WG障害のない者	1.7%	98.3%	100.0%
	ES障害のある者	15.4%	84.6%	100.0%
	ES障害のない者	0.8%	99.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	29.7%	70.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	1.1%	98.9%	100.0%

【60歳未満】

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「公的障害者制度利用あり」が相対的に多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・60歳未満のワシントングループの設問で「障害のある者」は16.4%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は18.3%に対し、「公的障害者制度利用あり」は32.7%となった。

図表 63 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性

(上段：実数、下段：割合)

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		533	13,092	13,625
実数	WG障害のある者	282	1,438	1,720
	WG障害のない者	251	11,654	11,905
	ES障害のある者	412	1,842	2,254
	ES障害のない者	121	11,250	11,371
	公的障害者制度利用あり	389	800	1,189
	公的障害者制度利用なし	144	12,292	12,436
合計		3.9%	96.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	16.4%	83.6%	100.0%
	WG障害のない者	2.1%	97.9%	100.0%
	ES障害のある者	18.3%	81.7%	100.0%
	ES障害のない者	1.1%	98.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	32.7%	67.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	1.2%	98.8%	100.0%

イ) 健康上の問題の日常生活への影響

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の日常生活への影響が異なるかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は35.0%が「影響がある」としており、「障害のない者」は11.0%が「影響がある」としている。

○ただし、「障害のある者」でも、65.0%は健康上の問題による日常生活への影響がない。

○ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「健康上の問題による日常生活への影響がある」者が22.9%存在していることがわかった。

図表 64 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		3,190	20,020	23,210
実数	WG障害のある者	939	1,744	2,683
	WG障害のない者	2,251	18,276	20,527
合計		13.7%	86.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	35.0%	65.0%	100.0%
	WG障害のない者	11.0%	89.0%	100.0%

		Q12			
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。			
		1.ある	2.ない	合計	
合計		3,190	20,020	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	471	170	641
		公的障害者制度利用なし	468	1,574	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	565	609	1,174
		公的障害者制度利用なし	1,686	17,667	19,353
合計		13.7%	86.3%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	73.5%	26.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	22.9%	77.1%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	48.1%	51.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	8.7%	91.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は63.2%が「影響がある」としており、「障害のない者」は3.4%が「影響がある」としている。

○「障害のある者」で健康上の問題による日常生活への影響がない者は36.8%にとどまる。

○欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「健康上の問題による日常生活への影響がある」者が56.7%存在していることがわかった。

図表 65 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		3,190	20,020	23,210
実数	ES障害のある者	2,535	1,473	4,008
	ES障害のない者	655	18,547	19,202
合計		13.7%	86.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	63.2%	36.8%	100.0%
	ES障害のない者	3.4%	96.6%	100.0%

		Q12			
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。			
		1.ある	2.ない	合計	
合計		3,190	20,020	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	940	256	1,196
		公的障害者制度利用なし	1,595	1,217	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	96	523	619
		公的障害者制度利用なし	559	18,024	18,583
合計		13.7%	86.3%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	78.6%	21.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	56.7%	43.3%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	15.5%	84.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	3.0%	97.0%	100.0%

なお、参考的に、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉される要件の1つである、「健康問題による日常の一般的な活動における支障」の有無・程度と、「健康上の問題による日常生活への影響」のクロス集計・分析を実施した。

その集計結果によると、「健康上の問題による日常生活への影響」はあるものの、「全く支障がない」と回答している者が13.8%（439名）存在し、影響を感じるものの具体的な支障までは感じていない者も割合は多くはないが存在することが確認できた。

多くの者（以下では12.6% + 73.6% = 86.2%）にとっては、「影響がある」とことと「支障がある」とことはほぼ同義と捉えて回答されていると考えられるが、一部の者（13.8%の者）にとっては、同じ健康問題を理由・背景としていても、「影響がある」ということと、「支障がある」ということは別のこと（「影響がある」場合でも「支障」までは認識されていないケースがある）として認識・回答されていることがわかる。

図表 66 健康問題による「一般的な活動における支障」と「日常生活の影響」の関係
（上段：実数、下段：割合）

Q7.健康問題による日常の一般的な活動における支障		1.非常に支障がある	2.ある程度支障がある	3.全く支障がない	合計
Q.12(実数) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	477	4,195	18,538	23,210
	1.ある	402	2,349	439	3,190
	2.ない	75	1,846	18,099	20,020
Q.12(割合) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	2.1%	18.1%	79.9%	100.0%
	1.ある	12.6%	73.6%	13.8%	100.0%
	2.ない	0.4%	9.2%	90.4%	100.0%

【全数まとめ】

○「健康上の問題の日常生活への影響」に関しては、「影響がある」とする者の割合は「公的障害者制度利用あり」及び「欧州統計局の設問」で多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は 63.2%、「公的障害者制度利用あり」は 57.1% となった。
- ・半面、ワシントングループの設問で「障害のある者」は 35.0%と他の 2 つと比較するとかなり低い。

図表 67 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		3,190	20,020	23,210
実数	WG障害のある者	939	1,744	2,683
	WG障害のない者	2,251	18,276	20,527
	ES障害のある者	2,535	1,473	4,008
	ES障害のない者	655	18,547	19,202
	公的障害者制度利用あり	1,036	779	1,815
	公的障害者制度利用なし	2,154	19,241	21,395
合計		13.7%	86.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	35.0%	65.0%	100.0%
	WG障害のない者	11.0%	89.0%	100.0%
	ES障害のある者	63.2%	36.8%	100.0%
	ES障害のない者	3.4%	96.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	57.1%	42.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	10.1%	89.9%	100.0%

【60歳未満】

○「健康上の問題の日常生活への影響」に関しては、「影響がある」とする者の割合は「公的障害者制度利用あり」及び「欧州統計局の設問」で多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・60歳未満の欧州統計局の設問で「障害のある者」は65.6%、「公的障害者制度利用あり」は59.1%となった。
- ・半面、ワシントングループの設問で「障害のある者」は31.3%と他の2つと比較するとかなり低い。

図表 68 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響

(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		1,838	11,787	13,625
実数	WG障害のある者	539	1,181	1,720
	WG障害のない者	1,299	10,606	11,905
	ES障害のある者	1,479	775	2,254
	ES障害のない者	359	11,012	11,371
	公的障害者制度利用あり	703	486	1,189
	公的障害者制度利用なし	1,135	11,301	12,436
合計		13.5%	86.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	31.3%	68.7%	100.0%
	WG障害のない者	10.9%	89.1%	100.0%
	ES障害のある者	65.6%	34.4%	100.0%
	ES障害のない者	3.2%	96.8%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	59.1%	40.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	9.1%	90.9%	100.0%

ウ) 健康上の問題の発生時期

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の発生時期が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してから期間を把握すると、「10年以上」の者の割合がやや多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は37.2%が「10年以上」としており、「障害のない者」は35.4%が「10年以上」としている。

○ワシントングループの設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず「健康上の問題による日常生活への影響がある」者の特徴は、「10年以上」と「1年以上5年未満」が多く、「生まれつき発生」が少ないことである。

・特に、「1年以上5年未満」は約29.3%と、「障害のある者」で公的障害者制度の利用者の割合(16.1%)と比較すると相対的に多く、「生まれつき発生」は3.2%となっており、「障害のある者」で公的障害者制度の利用者の割合(14.2%)と比較すると相対的に少ない。

図表 69 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190
実数	WG障害のある者	82	349	193	213	39	35	28	939
	WG障害のない者	80	796	439	553	157	132	94	2,251
合計		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	8.7%	37.2%	20.6%	22.7%	4.2%	3.7%	3.0%	100.0%
	WG障害のない者	3.6%	35.4%	19.5%	24.6%	7.0%	5.9%	4.2%	100.0%

		Q12S2								
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。								
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計	
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	67	202	102	76	11	4	9	471
		公的障害者制度利用なし	15	147	91	137	28	31	19	468
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	43	277	104	100	28	8	5	565
		公的障害者制度利用なし	37	519	335	453	129	124	89	1,686
合計		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	14.2%	42.9%	21.7%	16.1%	2.3%	0.8%	1.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	3.2%	31.4%	19.4%	29.3%	6.0%	6.6%	4.1%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	7.6%	49.0%	18.4%	17.7%	5.0%	1.4%	0.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	2.2%	30.8%	19.9%	26.9%	7.7%	7.4%	5.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してから期間を把握すると、「10年以上」とする者の割合がやや多い。
 - ・欧州統計局の設問における「障害のある者」は38.8%が「10年以上」としており、「障害のない者」は24.7%が「10年以上」としている。
- 欧州統計局の設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「健康上の問題による日常生活への影響がある」者の特徴は、「1年以上5年未満が多い」こと、「生まれつき発生」が少ないことである。
 - ・「1年以上5年未満」は30.6%と、「障害のある者」で公的障害者制度の利用者の割合(16.8%)と比較すると相対的に多く、「生まれつき発生」は2.3%となっており、「障害のある者」で公的障害者制度の利用者の割合(10.3%)と比較すると相対的に少ない。

図表 70 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190
実数	ES障害のある者	134	983	537	646	156	54	25	2,535
	ES障害のない者	28	162	95	120	40	113	97	655
割合		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%
ES障害のある者		5.3%	38.8%	21.2%	25.5%	6.2%	2.1%	1.0%	100.0%
ES障害のない者		4.3%	24.7%	14.5%	18.3%	6.1%	17.3%	14.8%	100.0%

		Q12S2								
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。								
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計	
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	97	442	190	158	33	12	8	940
		公的障害者制度利用なし	37	541	347	488	123	42	17	1,595
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	13	37	16	18	6	0	6	96
		公的障害者制度利用なし	15	125	79	102	34	113	91	559
割合		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%	
ES障害のある者		10.3%	47.0%	20.2%	16.8%	3.5%	1.3%	0.9%	100.0%	
公的障害者制度利用あり		2.3%	33.9%	21.8%	30.6%	7.7%	2.6%	1.1%	100.0%	
ES障害のない者		13.5%	38.5%	16.7%	18.8%	6.3%	0.0%	6.3%	100.0%	
公的障害者制度利用なし		2.7%	22.4%	14.1%	18.2%	6.1%	20.2%	16.3%	100.0%	

【全数まとめ】

- 「健康上の問題の発生時期」に関しては、いずれの属性も「10年以上」が最も多くなっている。ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者で大きな傾向の差は見られない。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。
 - ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は37.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は38.8%、「公的障害者制度利用あり」は46.2%となった。
 - ・強いて挙げると、「公的障害者制度利用あり」は「生まれつき発生している」とする者が10.6%であり、ワシントングループの設問や欧州統計局の設問より相対的に多い。

図表 71 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190
実数	WG障害のある者	82	349	193	213	39	35	28	939
	WG障害のない者	80	796	439	553	157	132	94	2,251
	ES障害のある者	134	983	537	646	156	54	25	2,535
	ES障害のない者	28	162	95	120	40	113	97	655
	公的障害者制度利用あり	110	479	206	176	39	12	14	1,036
	公的障害者制度利用なし	52	666	426	590	157	155	108	2,154
合計		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	8.7%	37.2%	20.6%	22.7%	4.2%	3.7%	3.0%	100.0%
	WG障害のない者	3.6%	35.4%	19.5%	24.6%	7.0%	5.9%	4.2%	100.0%
	ES障害のある者	5.3%	38.8%	21.2%	25.5%	6.2%	2.1%	1.0%	100.0%
	ES障害のない者	4.3%	24.7%	14.5%	18.3%	6.1%	17.3%	14.8%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	10.6%	46.2%	19.9%	17.0%	3.8%	1.2%	1.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	2.4%	30.9%	19.8%	27.4%	7.3%	7.2%	5.0%	100.0%

【60 歳未満】

○「健康上の問題の発生時期」に関しては、いずれの属性も「10 年以上」が最も多くなっている。ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者で大きな傾向の差は見られない。

- ・「10 年以上」に該当する 60 歳未満のワシントングループの設問で「障害のある者」は 35.3%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は 39.5%、「公的障害者制度利用あり」は 44.5%となった。
- ・強いて差異を挙げると、「公的障害者制度利用あり」とワシントングループの設問で「障害のある者」は「生まれつき発生している」とする者がそれぞれ 13.8%、13.4%存在しており、欧州統計局の設問で「障害のある者」より相対的に多い。

図表 72 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
実数	合計	139	678	360	389	114	84	74	1,838
	WG障害のある者	72	190	114	106	22	16	19	539
	WG障害のない者	67	488	246	283	92	68	55	1,299
	ES障害のある者	111	584	312	340	91	25	16	1,479
	ES障害のない者	28	94	48	49	23	59	58	359
	公的障害者制度利用あり	97	313	143	105	28	6	11	703
	公的障害者制度利用なし	42	365	217	284	86	78	63	1,135
割合	合計	7.6%	36.9%	19.6%	21.2%	6.2%	4.6%	4.0%	100.0%
	WG障害のある者	13.4%	35.3%	21.2%	19.7%	4.1%	3.0%	3.5%	100.0%
	WG障害のない者	5.2%	37.6%	18.9%	21.8%	7.1%	5.2%	4.2%	100.0%
	ES障害のある者	7.5%	39.5%	21.1%	23.0%	6.2%	1.7%	1.1%	100.0%
	ES障害のない者	7.8%	26.2%	13.4%	13.6%	6.4%	16.4%	16.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	13.8%	44.5%	20.3%	14.9%	4.0%	0.9%	1.6%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	3.7%	32.2%	19.1%	25.0%	7.6%	6.9%	5.6%	100.0%

エ) 心の状況(気分障害)との関係(1:心配・不安等を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(心配・不安等)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、ワシントングループの設問では「障害なし」と捕捉された者であっても、「毎日」が7.6%であり、「週に1回程度」が12.8%、あわせて約20.4%である。気分障害についてはそもそもワシントングループの設問では尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

○ワシントングループの設問では「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「障害のある者」で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「毎日」とする者が15.3%存在している。

○また、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者でも、「毎日」が6.5%、「週に1回程度」が12.2%と合計18.7%程度が気分障害の可能性はある。

図表 73 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(心配・不安等を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210
実数	WG障害のある者	514	477	344	449	899	2,683
	WG障害のない者	1,564	2,628	2,553	4,561	9,221	20,527
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%
割合	WG障害のある者	19.2%	17.8%	12.8%	16.7%	33.5%	100.0%
	WG障害のない者	7.6%	12.8%	12.4%	22.2%	44.9%	100.0%

		Q13						
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計	
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	201	147	101	86	106	641
		公的障害者制度利用なし	313	330	243	363	793	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	298	267	166	179	264	1,174
		公的障害者制度利用なし	1,266	2,361	2,387	4,382	8,957	19,353
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	31.4%	22.9%	15.8%	13.4%	16.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	15.3%	16.2%	11.9%	17.8%	38.8%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	25.4%	22.7%	14.1%	15.2%	22.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6.5%	12.2%	12.3%	22.6%	46.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害なし」と捕捉された者であっても、「毎日」が5.5%であり、「週に1回程度」が11.2%、あわせて約16.7%である。気分障害については欧州統計局の設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。
- 欧州統計局の設問では「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「障害のある者」で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「毎日」とする者が21.5%存在している。
- また、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者でも、「毎日」が5.2%、「週に1回程度」が11.0%と合計16.2%程度が気分障害の可能性がある。

図表 74 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210
実数	ES障害のある者	1,023	959	616	710	700	4,008
	ES障害のない者	1,055	2,146	2,281	4,300	9,420	19,202
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%
割合	ES障害のある者	25.5%	23.9%	15.4%	17.7%	17.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.5%	11.2%	11.9%	22.4%	49.1%	100.0%

		Q13						
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計	
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	418	304	168	147	159	1,196
		公的障害者制度利用なし	605	655	448	563	541	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	81	110	99	118	211	619
		公的障害者制度利用なし	974	2,036	2,182	4,182	9,209	18,583
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	34.9%	25.4%	14.0%	12.3%	13.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	21.5%	23.3%	15.9%	20.0%	19.2%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	13.1%	17.8%	16.0%	19.1%	34.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.2%	11.0%	11.7%	22.5%	49.6%	100.0%

【全数まとめ】

○欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者は「毎日」と回答する者の割合が最も多い。

・「毎日」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が19.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が25.5%、公的障害者制度の利用者で27.5%である。

○また、ワシントングループの設問は「全くない」とする者が他の2つと比較して相対的に多い。

・「全くない」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が33.5%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が17.5%、「公的障害者制度利用あり」で20.4%である。

図表 75 「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）

（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210
実数	WG障害のある者	514	477	344	449	899	2,683
	WG障害のない者	1,564	2,628	2,553	4,561	9,221	20,527
	ES障害のある者	1,023	959	616	710	700	4,008
	ES障害のない者	1,055	2,146	2,281	4,300	9,420	19,202
	公的障害者制度利用あり	499	414	267	265	370	1,815
	公的障害者制度利用なし	1,579	2,691	2,630	4,745	9,750	21,395
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%
割合	WG障害のある者	19.2%	17.8%	12.8%	16.7%	33.5%	100.0%
	WG障害のない者	7.6%	12.8%	12.4%	22.2%	44.9%	100.0%
	ES障害のある者	25.5%	23.9%	15.4%	17.7%	17.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.5%	11.2%	11.9%	22.4%	49.1%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	27.5%	22.8%	14.7%	14.6%	20.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	7.4%	12.6%	12.3%	22.2%	45.6%	100.0%

【60歳未満】

○欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者は「毎日」と回答する者の割合が最も多い。

- ・60歳未満で「毎日」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が22.7%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が33.9%、公的障害者制度の利用者で34.7%である。

○また、ワシントングループの設問は「全くない」とする者が他の2つと比較して相対的に多い。

- ・「全くない」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が33.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が11.5%、「公的障害者制度利用あり」で14.0%である。

図表 76 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）

（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		1,593	2,231	1,746	2,419	5,636	13,625
実数	WG障害のある者	391	332	209	217	571	1,720
	WG障害のない者	1,202	1,899	1,537	2,202	5,065	11,905
	ES障害のある者	764	640	311	279	260	2,254
	ES障害のない者	829	1,591	1,435	2,140	5,376	11,371
	公的障害者制度利用あり	412	303	181	126	167	1,189
	公的障害者制度利用なし	1,181	1,928	1,565	2,293	5,469	12,436
合計		11.7%	16.4%	12.8%	17.8%	41.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.7%	19.3%	12.2%	12.6%	33.2%	100.0%
	WG障害のない者	10.1%	16.0%	12.9%	18.5%	42.5%	100.0%
	ES障害のある者	33.9%	28.4%	13.8%	12.4%	11.5%	100.0%
	ES障害のない者	7.3%	14.0%	12.6%	18.8%	47.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	34.7%	25.5%	15.2%	10.6%	14.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	9.5%	15.5%	12.6%	18.4%	44.0%	100.0%

オ) 心の状況(気分障害)との関係(2:憂鬱を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(憂鬱)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者を見ると、ワシントングループの設問では「障害なし」と捕捉された者であっても、「毎日」が7.5%であり、「週に1回程度」が12.5%、あわせて約20.0%である。気分障害については設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

○ワシントングループの設問では「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「障害のある者」で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「毎日」とする者が15.3%存在していることが捕捉された。

○また、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者でも、「毎日」が6.5%、「週に1回程度」が12.0%と合計18.5%程度が気分障害の可能性がある。

図表 77 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(憂鬱を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか、					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210
実数	WG障害のある者	495	448	378	418	944	2,683
	WG障害のない者	1,541	2,574	2,491	4,305	9,616	20,527
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	18.4%	16.7%	14.1%	15.6%	35.2%	100.0%
	WG障害のない者	7.5%	12.5%	12.1%	21.0%	46.8%	100.0%

		Q13						
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか、						
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計	
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	183	154	107	83	114	641
		公的障害者制度利用なし	312	294	271	335	830	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	290	260	163	189	272	1,174
		公的障害者制度利用なし	1,251	2,314	2,328	4,116	9,344	19,353
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	28.5%	24.0%	16.7%	12.9%	17.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	15.3%	14.4%	13.3%	16.4%	40.6%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	24.7%	22.1%	13.9%	16.1%	23.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6.5%	12.0%	12.0%	21.3%	48.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害なし」と捕捉された者であっても、「毎日」が5.5%であり、「週に1回程度」が10.8%、あわせて約16.3%である。気分障害についてはそもそも欧州統計局の設問では尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。
- 欧州統計局の設問では「憂鬱とを感じることの頻度」に関して、「障害のある者」では、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「毎日」とする者が20.7%存在していることが捕捉された。
- また、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者でも、「毎日」が5.3%、「週に1回程度」が10.5%と合計15.8%程度が気分障害の可能性はある。

図表 78 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）

(上段：実数、下段：割合)

		Q13					
		2. 憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか、					
		1. 毎日	2. 週に1回程度	3. 月に1回程度	4. 年に2、3回程度	5. 全くない	合計
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210
実数	ES障害のある者	984	957	594	693	780	4,008
	ES障害のない者	1,052	2,065	2,275	4,030	9,780	19,202
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%
割合	ES障害のある者	24.6%	23.9%	14.8%	17.3%	19.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.5%	10.8%	11.8%	21.0%	50.9%	100.0%

		Q13						
		2. 憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか、						
		1. 毎日	2. 週に1回程度	3. 月に1回程度	4. 年に2、3回程度	5. 全くない	合計	
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	402	306	170	153	165	1,196
		公的障害者制度利用なし	582	651	424	540	615	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	71	108	100	119	221	619
		公的障害者制度利用なし	981	1,957	2,175	3,911	9,559	18,583
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	33.6%	25.6%	14.2%	12.8%	13.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	20.7%	23.2%	15.1%	19.2%	21.9%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	11.5%	17.4%	16.2%	19.2%	35.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.3%	10.5%	11.7%	21.0%	51.4%	100.0%

【全数まとめ】

○欧州統計局の設問で「障害のある者」、公的障害者制度の利用者は「毎日」と回答する者の割合が最も多い。

- ・「毎日」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が18.4%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が24.6%、「公的障害者制度利用あり」で26.1%である。

○また、ワシントングループの設問は「全くない」とする者が他の2つと比較して相対的に多い。

- ・「全くない」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が35.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が19.5%、「公的障害者制度利用あり」で21.3%である。

図表 79 「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210
実数	WG障害のある者	495	448	378	418	944	2,683
	WG障害のない者	1,541	2,574	2,491	4,305	9,616	20,527
	ES障害のある者	984	957	594	693	780	4,008
	ES障害のない者	1,052	2,065	2,275	4,030	9,780	19,202
	公的障害者制度利用あり	473	414	270	272	386	1,815
	公的障害者制度利用なし	1,563	2,608	2,599	4,451	10,174	21,395
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	18.4%	16.7%	14.1%	15.6%	35.2%	100.0%
	WG障害のない者	7.5%	12.5%	12.1%	21.0%	46.8%	100.0%
	ES障害のある者	24.6%	23.9%	14.8%	17.3%	19.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.5%	10.8%	11.8%	21.0%	50.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	26.1%	22.8%	14.9%	15.0%	21.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	7.3%	12.2%	12.1%	20.8%	47.6%	100.0%

【60歳未満】

○欧州統計局の設問で「障害のある者」、公的障害者制度の利用者は「毎日」と回答する者の割合が最も多い。

・60歳未満で「毎日」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が22.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が33.3%、「公的障害者制度利用あり」で32.8%である。

○また、ワシントングループの設問で「障害のある者」は「全くない」とする者が他の2つと比較して相対的に多い。

・「全くない」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が34.0%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が11.8%、「公的障害者制度利用あり」で14.0%である。

図表 80 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）

（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		1,602	2,241	1,837	2,356	5,589	13,625
実数	WG障害のある者	381	309	241	205	584	1,720
	WG障害のない者	1,221	1,932	1,596	2,151	5,005	11,905
	ES障害のある者	750	654	309	274	267	2,254
	ES障害のない者	852	1,587	1,528	2,082	5,322	11,371
	公的障害者制度利用あり	390	308	184	140	167	1,189
	公的障害者制度利用なし	1,212	1,933	1,653	2,216	5,422	12,436
合計		11.8%	16.4%	13.5%	17.3%	41.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.2%	18.0%	14.0%	11.9%	34.0%	100.0%
	WG障害のない者	10.3%	16.2%	13.4%	18.1%	42.0%	100.0%
	ES障害のある者	33.3%	29.0%	13.7%	12.2%	11.8%	100.0%
	ES障害のない者	7.5%	14.0%	13.4%	18.3%	46.8%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	32.8%	25.9%	15.5%	11.8%	14.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	9.7%	15.5%	13.3%	17.8%	43.6%	100.0%

カ) 通院・買い物の困難性

ここでは「障害のある者/ない者」で通院・買い物の困難性が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物の困難性」に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は23.7%が「困難なことがある」としており、「障害のない者」は4.8%しか「困難なことがある」としていない。

○ワシントングループの設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「通院・買い物が困難なことがある」とする者が12.3%存在している。

図表 81 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
 (上段：実数、下段：割合)

		Q14		
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		1,625	21,585	23,210
実数	WG障害のある者	637	2,046	2,683
	WG障害のない者	988	19,539	20,527
合計		7.0%	93.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	23.7%	76.3%	100.0%
	WG障害のない者	4.8%	95.2%	100.0%

		Q14			
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。			
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計	
合計		1,625	21,585	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	385	256	641
		公的障害者制度利用なし	252	1,790	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	351	823	1,174
		公的障害者制度利用なし	637	18,716	19,353
合計		7.0%	93.0%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	60.1%	39.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	12.3%	87.7%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	29.9%	70.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	3.3%	96.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物の困難性」に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は29.7%が困難としており、「障害のない者」は2.3%しか困難としていない。

○欧州統計局の設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「通院・買い物が困難なことがある」とする者が19.6%存在している。

図表 82 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性

(上段：実数、下段：割合)

		Q14		
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		1,625	21,585	23,210
実数	ES障害のある者	1,189	2,819	4,008
	ES障害のない者	436	18,766	19,202
合計		7.0%	93.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	29.7%	70.3%	100.0%
	ES障害のない者	2.3%	97.7%	100.0%

		Q14			
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。			
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計	
合計		1,625	21,585	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	637	559	1,196
		公的障害者制度利用なし	552	2,260	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	99	520	619
		公的障害者制度利用なし	337	18,246	18,583
合計		7.0%	93.0%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	53.3%	46.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	19.6%	80.4%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	16.0%	84.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	1.8%	98.2%	100.0%

【全数まとめ】

○「通院・買い物の困難性」に関しては、公的障害者制度の利用者が他の2つと比較しても「困難なことがある」とする者の割合が最も多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・「困難なことがある」とする割合は、「公的障害者制度利用あり」で40.6%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が29.7%、ワシントングループの設問で「障害のある者」が23.7%である。

図表 83 「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
(上段：実数、下段：割合)

		Q14		
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		1,625	21,585	23,210
実数	WG障害のある者	637	2,046	2,683
	WG障害のない者	988	19,539	20,527
	ES障害のある者	1,189	2,819	4,008
	ES障害のない者	436	18,766	19,202
	公的障害者制度利用あり	736	1,079	1,815
	公的障害者制度利用なし	889	20,506	21,395
合計		7.0%	93.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	23.7%	76.3%	100.0%
	WG障害のない者	4.8%	95.2%	100.0%
	ES障害のある者	29.7%	70.3%	100.0%
	ES障害のない者	2.3%	97.7%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	40.6%	59.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	4.2%	95.8%	100.0%

【60歳未満】

○「通院・買い物の困難性」に関しては、公的障害者制度の利用者、欧州統計局の設問で「障害のある者」、ワシントングループの設問で「障害のある者」の順で「困難なことがある」とする者の割合が多くなっている。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・60歳未満で「困難なことがある」とする割合は、「公的障害者制度利用あり」で47.4%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が37.9%、ワシントングループの設問で「障害のある者」が24.9%である。

図表 84 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
(上段：実数、下段：割合)

		Q14 あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		1,214	12,411	13,625
実数	WG障害のある者	428	1,292	1,720
	WG障害のない者	786	11,119	11,905
	ES障害のある者	855	1,399	2,254
	ES障害のない者	359	11,012	11,371
	公的障害者制度利用あり	564	625	1,189
	公的障害者制度利用なし	650	11,786	12,436
合計		8.9%	91.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	24.9%	75.1%	100.0%
	WG障害のない者	6.6%	93.4%	100.0%
	ES障害のある者	37.9%	62.1%	100.0%
	ES障害のない者	3.2%	96.8%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	47.4%	52.6%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	5.2%	94.8%	100.0%

就労状況における特徴・相互比較

以下の就労状況に係る設問においては、冒頭、「仕事あり」か、「仕事なし」か、を選択していただき、その回答結果に応じて回答いただく設問が分岐する構成になっている。

「仕事あり」は、さらに「主に仕事をしている」、「主に家事で仕事あり」、「主に通学で仕事あり」、「その他」の選択肢に分かれているが、「仕事あり」については、以下の注意書きを記載の上で回答していただいている。

したがって、本調査研究においては、福祉的就労も「仕事あり」と回答していただく形式になっており、本節「就労状況における特徴・相互比較」においては、「仕事あり」は全て福祉的就労も含んでいることに留意が必要である。（就業日数や就業時間、勤務形態や勤め先における呼称についても、福祉的就労の者も含んで回答していただいている）

「仕事の有無」に係る冒頭の設問の注記

「無給で自家営業の手伝いをした場合、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合、福祉的就労で工賃を得ている場合も『仕事あり』とします。PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は『仕事なし』とします。なお、家事には、育児、介護などを含めます。」

ア) 前月中の仕事の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事の有無や内容が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」と「障害のない者」とで大きな差異は見られない。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」では46.7%であり、「障害のない者」は48.7%である。

・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で15.6%、「障害のない者」で10.6%と、「障害のある者」が多い。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者は、「障害のない者」の中で公的障害者制度の非利用者と仕事の状況については同様の傾向である。

図表 85 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210
実数	WG障害のある者	1,254	183	26	82	53	667	418	2,683
	WG障害のない者	9,998	1,656	125	338	261	5,973	2,176	20,527
割合		48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	46.7%	6.8%	1.0%	3.1%	2.0%	24.9%	15.6%	100.0%
	WG障害のない者	48.7%	8.1%	0.6%	1.6%	1.3%	29.1%	10.6%	100.0%

		Q16								
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。								
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計	
合計		11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	216	49	7	24	14	147	184	641
		公的障害者制度利用なし	1,038	134	19	58	39	520	234	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	429	107	6	37	12	377	206	1,174
		公的障害者制度利用なし	9,569	1,549	119	301	249	5,596	1,970	19,353
割合		48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	33.7%	7.6%	1.1%	3.7%	2.2%	22.9%	28.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	50.8%	6.6%	0.9%	2.8%	1.9%	25.5%	11.5%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	36.5%	9.1%	0.5%	3.2%	1.0%	32.1%	17.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	49.4%	8.0%	0.6%	1.6%	1.3%	28.9%	10.2%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」の方が相対的に少ない。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」では 38.4%であり、「障害のない者」は 50.6%である。

・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で 17.4%、「障害のない者」で 9.9%と、「障害のある者」が多い。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者は、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合が 41.4%と、公的障害者制度の利用者の 31.4%よりは多いものの、「障害のない者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者の 50.8%よりは少ない。

図表 86 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況

(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210
実数	ES障害のある者	1,539	360	18	111	40	1,241	699	4,008
	ES障害のない者	9,713	1,479	133	309	274	5,399	1,895	19,202
合計		48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	38.4%	9.0%	0.4%	2.8%	1.0%	31.0%	17.4%	100.0%
	ES障害のない者	50.6%	7.7%	0.7%	1.6%	1.4%	28.1%	9.9%	100.0%

		Q16								
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。								
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計	
合計		11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	376	121	7	44	16	346	286	1,196
		公的障害者制度利用なし	1,163	239	11	67	24	895	413	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	269	35	6	17	10	178	104	619
		公的障害者制度利用なし	9,444	1,444	127	292	264	5,221	1,791	18,583
合計		48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	31.4%	10.1%	0.6%	3.7%	1.3%	28.9%	23.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	41.4%	8.5%	0.4%	2.4%	0.9%	31.8%	14.7%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	43.5%	5.7%	1.0%	2.7%	1.6%	28.8%	16.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	50.8%	7.8%	0.7%	1.6%	1.4%	28.1%	9.6%	100.0%

【全数まとめ】

○「前月中の仕事の有無」に関しては、3つの属性でいずれも「(仕事あり)主に仕事をしている」が最も多い。ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点が特徴的である。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・「(仕事あり)主に仕事をしている」とするのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」が46.7%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が38.4%、「公的障害者制度利用あり」で35.5%である。
- ・ワシントングループの設問は「障害のない者」も48.7%であり、「障害のある者」と「障害のない者」の差があまり見られない。

図表 87 全年齢で「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
実数	合計	11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210
	WG障害のある者	1,254	183	26	82	53	667	418	2,683
	WG障害のない者	9,998	1,656	125	338	261	5,973	2,176	20,527
	ES障害のある者	1,539	360	18	111	40	1,241	699	4,008
	ES障害のない者	9,713	1,479	133	309	274	5,399	1,895	19,202
	公的障害者制度利用あり	645	156	13	61	26	524	390	1,815
	公的障害者制度利用なし	10,607	1,683	138	359	288	6,116	2,204	21,395
割合	合計	48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%
	WG障害のある者	46.7%	6.8%	1.0%	3.1%	2.0%	24.9%	15.6%	100.0%
	WG障害のない者	48.7%	8.1%	0.6%	1.6%	1.3%	29.1%	10.6%	100.0%
	ES障害のある者	38.4%	9.0%	0.4%	2.8%	1.0%	31.0%	17.4%	100.0%
	ES障害のない者	50.6%	7.7%	0.7%	1.6%	1.4%	28.1%	9.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	35.5%	8.6%	0.7%	3.4%	1.4%	28.9%	21.5%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	49.6%	7.9%	0.6%	1.7%	1.3%	28.6%	10.3%	100.0%

【60 歳未満】

○60 歳未満の「前月中の仕事の有無」に関しては、3つの属性でいずれも「(仕事あり)主に仕事をしている」が最も多い。ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合の差が小さい点が特徴的である。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・「(仕事あり)主に仕事をしている」とするのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」が 57.1%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が 49.5%、「公的障害者制度利用あり」で 44.2%である。
- ・ワシントングループの設問は「障害のない者」も 62.1%であり、「障害のある者(57.1%)」と「障害のない者(62.1%)」の差が相対的に小さい。

図表 88 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		8,378	1,048	132	224	308	2,662	873	13,625
実数	WG障害のある者	982	121	22	61	53	277	204	1,720
	WG障害のない者	7,396	927	110	163	255	2,385	669	11,905
	ES障害のある者	1,116	219	18	65	39	524	273	2,254
	ES障害のない者	7,262	829	114	159	269	2,138	600	11,371
	公的障害者制度利用あり	526	111	12	44	25	257	214	1,189
	公的障害者制度利用なし	7,852	937	120	180	283	2,405	659	12,436
合計		61.5%	7.7%	1.0%	1.6%	2.3%	19.5%	6.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	57.1%	7.0%	1.3%	3.5%	3.1%	16.1%	11.9%	100.0%
	WG障害のない者	62.1%	7.8%	0.9%	1.4%	2.1%	20.0%	5.6%	100.0%
	ES障害のある者	49.5%	9.7%	0.8%	2.9%	1.7%	23.2%	12.1%	100.0%
	ES障害のない者	63.9%	7.3%	1.0%	1.4%	2.4%	18.8%	5.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	44.2%	9.3%	1.0%	3.7%	2.1%	21.6%	18.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	63.1%	7.5%	1.0%	1.4%	2.3%	19.3%	5.3%	100.0%

イ) 就業日数、就業時間 (1 : 就業日数)

ここでは「障害のある者 / ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の間で、大きな違いは認められない。

・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」について、ワシントングループの設問における「障害のある者」は62.2%であり、「障害のない者」は62.7%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と比較しても大きな差はみられない。

・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度を利用していない者は64.9%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は63.2%である。

図表 89 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
(上段：実数、下段：割合)

			Q17							
			1週間の仕事をした日数							
			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計			364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662
実数	WG障害のある者		59	65	104	110	961	166	80	1,545
	WG障害のない者		305	385	804	1,031	7,603	1,465	524	12,117
合計			2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%
割合	WG障害のある者		3.8%	4.2%	6.7%	7.1%	62.2%	10.7%	5.2%	100.0%
	WG障害のない者		2.5%	3.2%	6.6%	8.5%	62.7%	12.1%	4.3%	100.0%

			Q17							
			1週間の仕事をした日数							
			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計			364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	25	26	24	32	151	22	16	296
		公的障害者制度利用なし	34	39	80	78	810	144	64	1,249
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	40	33	60	51	314	50	31	579
		公的障害者制度利用なし	265	352	744	980	7,289	1,415	493	11,538
合計			2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	8.4%	8.8%	8.1%	10.8%	51.0%	7.4%	5.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	2.7%	3.1%	6.4%	6.2%	64.9%	11.5%	5.1%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	6.9%	5.7%	10.4%	8.8%	54.2%	8.6%	5.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	2.3%	3.1%	6.4%	8.5%	63.2%	12.3%	4.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のある者」の方が、日数が相対的に少ない。

・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は54.8%であり、「障害のない者」は64.1%である。「1日」や「2日」を選ぶ者が相対的に多い。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と比較すると、日数が相対的に少ない。

・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は57.4%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は64.1%である。

図表 90 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数

(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計		364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662
実数	ES障害のある者	107	124	179	198	1,112	201	107	2,028
	ES障害のない者	257	326	729	943	7,452	1,430	497	11,634
合計		2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%
割合	ES障害のある者	5.3%	6.1%	8.8%	9.8%	54.8%	9.9%	5.3%	100.0%
	ES障害のない者	2.2%	2.8%	6.3%	8.1%	64.1%	12.3%	4.3%	100.0%

		Q17								
		1週間の仕事をした日数								
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	
合計		364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	43	47	62	59	263	40	34	548
		公的障害者制度利用なし	64	77	117	139	849	161	73	1,480
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	22	12	22	24	202	32	13	327
		公的障害者制度利用なし	235	314	707	919	7,250	1,398	484	11,307
合計		2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	7.8%	8.6%	11.3%	10.8%	48.0%	7.3%	6.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	4.3%	5.2%	7.9%	9.4%	57.4%	10.9%	4.9%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	6.7%	3.7%	6.7%	7.3%	61.8%	9.8%	4.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	2.1%	2.8%	6.3%	8.1%	64.1%	12.4%	4.3%	100.0%

【全数まとめ】

- 「1週間の仕事をした日数」に関しては、一般的な1週間の営業日である「5日」を選ぶ者が3つの属性のいずれでも最も多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。
- ワシントングループの設問では特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点が特徴的である
 - ・1週間の営業日を「5日」とするのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」が62.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が54.8%、「公的障害者制度利用あり」が53.1%である。
 - ・ワシントングループの設問では「障害のない者」も62.7%であり、「障害のある者」と「障害のない者」の差があまり見られない。

図表 91 「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
実数	合計	364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662
	WG障害のある者	59	65	104	110	961	166	80	1,545
	WG障害のない者	305	385	804	1,031	7,603	1,465	524	12,117
	ES障害のある者	107	124	179	198	1,112	201	107	2,028
	ES障害のない者	257	326	729	943	7,452	1,430	497	11,634
	公的障害者制度利用あり	65	59	84	83	465	72	47	875
公的障害者制度利用なし	299	391	824	1,058	8,099	1,559	557	12,787	
割合	合計	2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%
	WG障害のある者	3.8%	4.2%	6.7%	7.1%	62.2%	10.7%	5.2%	100.0%
	WG障害のない者	2.5%	3.2%	6.6%	8.5%	62.7%	12.1%	4.3%	100.0%
	ES障害のある者	5.3%	6.1%	8.8%	9.8%	54.8%	9.9%	5.3%	100.0%
	ES障害のない者	2.2%	2.8%	6.3%	8.1%	64.1%	12.3%	4.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	7.4%	6.7%	9.6%	9.5%	53.1%	8.2%	5.4%	100.0%
公的障害者制度利用なし	2.3%	3.1%	6.4%	8.3%	63.3%	12.2%	4.4%	100.0%	

【60歳未満】

○60歳未満の「1週間の仕事をした日数」に関しては、一般的な1週間の営業日である「5日」を選ぶ者が3つの属性のいずれでも最も多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合の差が小さい点が特徴的である

- ・1週間の営業日を「5日」とするのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」が66.1%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が59.7%、「公的障害者制度利用あり」で56.6%である。
- ・ワシントングループの設問は「障害のない者」も68.8%であり、「障害のある者」と「障害のない者」の差が相対的に小さい。

図表 92 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
実数	合計	180	221	465	649	6,694	1,181	392	9,782
	WG障害のある者	40	43	62	70	784	129	58	1,186
	WG障害のない者	140	178	403	579	5,910	1,052	334	8,596
	ES障害のある者	63	75	93	122	846	151	68	1,418
	ES障害のない者	117	146	372	527	5,848	1,030	324	8,364
	公的障害者制度利用あり	46	47	58	59	392	55	36	693
	公的障害者制度利用なし	134	174	407	590	6,302	1,126	356	9,089
割合	合計	1.8%	2.3%	4.8%	6.6%	68.4%	12.1%	4.0%	100.0%
	WG障害のある者	3.4%	3.6%	5.2%	5.9%	66.1%	10.9%	4.9%	100.0%
	WG障害のない者	1.6%	2.1%	4.7%	6.7%	68.8%	12.2%	3.9%	100.0%
	ES障害のある者	4.4%	5.3%	6.6%	8.6%	59.7%	10.6%	4.8%	100.0%
	ES障害のない者	1.4%	1.7%	4.4%	6.3%	69.9%	12.3%	3.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	6.6%	6.8%	8.4%	8.5%	56.6%	7.9%	5.2%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	1.5%	1.9%	4.5%	6.5%	69.3%	12.4%	3.9%	100.0%

ウ) 就業日数、就業時間 (2 : 就業時間)

ここでは「障害のある者 / ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の就業時間」に関しては、「障害のある者」の方が相対的に少ない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間 (週間 40 時間) に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は 19.1% であり、「障害のない者」は 21.4% である。
- ・また、「1～10 時間」と最も少ない分類でも、「障害のある者」は 22.9%、「障害のない者」は 17.1% となった。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」とされた者の中で公的障害者制度の非利用者と比較すると、相対的に少ない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間 (週間 40 時間) に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 21.2% であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 21.9% である。

図表 93 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
(上段 : 実数、下段 : 割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662
実数	WG障害のある者	354	157	137	474	295	80	12	36	1,545
	WG障害のない者	2,074	1,312	1,297	3,878	2,594	635	158	169	12,117
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.9%	10.2%	8.9%	30.7%	19.1%	5.2%	0.8%	2.3%	100.0%
	WG障害のない者	17.1%	10.8%	10.7%	32.0%	21.4%	5.2%	1.3%	1.4%	100.0%

		Q17									
		1週間の残業も含めた総時間									
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計	
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	106	33	37	70	30	11	1	8	296
		公的障害者制度利用なし	248	124	100	404	265	69	11	28	1,249
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	167	70	82	162	68	18	4	8	579
		公的障害者制度利用なし	1,907	1,242	1,215	3,716	2,526	617	154	161	11,538
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	35.8%	11.1%	12.5%	23.6%	10.1%	3.7%	0.3%	2.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	19.9%	9.9%	8.0%	32.3%	21.2%	5.5%	0.9%	2.2%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	28.8%	12.1%	14.2%	28.0%	11.7%	3.1%	0.7%	1.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	16.5%	10.8%	10.5%	32.2%	21.9%	5.3%	1.3%	1.4%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のある者」の方が、日数が相対的に少ない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間(週間40時間)に加えて一定の残業をしたと考え、「41~50時間」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は16.8%であり、「障害のない者」は21.9%である。
- ・また、「1~10時間」と最も少ない分類でも、「障害のある者」は24.0%、「障害のない者」は16.7%となった。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」とされた者の中で公的障害者制度の非利用者と比較すると、就業時間が相対的にやや少ない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間(週間40時間)に加えて一定の残業をしたと考え、「41~50時間」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は19.5%、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は22.1%となった。

図表 94 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662
実数	ES障害のある者	487	235	231	592	341	86	20	36	2,028
	ES障害のない者	1,941	1,234	1,203	3,760	2,548	629	150	169	11,634
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%
割合	ES障害のある者	24.0%	11.6%	11.4%	29.2%	16.8%	4.2%	1.0%	1.8%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	10.6%	10.3%	32.3%	21.9%	5.4%	1.3%	1.5%	100.0%

		Q17									
		1週間の残業も含めた総時間									
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計	
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	185	69	70	139	53	19	2	11	548
		公的障害者制度利用なし	302	166	161	453	288	67	18	25	1,480
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	88	34	49	93	45	10	3	5	327
		公的障害者制度利用なし	1,853	1,200	1,154	3,667	2,503	619	147	164	11,307
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	33.8%	12.6%	12.8%	25.4%	9.7%	3.5%	0.4%	2.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	20.4%	11.2%	10.9%	30.6%	19.5%	4.5%	1.2%	1.7%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	26.9%	10.4%	15.0%	28.4%	13.8%	3.1%	0.9%	1.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	16.4%	10.6%	10.2%	32.4%	22.1%	5.5%	1.3%	1.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「前月中の就業時間」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」は「31～40時間」がボリュームゾーンとなった。しかし、公的障害者制度の利用者は「1～10時間」がボリュームゾーンとなった。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「31～40時間」が30.7%とボリュームゾーンとなった。同じく欧州統計局の設問で「障害のある者」も29.2%とボリュームゾーンとなった。「公的障害者制度利用あり」は26.5%であり、最大のボリュームゾーンではないものの、他の2設問と割合は同程度である。
- ・しかし、「公的障害者制度利用あり」は「1～10時間」が31.2%と最も多い。

図表 95 「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662
実数	WG障害のある者	354	157	137	474	295	80	12	36	1,545
	WG障害のない者	2,074	1,312	1,297	3,878	2,594	635	158	169	12,117
	ES障害のある者	487	235	231	592	341	86	20	36	2,028
	ES障害のない者	1,941	1,234	1,203	3,760	2,548	629	150	169	11,634
	公的障害者制度利用あり	273	103	119	232	98	29	5	16	875
	公的障害者制度利用なし	2,155	1,366	1,315	4,120	2,791	686	165	189	12,787
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.9%	10.2%	8.9%	30.7%	19.1%	5.2%	0.8%	2.3%	100.0%
	WG障害のない者	17.1%	10.8%	10.7%	32.0%	21.4%	5.2%	1.3%	1.4%	100.0%
	ES障害のある者	24.0%	11.6%	11.4%	29.2%	16.8%	4.2%	1.0%	1.8%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	10.6%	10.3%	32.3%	21.9%	5.4%	1.3%	1.5%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	31.2%	11.8%	13.6%	26.5%	11.2%	3.3%	0.6%	1.8%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	16.9%	10.7%	10.3%	32.2%	21.8%	5.4%	1.3%	1.5%	100.0%

【60 歳未満】

○60 歳未満の「前月中の就業時間」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」は「31～40 時間」がボリュームゾーンとなった。しかし、公的障害者制度の利用者は「1～10 時間」がボリュームゾーンとなった。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「31～40 時間」が 29.5%とボリュームゾーンとなった。同じく欧州統計局の設問で「障害のある者」も 30.0%とボリュームゾーンとなった。「公的障害者制度利用あり」は 26.7%であり最大のボリュームゾーンではないものの、他の 2 設問と割合は同程度である。
- ・しかし、公的障害者制度の利用者は「1～10 時間」が 31.9%と最も多い。

図表 96 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1 週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
実数	合計	1,654	814	820	3,202	2,403	583	140	166	9,782
	WG障害のある者	279	105	91	350	253	66	11	31	1,186
	WG障害のない者	1,375	709	729	2,852	2,150	517	129	135	8,596
	ES障害のある者	340	137	137	425	266	67	18	28	1,418
	ES障害のない者	1,314	677	683	2,777	2,137	516	122	138	8,364
	公的障害者制度利用あり	221	72	87	185	83	26	5	14	693
公的障害者制度利用なし	1,433	742	733	3,017	2,320	557	135	152	9,089	
割合	合計	16.9%	8.3%	8.4%	32.7%	24.6%	6.0%	1.4%	1.7%	100.0%
	WG障害のある者	23.5%	8.9%	7.7%	29.5%	21.3%	5.6%	0.9%	2.6%	100.0%
	WG障害のない者	16.0%	8.2%	8.5%	33.2%	25.0%	6.0%	1.5%	1.6%	100.0%
	ES障害のある者	24.0%	9.7%	9.7%	30.0%	18.8%	4.7%	1.3%	2.0%	100.0%
	ES障害のない者	15.7%	8.1%	8.2%	33.2%	25.5%	6.2%	1.5%	1.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	31.9%	10.4%	12.6%	26.7%	12.0%	3.8%	0.7%	2.0%	100.0%
公的障害者制度利用なし	15.8%	8.2%	8.1%	33.2%	25.5%	6.1%	1.5%	1.7%	100.0%	

エ) 1年間の収入又は収益

ここでは「障害のある者/ない者」で収入や収益が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られないが、「障害のある者」は、最も年収が低い層の者が相対的に多い。

- 例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は10.1%、一方で「障害のない者」は10.6%であり、ほとんど差がない。

- ただし、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は8.1%であり、「障害のない者」は6.5%である。

○「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者では、大きな差異は見られない。

図表 97 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19 主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし/ 50万円未満	2.50～ 99万円	3.100～ 149万円	4.150～ 199万円	5.200～ 249万円	6.250～ 299万円	7.300～ 399万円	8.400～ 499万円	9.500～ 599万円	10.600～ 699万円	11.700～ 799万円	12.800～ 899万円	13.900～ 999万円	14.1,000～ 1,249万円	15.1,250～ 1,499万円	16.1,500 万円以上	17.わからない	合計
合計		907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662
実数	WG障害のある者	125	112	110	87	110	110	187	156	114	73	52	42	22	28	16	17	184	1,545
	WG障害のない者	782	1,107	1,027	663	791	759	1,467	1,288	837	561	479	307	238	283	117	134	1,277	12,117
割合		6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	8.1%	7.2%	7.1%	5.6%	7.1%	7.1%	12.1%	10.1%	7.4%	4.7%	3.4%	2.7%	1.4%	1.8%	1.0%	1.1%	11.9%	100.0%
	WG障害のない者	6.5%	9.1%	8.5%	5.5%	6.5%	6.3%	12.1%	10.6%	6.9%	4.6%	4.0%	2.5%	2.0%	2.3%	1.0%	1.1%	10.5%	100.0%

		Q19 主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																		
		1.収入なし/ 50万円未満	2.50～ 99万円	3.100～ 149万円	4.150～ 199万円	5.200～ 249万円	6.250～ 299万円	7.300～ 399万円	8.400～ 499万円	9.500～ 599万円	10.600～ 699万円	11.700～ 799万円	12.800～ 899万円	13.900～ 999万円	14.1,000～ 1,249万円	15.1,250～ 1,499万円	16.1,500 万円以上	17.わからない	合計	
合計		907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	45	22	27	24	25	24	34	17	19	14	2	8	6	2	4	5	18	296
		公的障害者制度利用なし	80	90	83	63	85	86	153	139	95	59	50	34	16	26	12	12	166	1,249
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	95	61	55	40	38	50	55	46	28	26	23	10	7	2	3	2	38	579
		公的障害者制度利用なし	687	1,046	972	623	753	709	1,412	1,242	809	535	456	297	231	281	114	132	1,239	11,538
割合		6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	15.2%	7.4%	9.1%	8.1%	8.4%	8.1%	11.5%	5.7%	6.4%	4.7%	0.7%	2.7%	2.0%	0.7%	1.4%	1.7%	6.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6.4%	7.2%	6.6%	5.0%	6.8%	6.9%	12.2%	11.1%	7.6%	4.7%	4.0%	2.7%	1.3%	2.1%	1.0%	1.0%	13.3%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	16.4%	10.5%	9.5%	6.9%	6.6%	8.6%	9.5%	7.9%	4.8%	4.5%	4.0%	1.7%	1.2%	0.3%	0.5%	0.3%	6.6%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6.0%	9.1%	8.4%	5.4%	6.5%	6.1%	12.2%	10.8%	7.0%	4.6%	4.0%	2.6%	2.0%	2.4%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られない。

- 例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は9.6%であり、「障害のない者」は10.7%である。

- また、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は11.4%であり、「障害のない者」は5.8%である。

○「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者では、大きな差異は見られない。

図表 98 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19 主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし/ 50万円未満	2.50～ 99万円	3.100～ 149万円	4.150～ 199万円	5.200～ 249万円	6.250～ 299万円	7.300～ 399万円	8.400～ 499万円	9.500～ 599万円	10.600～ 699万円	11.700～ 799万円	12.800～ 899万円	13.900～ 999万円	14.1,000～ 1,249万円	15.1,250～ 1,499万円	16.1,500 万円以上	17.わからない	合計
合計		907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662
実数	ES障害のある者	231	189	180	130	136	151	195	194	131	105	68	53	37	31	20	24	153	2,028
	ES障害のない者	676	1,030	957	620	765	718	1,459	1,250	820	529	463	296	223	280	113	127	1,308	11,634
割合		6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	11.4%	9.3%	8.9%	6.4%	6.7%	7.4%	9.6%	9.6%	6.5%	5.2%	3.4%	2.6%	1.8%	1.5%	1.0%	1.2%	7.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.8%	8.9%	8.2%	5.3%	6.6%	6.2%	12.5%	10.7%	7.0%	4.5%	4.0%	2.5%	1.9%	2.4%	1.0%	1.1%	11.2%	100.0%

		Q19 主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																		
		1.収入なし/ 50万円未満	2.50～ 99万円	3.100～ 149万円	4.150～ 199万円	5.200～ 249万円	6.250～ 299万円	7.300～ 399万円	8.400～ 499万円	9.500～ 599万円	10.600～ 699万円	11.700～ 799万円	12.800～ 899万円	13.900～ 999万円	14.1,000～ 1,249万円	15.1,250～ 1,499万円	16.1,500 万円以上	17.わからない	合計	
合計		907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	101	52	46	35	37	48	44	41	35	28	14	12	10	3	5	6	31	548
		公的障害者制度利用なし	130	137	134	95	99	103	151	153	96	77	54	41	27	28	15	18	122	1,480
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	39	31	36	29	26	26	45	22	12	12	11	6	3	1	2	1	25	327
		公的障害者制度利用なし	637	999	921	591	739	692	1,414	1,228	808	517	452	290	220	279	111	126	1,283	11,307
割合		6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	18.4%	9.5%	8.4%	6.4%	6.8%	8.8%	8.0%	7.5%	6.4%	5.1%	2.6%	2.2%	1.8%	0.5%	0.9%	1.1%	5.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	8.8%	9.3%	9.1%	6.4%	6.7%	7.0%	10.2%	10.3%	6.5%	5.2%	3.6%	2.8%	1.8%	1.9%	1.0%	1.2%	8.2%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	11.9%	9.5%	11.0%	8.9%	8.0%	8.0%	13.8%	6.7%	3.7%	3.7%	3.4%	1.8%	0.9%	0.3%	0.6%	0.3%	7.6%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.6%	8.8%	8.1%	5.2%	6.5%	6.1%	12.5%	10.9%	7.1%	4.6%	4.0%	2.6%	1.9%	2.5%	1.0%	1.1%	11.3%	100.0%

【全数まとめ】

○「1年間の収入又は収益」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」は「300～399万円」がボリュームゾーンであるものの、公的障害者制度の利用者は及び欧州統計局の設問で「障害のある者」は「収入なし/50万円未満」がボリュームゾーンである。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「300～399万円」が12.1%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「収入なし/50万円未満」が11.4%であり、「公的障害者制度利用あり」は「収入なし/50万円未満」が16.0%である。

図表 99 「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし/50万円未満	2.50～99万円	3.100～149万円	4.150～199万円	5.200～249万円	6.250～299万円	7.300～399万円	8.400～499万円	9.500～599万円	10.600～699万円	11.700～799万円	12.800～899万円	13.900～999万円	14.1,000～1,249万円	15.1,250～1,499万円	16.1,500万円以上	17.わからない	合計
実数	合計	907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662
	WG障害のある者	125	112	110	87	110	110	187	156	114	73	52	42	22	28	16	17	184	1,545
	WG障害のない者	782	1,107	1,027	663	791	759	1,467	1,288	837	561	479	307	238	283	117	134	1,277	12,117
	ES障害のある者	231	189	180	130	136	151	195	194	131	105	68	53	37	31	20	24	153	2,028
	ES障害のない者	676	1,030	957	620	765	718	1,459	1,250	820	529	463	296	223	280	113	127	1,308	11,634
	公的障害者制度利用あり	140	83	82	64	63	74	89	63	47	40	25	18	13	4	7	7	56	875
公的障害者制度利用なし	767	1,136	1,055	686	838	795	1,565	1,381	904	594	506	331	247	307	126	144	1,405	12,787	
割合	合計	6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%
	WG障害のある者	8.1%	7.2%	7.1%	5.6%	7.1%	7.1%	12.1%	10.1%	7.4%	4.7%	3.4%	2.7%	1.4%	1.8%	1.0%	1.1%	11.9%	100.0%
	WG障害のない者	6.5%	9.1%	8.5%	5.5%	6.5%	6.3%	12.1%	10.6%	6.9%	4.6%	4.0%	2.5%	2.0%	2.3%	1.0%	1.1%	10.5%	100.0%
	ES障害のある者	11.4%	9.3%	8.9%	6.4%	6.7%	7.4%	9.6%	9.6%	6.5%	5.2%	3.4%	2.6%	1.8%	1.5%	1.0%	1.2%	7.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.9%	8.9%	8.2%	5.3%	6.6%	6.2%	12.5%	10.7%	7.0%	4.5%	4.0%	2.5%	1.9%	2.4%	1.0%	1.1%	11.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	16.0%	9.5%	9.4%	7.3%	7.2%	8.5%	10.2%	7.2%	5.4%	4.6%	2.9%	2.1%	1.5%	0.5%	0.8%	0.8%	6.4%	100.0%
公的障害者制度利用なし	6.0%	8.9%	8.3%	5.4%	6.6%	6.2%	12.2%	10.8%	7.1%	4.6%	4.0%	2.6%	1.9%	2.4%	1.0%	1.1%	11.0%	100.0%	

【60歳未満】

○60歳未満の「1年間の収入又は収益」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」は「300～399万円」がボリュームゾーンであるものの、公的障害者制度の利用者及び欧州統計局の設問で「障害のある者」は「収入なし/50万円未満」がボリュームゾーンである。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「300～399万円」が12.0%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「収入なし/50万円未満」が10.9%であり、「公的障害者制度利用あり」は「収入なし/50万円未満」が15.9%である。両者とも、ワシントングループの設問と比較して、「障害のある者」と「障害のない者」の差が相対的に大きくなっている。

図表 100 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし/50万円未満	2.50～99万円	3.100～149万円	4.150～199万円	5.200～249万円	6.250～299万円	7.300～399万円	8.400～499万円	9.500～599万円	10.600～699万円	11.700～799万円	12.800～899万円	13.900～999万円	14.1000～1249万円	15.1250～1499万円	16.1500万円以上	17.わからない	合計
実数	合計	539	748	709	480	638	646	1,271	1,140	762	522	419	289	188	229	86	87	1,029	9,782
	WG障害のある者	86	78	83	65	78	87	142	128	96	64	42	37	14	17	11	11	147	1,186
	WG障害のない者	453	670	626	415	560	559	1,129	1,012	666	458	377	252	174	212	75	76	882	8,596
	ES障害のある者	155	121	118	95	94	107	135	145	100	85	51	38	26	23	11	18	96	1,418
	ES障害のない者	384	627	591	385	544	539	1,136	995	662	437	368	251	162	206	75	69	933	8,364
割合	公的障害者制度利用あり	110	62	62	49	53	58	74	55	37	33	21	16	10	4	5	5	39	693
	公的障害者制度利用なし	429	686	647	431	585	588	1,197	1,085	725	489	398	273	178	225	81	82	990	9,089
	合計	5.5%	7.6%	7.2%	4.9%	6.5%	6.6%	13.0%	11.7%	7.8%	5.3%	4.3%	3.0%	1.9%	2.3%	0.9%	0.9%	10.5%	100.0%
	WG障害のある者	7.3%	6.6%	7.0%	5.5%	6.6%	7.3%	12.0%	10.8%	8.1%	5.4%	3.5%	3.1%	1.2%	1.4%	0.9%	0.9%	12.4%	100.0%
	WG障害のない者	5.3%	7.8%	7.3%	4.8%	6.5%	6.5%	13.1%	11.8%	7.7%	5.3%	4.4%	2.9%	2.0%	2.5%	0.9%	0.9%	10.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	10.9%	8.5%	8.3%	6.7%	6.6%	7.5%	9.5%	10.2%	7.1%	6.0%	3.6%	2.7%	1.8%	1.6%	0.9%	1.3%	6.8%	100.0%
	ES障害のない者	4.6%	7.5%	7.1%	4.6%	6.5%	6.4%	13.6%	11.9%	7.9%	5.2%	4.4%	3.0%	1.9%	2.5%	0.9%	0.8%	11.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	15.9%	8.9%	8.9%	7.1%	7.6%	8.4%	10.7%	7.9%	5.3%	4.8%	3.0%	2.3%	1.4%	0.6%	0.7%	0.7%	5.6%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	4.7%	7.5%	7.1%	4.7%	6.4%	6.5%	13.2%	11.9%	8.0%	5.4%	4.4%	3.0%	2.0%	2.5%	0.9%	0.9%	10.9%	100.0%

オ) 勤務形態

ここでは「障害のある者/ない者」で勤務形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で大きな差異は見られない。

・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、ワシントングループの設問の「障害のある者」は54.3%であり、「障害のない者」は55.5%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較しても、大きな差異は見られない。

・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者も、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者で、ともに55.9%である。

図表 101 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態

(上段：実数、下段：割合)

		Q20 主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者 (契約期間の 定めのない 雇用者)	2.一般常雇者 (契約期間が 1年以上の 雇用者)	3.1月以上 1年未満の 契約の雇用者	4.日々又は 1月未満の 契約の雇用者	5.会社・団体等 の役員	6.自営業主 (雇人あり)	7.自営業主 (雇人なし)	8.家族従業員 (自家営業の 手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	13,662
実数	WG障害のある者	839	185	125	29	57	27	105	24	31	123	1,545
	WG障害のない者	6,719	1,476	969	101	312	287	1,143	234	153	723	12,117
合計		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	54.3%	12.0%	8.1%	1.9%	3.7%	1.7%	6.8%	1.6%	2.0%	8.0%	100.0%
	WG障害のない者	55.5%	12.2%	8.0%	0.8%	2.6%	2.4%	9.4%	1.9%	1.3%	6.0%	100.0%

		Q20 主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。											
		1.一般常雇者 (契約期間の 定めのない 雇用者)	2.一般常雇者 (契約期間が 1年以上の 雇用者)	3.1月以上 1年未満の 契約の雇用者	4.日々又は 1月未満の 契約の雇用者	5.会社・団体等 の役員	6.自営業主 (雇人あり)	7.自営業主 (雇人なし)	8.家族従業員 (自家営業の 手伝い)	9.内職	10.その他	合計	
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	13,662	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	141	47	20	8	12	6	23	6	10	23	296
		公的障害者制度利用なし	698	138	105	21	45	21	82	18	21	100	1,249
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	273	63	48	6	10	9	68	14	28	60	579
		公的障害者制度利用なし	6,446	1,413	921	95	302	278	1,075	220	125	663	11,538
合計		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	47.6%	15.9%	6.8%	2.7%	4.1%	2.0%	7.8%	2.0%	3.4%	7.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	55.9%	11.0%	8.4%	1.7%	3.6%	1.7%	6.6%	1.4%	1.7%	8.0%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	47.2%	10.9%	8.3%	1.0%	1.7%	1.6%	11.7%	2.4%	4.8%	10.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	55.9%	12.2%	8.0%	0.8%	2.6%	2.4%	9.3%	1.9%	1.1%	5.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「障害のある者」は、一般常雇者の割合が「障害のない者」と比べると少ない。

・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は47.4%であり、「障害のない者」は56.7%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)の割合が少なく、自営業主(雇人なし)の割合が多いなどの特徴がみられる。

・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は47.8%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は56.9%である。

・また、「自営業主(雇人なし)」の割合については、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は11.8%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は8.7%である。

図表 102 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
(上段：実数、下段：割合)

		Q20										
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者 (契約期間の 定めのない 雇用者)	2.一般常雇者 (契約期間が 1年以上の 雇用者)	3.1月以上 1年未満の 契約の雇用者	4.日々又は 1月未満の 契約の雇用者	5.会社・団体等 の役員	6.自営業主 (雇人あり)	7.自営業主 (雇人なし)	8.家族従業員 (自家営業の 手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	13,662
実数	ES障害のある者	961	265	196	33	49	44	232	47	55	146	2,028
	ES障害のない者	6,597	1,396	898	97	320	270	1,016	211	129	700	11,634
合計		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	47.4%	13.1%	9.7%	1.6%	2.4%	2.2%	11.4%	2.3%	2.7%	7.2%	100.0%
	ES障害のない者	56.7%	12.0%	7.7%	0.8%	2.8%	2.3%	8.7%	1.8%	1.1%	6.0%	100.0%

		Q20											
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。											
		1.一般常雇者 (契約期間の 定めのない 雇用者)	2.一般常雇者 (契約期間が 1年以上の 雇用者)	3.1月以上 1年未満の 契約の雇用者	4.日々又は 1月未満の 契約の雇用者	5.会社・団体等 の役員	6.自営業主 (雇人あり)	7.自営業主 (雇人なし)	8.家族従業員 (自家営業の 手伝い)	9.内職	10.その他	合計	
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	100.0%	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	253	70	42	8	16	9	58	12	27	53	100.0%
		公的障害者制度利用なし	708	195	154	25	33	35	174	35	28	93	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	161	40	26	6	6	6	33	8	11	30	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6,436	1,356	872	91	314	264	983	203	118	670	100.0%
合計		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	46.2%	12.8%	7.7%	1.5%	2.9%	1.6%	10.6%	2.2%	4.9%	9.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	47.8%	13.2%	10.4%	1.7%	2.2%	2.4%	11.8%	2.4%	1.9%	6.3%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	49.2%	12.2%	8.0%	1.8%	1.8%	1.8%	10.1%	2.4%	3.4%	9.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	56.9%	12.0%	7.7%	0.8%	2.8%	2.3%	8.7%	1.8%	1.0%	5.9%	100.0%

【全数まとめ】

○「勤務形態」に関しては、3つの属性でいずれも「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」がボリュームゾーンである。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

・ワシントングループの設問で「障害のある者」は54.3%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は47.4%、「公的障害者制度利用あり」は47.3%である。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点特徴的である

・ワシントングループの設問は「障害のない者」も「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」の割合が55.5%であり、「障害のある者」の54.3%と同程度である。

図表 103 「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
(上段：実数、下段：割合)

		Q20 主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1年以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業員(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	回答者数
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	13,662
実数	WG障害のある者	839	185	125	29	57	27	105	24	31	123	1,545
	WG障害のない者	6,719	1,476	969	101	312	287	1,143	234	153	723	12,117
	ES障害のある者	961	265	196	33	49	44	232	47	55	146	2,028
	ES障害のない者	6,597	1,396	898	97	320	270	1,016	211	129	700	11,634
	公的障害者制度利用あり	414	110	68	14	22	15	91	20	38	83	875
	公的障害者制度利用なし	7,144	1,551	1,026	116	347	299	1,157	238	146	763	12,787
割合		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	54.3%	12.0%	8.1%	1.9%	3.7%	1.7%	6.8%	1.6%	2.0%	8.0%	100.0%
	WG障害のない者	55.5%	12.2%	8.0%	0.8%	2.6%	2.4%	9.4%	1.9%	1.3%	6.0%	100.0%
	ES障害のある者	47.4%	13.1%	9.7%	1.6%	2.4%	2.2%	11.4%	2.3%	2.7%	7.2%	100.0%
	ES障害のない者	56.7%	12.0%	7.7%	0.8%	2.8%	2.3%	8.7%	1.8%	1.1%	6.0%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	47.3%	12.6%	7.8%	1.6%	2.5%	1.7%	10.4%	2.3%	4.3%	9.5%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	55.9%	12.1%	8.0%	0.9%	2.7%	2.3%	9.0%	1.9%	1.1%	6.0%	100.0%

【60 歳未満】

○60 歳未満の「勤務形態」に関しては、3つの属性でいずれも「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」がボリュームゾーンである。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は62.6%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は57.1%、「公的障害者制度利用あり」は53.0%である。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合の差が小さい点が特徴的である

- ・ワシントングループの設問は「障害のない者」も「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」の割合が66.4%であり、「障害のある者」の62.6%との差が相対的に小さい。

図表 104 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
(上段：実数、下段：割合)

		Q20 主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1月以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業者(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	回答者数
合計		6,454	875	592	82	162	155	668	155	141	498	9,782
実数	WG障害のある者	743	120	71	20	30	15	61	15	23	88	1,186
	WG障害のない者	5,711	755	521	62	132	140	607	140	118	410	8,596
	ES障害のある者	809	156	106	25	21	26	129	24	42	80	1,418
	ES障害のない者	5,645	719	486	57	141	129	539	131	99	418	8,364
	公的障害者制度利用あり	367	84	51	13	14	7	55	16	31	55	693
公的障害者制度利用なし		6,087	791	541	69	148	148	613	139	110	443	9,089
合計		66.0%	8.9%	6.1%	0.8%	1.7%	1.6%	6.8%	1.6%	1.4%	5.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	62.6%	10.1%	6.0%	1.7%	2.5%	1.3%	5.1%	1.3%	1.9%	7.4%	100.0%
	WG障害のない者	66.4%	8.8%	6.1%	0.7%	1.5%	1.6%	7.1%	1.6%	1.4%	4.8%	100.0%
	ES障害のある者	57.1%	11.0%	7.5%	1.8%	1.5%	1.8%	9.1%	1.7%	3.0%	5.6%	100.0%
	ES障害のない者	67.5%	8.6%	5.8%	0.7%	1.7%	1.5%	6.4%	1.6%	1.2%	5.0%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	53.0%	12.1%	7.4%	1.9%	2.0%	1.0%	7.9%	2.3%	4.5%	7.9%	100.0%
公的障害者制度利用なし		67.0%	8.7%	6.0%	0.8%	1.6%	1.6%	6.7%	1.5%	1.2%	4.9%	100.0%

カ) 勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で勤め先での呼称が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問で「障害のある者」は64.2%であり、「障害のない者」は60.0%である。

○ワシントングループの設問は、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者と比較しても、大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は65.6%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は60.4%である。

図表 105 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称 (契約形態)
(上段:実数、下段:割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員 従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣 事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443
実数	WG障害のある者	756	168	78	47	100	21	8	1,178
	WG障害のない者	5,562	1,790	627	336	697	189	64	9,265
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	64.2%	14.3%	6.6%	4.0%	8.5%	1.8%	0.7%	100.0%
	WG障害のない者	60.0%	19.3%	6.8%	3.6%	7.5%	2.0%	0.7%	100.0%

		Q21								
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。								
		1.正規の職員 従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣 事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計	
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	125	33	22	4	21	5	6	216
		公的障害者制度利用なし	631	135	56	43	79	16	2	962
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	205	87	33	13	40	3	9	390
		公的障害者制度利用なし	5,357	1,703	594	323	657	186	55	8,875
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	57.9%	15.3%	10.2%	1.9%	9.7%	2.3%	2.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	65.6%	14.0%	5.8%	4.5%	8.2%	1.7%	0.2%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	52.6%	22.3%	8.5%	3.3%	10.3%	0.8%	2.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	60.4%	19.2%	6.7%	3.6%	7.4%	2.1%	0.6%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「障害のある者」は「正規の職員・従業員」の割合がやや少なく、逆に「パート」や「アルバイト」、「契約社員」が相対的に多い。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は55.4%であり、「障害のない者」は61.3%である。

・「障害のある者」の「アルバイト」、「契約社員」はそれぞれ8.5%、9.7%であり、「障害のない者」の6.5%、7.3%より相対的に多い。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合がやや少ない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は55.6%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は61.5%である。

図表 106 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）

(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員 従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣 事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443
実数	ES障害のある者	806	264	123	66	141	37	18	1,455
	ES障害のない者	5,512	1,694	582	317	656	173	54	8,988
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	55.4%	18.1%	8.5%	4.5%	9.7%	2.5%	1.2%	100.0%
	ES障害のない者	61.3%	18.8%	6.5%	3.5%	7.3%	1.9%	0.6%	100.0%

		Q21								
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。								
		1.正規の職員・ 従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣 事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計	
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	204	66	35	12	39	6	11	373
		公的障害者制度利用なし	602	198	88	54	102	31	7	1,082
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	126	54	20	5	22	2	4	233
		公的障害者制度利用なし	5,386	1,640	562	312	634	171	50	8,755
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	54.7%	17.7%	9.4%	3.2%	10.5%	1.6%	2.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	55.6%	18.3%	8.1%	5.0%	9.4%	2.9%	0.6%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	54.1%	23.2%	8.6%	2.1%	9.4%	0.9%	1.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	61.5%	18.7%	6.4%	3.6%	7.2%	2.0%	0.6%	100.0%

【全数まとめ】

○「勤務形態」に関しては、3つの属性でいずれも「正規の職員・従業員」がボリュームゾーンである。属性により、傾向に大きな差異が見られるわけではない。

・ワシントングループの設問で「障害のある者」は64.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は55.4%、「公的障害者制度利用あり」は54.5%である。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点特徴的である（より正確には、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも「正規の職員・従業員」の割合が多い）

・ワシントングループの設問は「障害のない者」の「正規の職員・従業員」の割合が60.0%であり、「障害のある者」の64.2%のほうが多い。

図表 107 「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）
（上段：実数、下段：割合）

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443
実数	WG障害のある者	756	168	78	47	100	21	8	1,178
	WG障害のない者	5,562	1,790	627	336	697	189	64	9,265
	ES障害のある者	806	264	123	66	141	37	18	1,455
	ES障害のない者	5,512	1,694	582	317	656	173	54	8,988
	公的障害者制度利用あり	330	120	55	17	61	8	15	606
	公的障害者制度利用なし	5,988	1,838	650	366	736	202	57	9,837
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	64.2%	14.3%	6.6%	4.0%	8.5%	1.8%	0.7%	100.0%
	WG障害のない者	60.0%	19.3%	6.8%	3.6%	7.5%	2.0%	0.7%	100.0%
	ES障害のある者	55.4%	18.1%	8.5%	4.5%	9.7%	2.5%	1.2%	100.0%
	ES障害のない者	61.3%	18.8%	6.5%	3.5%	7.3%	1.9%	0.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	54.5%	19.8%	9.1%	2.8%	10.1%	1.3%	2.5%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	60.9%	18.7%	6.6%	3.7%	7.5%	2.1%	0.6%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「勤務形態」に関しては、3つの属性でいずれも「正規の職員・従業員」がボリュームゾーンである。属性により、傾向に大きな差異が見られるわけではない。

・ワシントングループの設問で「障害のある者」は69.9%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は61.5%、「公的障害者制度利用あり」は58.1%である。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点特徴的である（より正確には、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも「正規の職員・従業員」の割合が多い）

・ワシントングループの設問は「障害のない者」の「正規の職員・従業員」の割合が69.0%であり、「障害のある者」の69.9%のほうが多い。

図表 108 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称
(契約形態)

(上段：実数、下段：割合)

		Q21								
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。								
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計	
実数		合計	5,528	1,138	532	306	422	48	29	8,003
	WG障害のある者	667	115	61	43	56	6	6	954	
	WG障害のない者	4,861	1,023	471	263	366	42	23	7,049	
	ES障害のある者	674	173	90	56	85	8	10	1,096	
	ES障害のない者	4,854	965	442	250	337	40	19	6,907	
	公的障害者制度利用あり	299	87	46	15	50	5	13	515	
	公的障害者制度利用なし	5,229	1,051	486	291	372	43	16	7,488	
割合		合計	69.1%	14.2%	6.6%	3.8%	5.3%	0.6%	0.4%	100.0%
	WG障害のある者	69.9%	12.1%	6.4%	4.5%	5.9%	0.6%	0.6%	100.0%	
	WG障害のない者	69.0%	14.5%	6.7%	3.7%	5.2%	0.6%	0.3%	100.0%	
	ES障害のある者	61.5%	15.8%	8.2%	5.1%	7.8%	0.7%	0.9%	100.0%	
	ES障害のない者	70.3%	14.0%	6.4%	3.6%	4.9%	0.6%	0.3%	100.0%	
	公的障害者制度利用あり	58.1%	16.9%	8.9%	2.9%	9.7%	1.0%	2.5%	100.0%	
	公的障害者制度利用なし	69.8%	14.0%	6.5%	3.9%	5.0%	0.6%	0.2%	100.0%	

キ) 就業希望の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で就職希望が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」のほうが「障害のない者」よりも相対的に「したいと思っている」者の割合が多い。

・「障害のある者」は 33.1%であり、「障害のない者」は 26.7%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者の方が、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者よりも、相対的に「したいと思っている」者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 30.1%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 25.8%である。

図表 109 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと思っている	2.したいと思っていない	合計
合計		2,626	6,922	9,548
実数	WG障害のある者	377	761	1,138
	WG障害のない者	2,249	6,161	8,410
合計		27.5%	72.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	33.1%	66.9%	100.0%
	WG障害のない者	26.7%	73.3%	100.0%

		Q22			
		就業希望の有無について、お答えください。			
		1.したいと思っている	2.したいと思っていない	合計	
合計		2,626	6,922	9,548	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	138	207	345
		公的障害者制度利用なし	239	554	793
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	230	365	595
		公的障害者制度利用なし	2,019	5,796	7,815
合計		27.5%	72.5%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	40.0%	60.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	30.1%	69.9%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	38.7%	61.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	25.8%	74.2%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」のほうが「障害のない者」よりも相対的に「したいと思っている」者の割合が多い。

・「障害のある者」は34.5%であり、「障害のない者」は25.7%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者の方が、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者よりも、相対的に「したいと思っている」者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は30.3%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は25.5%である。

図表 110 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと思っている	2.したいと思っていない	合計
合計		2,626	6,922	9,548
実数	ES障害のある者	683	1,297	1,980
	ES障害のない者	1,943	5,625	7,568
合計		27.5%	72.5%	100.0%
割合	ES障害のある者	34.5%	65.5%	100.0%
	ES障害のない者	25.7%	74.3%	100.0%

			Q22		
			就業希望の有無について、お答えください。		
			1.したいと思っている	2.したいと思っていない	合計
合計			2,626	6,922	9,548
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	279	369	648
		公的障害者制度利用なし	404	928	1,332
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	89	203	292
		公的障害者制度利用なし	1,854	5,422	7,276
合計			27.5%	72.5%	100.0%
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	43.1%	56.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	30.3%	69.7%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	30.5%	69.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	25.5%	74.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「就業希望」に関しては、3つの属性で大きな傾向の差異は見られず、いずれの属性でも3～4割程度の者が「したいと思っている」を選んでいる。

・「したいと思っている」を選んでいるのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」は33.1%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は34.5%、「公的障害者制度利用あり」は39.1%である。

図表 111 「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したい と思っ ている	2.したい と思っ て いない	合計
合計		2,626	6,922	9,548
実数	WG障害のある者	377	761	1,138
	WG障害のない者	2,249	6,161	8,410
	ES障害のある者	683	1,297	1,980
	ES障害のない者	1,943	5,625	7,568
	公的障害者制度利用あり	368	572	940
	公的障害者制度利用なし	2,258	6,350	8,608
合計		27.5%	72.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	33.1%	66.9%	100.0%
	WG障害のない者	26.7%	73.3%	100.0%
	ES障害のある者	34.5%	65.5%	100.0%
	ES障害のない者	25.7%	74.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	39.1%	60.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	26.2%	73.8%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「就業希望」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」と比較して、公的障害者制度の利用者及び欧州統計局で「障害のある者」については、「したいと思っている」を選ぶ割合が大きくなっている。

- ・「したいと思っている」を選んでいるのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」は46.1%なのに対して、「公的障害者制度利用あり」では55.6%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は56.1%である。

図表 112 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したい と思っ ている	2.したい と思っ てい ない	合計
合計		1,822	2,021	3,843
実数	WG障害のある者	246	288	534
	WG障害のない者	1,576	1,733	3,309
	ES障害のある者	469	367	836
	ES障害のない者	1,353	1,654	3,007
	公的障害者制度利用あり	276	220	496
	公的障害者制度利用なし	1,546	1,801	3,347
合計		47.4%	52.6%	100.0%
割合	WG障害のある者	46.1%	53.9%	100.0%
	WG障害のない者	47.6%	52.4%	100.0%
	ES障害のある者	56.1%	43.9%	100.0%
	ES障害のない者	45.0%	55.0%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	55.6%	44.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	46.2%	53.8%	100.0%

ク) 就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で希望する勤め先での契約形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は12.2%であり、「障害のない者」は9.5%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」のでかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較しても、大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は10.8%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は9.2%である。

図表 113 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

(上段：実数、下段：割合)

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548
実数	WG障害のある者	139	344	12	40	71	532	1,138
	WG障害のない者	801	3,357	87	241	431	3,493	8,410
合計		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	12.2%	30.2%	1.1%	3.5%	6.2%	46.7%	100.0%
	WG障害のない者	9.5%	39.9%	1.0%	2.9%	5.1%	41.5%	100.0%

		Q23							
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計	
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	53	85	2	16	22	167	345
		公的障害者制度利用なし	86	259	10	24	49	365	793
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	84	199	5	11	39	257	595
		公的障害者制度利用なし	717	3,158	82	230	392	3,236	7,815
合計		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	15.4%	24.6%	0.6%	4.6%	6.4%	48.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	10.8%	32.7%	1.3%	3.0%	6.2%	46.0%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	14.1%	33.4%	0.8%	1.8%	6.6%	43.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	9.2%	40.4%	1.0%	2.9%	5.0%	41.4%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で傾向には大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は11.0%であり、「障害のない者」は9.6%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、「正規の職員・従業員」が相対的に少なく、「自営」がやや多いという特徴が見られる。

・「正規の職員・従業員」は、欧州統計局の設問では「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は8.9%だが、欧州統計局の設問では「障害のない者」とされた者でかつ公的障害者制度の非利用者は9.4%である。

図表 114 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）

(上段：実数、下段：割合)

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員 従業員	2.パート・ アルバイト	3.労働者派遣 事業所の派遣社員	4.契約社員・ 嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548
実数	ES障害のある者	217	676	28	59	125	875	1,980
	ES障害のない者	723	3,025	71	222	377	3,150	7,568
割合		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	11.0%	34.1%	1.4%	3.0%	6.3%	44.2%	100.0%
	ES障害のない者	9.6%	40.0%	0.9%	2.9%	5.0%	41.6%	100.0%

		Q23							
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。							
		1.正規の職員・ 従業員	2.パート・ アルバイト	3.労働者派遣 事業所の派遣社員	4.契約社員・ 嘱託	5.自営	6.その他	合計	
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	99	191	3	21	42	292	648
		公的障害者制度利用なし	118	485	25	38	83	583	1,332
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	38	93	4	6	19	132	292
		公的障害者制度利用なし	685	2,932	67	216	358	3,018	7,276
割合		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	15.3%	29.5%	0.5%	3.2%	6.5%	45.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	8.9%	36.4%	1.9%	2.9%	6.2%	43.8%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	13.0%	31.8%	1.4%	2.1%	6.5%	45.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	9.4%	40.3%	0.9%	3.0%	4.9%	41.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、3つの属性で大きな傾向の差異は見られず、「その他」が最も多く、次いで「パート・アルバイト」である。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「その他」が46.7%、「パート・アルバイト」が30.2%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「その他」が44.2%、「パート・アルバイト」が34.1%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「その他」が45.1%、「パート・アルバイト」が30.2%である。

図表 115 「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）

（上段：実数、下段：割合）

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の 職員・従 業員	2.パート・ アルバイト	3.労働者 派遣事業 所の派遣 社員	4.契約社 員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548
実数	WG障害のある者	139	344	12	40	71	532	1,138
	WG障害のない者	801	3,357	87	241	431	3,493	8,410
	ES障害のある者	217	676	28	59	125	875	1,980
	ES障害のない者	723	3,025	71	222	377	3,150	7,568
	公的障害者制度利用あり	137	284	7	27	61	424	940
	公的障害者制度利用なし	803	3,417	92	254	441	3,601	8,608
合計		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	12.2%	30.2%	1.1%	3.5%	6.2%	46.7%	100.0%
	WG障害のない者	9.5%	39.9%	1.0%	2.9%	5.1%	41.5%	100.0%
	ES障害のある者	11.0%	34.1%	1.4%	3.0%	6.3%	44.2%	100.0%
	ES障害のない者	9.6%	40.0%	0.9%	2.9%	5.0%	41.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	14.6%	30.2%	0.7%	2.9%	6.5%	45.1%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	9.3%	39.7%	1.1%	3.0%	5.1%	41.8%	100.0%

【60 歳未満】

○60 歳未満の「就業時に希望する契約形態」に関しては、欧州統計局の設問で「障害のある者」は「パート・アルバイト」の割合が最も大きいのに対して、ワシントングループの設問で「障害のある者」と公的障害者制度の利用者では「その他」が最も多く、次いで「パート・アルバイト」の順である。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「その他」が 36.0%、「パート・アルバイト」が 33.0%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「その他」が 34.1%、「パート・アルバイト」が 32.9%である。
- ・一方、欧州統計局の設問で「障害のある者」は「その他」が 30.0%なのに対して、「パート・アルバイト」が 39.4%と割合が逆転している。

図表 116 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
（上段：実数、下段：割合）

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の 職員・従 業員	2.パート・ アルバイト	3.労働者 派遣事業 所の派遣 社員	4.契約社 員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		725	1,748	59	55	197	1,059	3,843
実数	WG障害のある者	117	176	7	12	30	192	534
	WG障害のない者	608	1,572	52	43	167	867	3,309
	ES障害のある者	179	329	17	12	48	251	836
	ES障害のない者	546	1,419	42	43	149	808	3,007
	公的障害者制度利用あり	123	163	4	12	25	169	496
	公的障害者制度利用なし	602	1,585	55	43	172	890	3,347
合計		18.9%	45.5%	1.5%	1.4%	5.1%	27.6%	100.0%
割合	WG障害のある者	21.9%	33.0%	1.3%	2.2%	5.6%	36.0%	100.0%
	WG障害のない者	18.4%	47.5%	1.6%	1.3%	5.0%	26.2%	100.0%
	ES障害のある者	21.4%	39.4%	2.0%	1.4%	5.7%	30.0%	100.0%
	ES障害のない者	18.2%	47.2%	1.4%	1.4%	5.0%	26.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	24.8%	32.9%	0.8%	2.4%	5.0%	34.1%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	18.0%	47.4%	1.6%	1.3%	5.1%	26.6%	100.0%

ケ) 即時の就業の可否

ここでは「障害のある者/ない者」で、すぐに就業できるか否かの差異を分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 27.3%であり、「障害のない者」は 39.8%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、すぐに仕事に「つける」と回答する者の割合は少ない。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 30.4%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 40.7%である。

図表 117 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		3,658	5,890	9,548
実数	WG障害のある者	311	827	1,138
	WG障害のない者	3,347	5,063	8,410
合計		38.3%	61.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	27.3%	72.7%	100.0%
	WG障害のない者	39.8%	60.2%	100.0%

		Q24			
		すぐにも仕事につけますか。			
		1.つける	2.つけない	合計	
合計		3,658	5,890	9,548	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	70	275	345
		公的障害者制度利用なし	241	552	793
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	166	429	595
		公的障害者制度利用なし	3,181	4,634	7,815
合計		38.3%	61.7%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	20.3%	79.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	30.4%	69.6%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	27.9%	72.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	40.7%	59.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は26.2%であり、「障害のない者」は41.5%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、すぐに仕事に「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は28.2%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は41.9%である。

図表 118 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否

(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		3,658	5,890	9,548
実数	ES障害のある者	518	1,462	1,980
	ES障害のない者	3,140	4,428	7,568
合計		38.3%	61.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	26.2%	73.8%	100.0%
	ES障害のない者	41.5%	58.5%	100.0%

		Q24			
		すぐにでも仕事につけますか。			
		1.つける	2.つけない	合計	
合計		3,658	5,890	9,548	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	143	505	648
		公的障害者制度利用なし	375	957	1,332
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	93	199	292
		公的障害者制度利用なし	3,047	4,229	7,276
合計		38.3%	61.7%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	22.1%	77.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	28.2%	71.8%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	31.8%	68.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	41.9%	58.1%	100.0%

【全数まとめ】

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、3つの属性で大きな傾向の差異は見られず、2～3割程度の者が「つける」と回答している。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「つける」とする者が27.3%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「つける」とする者が26.2%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「つける」とする者が25.1%である。

図表 119 「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		3,658	5,890	9,548
実数	WG障害のある者	311	827	1,138
	WG障害のない者	3,347	5,063	8,410
	ES障害のある者	518	1,462	1,980
	ES障害のない者	3,140	4,428	7,568
	公的障害者制度利用あり	236	704	940
	公的障害者制度利用なし	3,422	5,186	8,608
合計		38.3%	61.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	27.3%	72.7%	100.0%
	WG障害のない者	39.8%	60.2%	100.0%
	ES障害のある者	26.2%	73.8%	100.0%
	ES障害のない者	41.5%	58.5%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	25.1%	74.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	39.8%	60.2%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、2～3割程度の者が「つける」と回答しているが、公的障害者制度の利用者の割合が、他の属性と比較して相対的にやや小さくなっている。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「つける」とする者が25.1%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「つける」とする者が24.5%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「つける」とする者が21.6%である。

図表 120 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		1,343	2,500	3,843
実数	WG障害のある者	134	400	534
	WG障害のない者	1,209	2,100	3,309
	ES障害のある者	205	631	836
	ES障害のない者	1,138	1,869	3,007
	公的障害者制度利用あり	107	389	496
	公的障害者制度利用なし	1,236	2,111	3,347
合計		34.9%	65.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	25.1%	74.9%	100.0%
	WG障害のない者	36.5%	63.5%	100.0%
	ES障害のある者	24.5%	75.5%	100.0%
	ES障害のない者	37.8%	62.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	21.6%	78.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	36.9%	63.1%	100.0%

コ) 求職の状況

ここでは「障害のある者/ない者」で求職の状況が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」は 44.7%であり、「障害のない者」は 25.6%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、仕事を「探している」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 41.5%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 24.6%である。

図表 121 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		996	2,662	3,658
実数	WG障害のある者	139	172	311
	WG障害のない者	857	2,490	3,347
合計		27.2%	72.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	44.7%	55.3%	100.0%
	WG障害のない者	25.6%	74.4%	100.0%

		Q24S1			
		仕事を探していますか。			
		1.探している	2.探していない	合計	
合計		996	2,662	3,658	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	39	31	70
		公的障害者制度利用なし	100	141	241
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	74	92	166
		公的障害者制度利用なし	783	2,398	3,181
合計		27.2%	72.8%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	55.7%	44.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	41.5%	58.5%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	44.6%	55.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	24.6%	75.4%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」は42.5%であり、「障害のない者」は24.7%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、仕事を「探している」と回答する者の割合は差異がみられる。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は36.8%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は24.5%である。

図表 122 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		996	2,662	3,658
実数	ES障害のある者	220	298	518
	ES障害のない者	776	2,364	3,140
合計		27.2%	72.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	42.5%	57.5%	100.0%
	ES障害のない者	24.7%	75.3%	100.0%

		Q24S1			
		仕事を探していますか。			
		1.探している	2.探していない	合計	
合計		996	2,662	3,658	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	82	61	143
		公的障害者制度利用なし	138	237	375
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	31	62	93
		公的障害者制度利用なし	745	2,302	3,047
合計		27.2%	72.8%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	57.3%	42.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	36.8%	63.2%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	33.3%	66.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	24.5%	75.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、3つの属性で大きな傾向の差異は見られず、4～5割程度の者が「探している」と回答している。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「探している」とする者が44.7%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「探している」とする者が42.5%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「探している」とする者が47.9%である。

図表 123 「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		996	2,662	3,658
実数	WG障害のある者	139	172	311
	WG障害のない者	857	2,490	3,347
	ES障害のある者	220	298	518
	ES障害のない者	776	2,364	3,140
	公的障害者制度利用あり	113	123	236
	公的障害者制度利用なし	883	2,539	3,422
合計		27.2%	72.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	44.7%	55.3%	100.0%
	WG障害のない者	25.6%	74.4%	100.0%
	ES障害のある者	42.5%	57.5%	100.0%
	ES障害のない者	24.7%	75.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	47.9%	52.1%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	25.8%	74.2%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「仕事を探しているか」という設問に関しては、6～7割程度の者が「探している」と回答しているが、公的障害者制度の利用者の割合が、他の属性と比較して相対的にやや大きくなっている。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「探している」とする者が62.7%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「探している」とする者が64.4%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「探している」とする者が71.0%である。

図表 124 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		634	709	1,343
実数	WG障害のある者	84	50	134
	WG障害のない者	550	659	1,209
	ES障害のある者	132	73	205
	ES障害のない者	502	636	1,138
	公的障害者制度利用あり	76	31	107
	公的障害者制度利用なし	558	678	1,236
合計		47.2%	52.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	62.7%	37.3%	100.0%
	WG障害のない者	45.5%	54.5%	100.0%
	ES障害のある者	64.4%	35.6%	100.0%
	ES障害のない者	44.1%	55.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	71.0%	29.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	45.1%	54.9%	100.0%

サ) 仕事につけない理由

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事に就けない理由が異なる(健康上の理由が大きいのか否か)のかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」は57.1%であり、「障害のない者」は28.4%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は47.6%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は24.2%である。

図表 125 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段:実数、下段:割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計
合計		599	354	1,910	3,346	5,890
実数	WG障害のある者	47	39	472	356	827
	WG障害のない者	552	315	1,438	2,990	5,063
合計		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	5.7%	4.7%	57.1%	43.0%	100.0%
	WG障害のない者	10.9%	6.2%	28.4%	59.1%	100.0%

		Q24S2					
		仕事につけない理由について、お答えください。					
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計	
合計		599	354	1,910	3,346	5,890	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	5	15	209	88	275
		公的障害者制度利用なし	42	24	263	268	552
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	10	17	317	138	429
		公的障害者制度利用なし	542	298	1,121	2,852	4,634
合計		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	1.8%	5.5%	76.0%	32.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	7.6%	4.3%	47.6%	48.6%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	2.3%	4.0%	73.9%	32.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	11.7%	6.4%	24.2%	61.5%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」は76.3%であり、「障害のない者」は18.0%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は73.0%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は16.2%である。

図表 126 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計
合計		599	354	1,910	3,346	5,890
実数	ES障害のある者	39	69	1,115	420	1,462
	ES障害のない者	560	285	795	2,926	4,428
合計		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	2.7%	4.7%	76.3%	28.7%	100.0%
	ES障害のない者	12.6%	6.4%	18.0%	66.1%	100.0%

		Q24S2					
		仕事につけない理由について、お答えください。					
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計	
合計		599	354	1,910	3,346	5,890	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	3	20	416	144	505
		公的障害者制度利用なし	36	49	699	276	957
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	12	12	110	82	199
		公的障害者制度利用なし	548	273	685	2,844	4,229
合計		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	0.6%	4.0%	82.4%	28.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	3.8%	5.1%	73.0%	28.8%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	6.0%	6.0%	55.3%	41.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	13.0%	6.5%	16.2%	67.2%	100.0%

【全数まとめ】

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」、及び公的障害者制度の利用者のいずれも「健康に自信がない」を挙げる者が最も多い。その割合はワシントングループの設問で「障害のある者」がやや少ない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が 57.1%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が 76.3%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が 74.7%である。

○ワシントングループの設問で「障害のある者」は、「その他」を選ぶ者が相対的に多い。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は 43.0%が「その他」を選んでいる。

図表 127 「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計
合計		599	354	1,910	3,346	5,890
実数	WG障害のある者	47	39	472	356	827
	WG障害のない者	552	315	1,438	2,990	5,063
	ES障害のある者	39	69	1,115	420	1,462
	ES障害のない者	560	285	795	2,926	4,428
	公的障害者制度利用あり	15	32	526	226	704
	公的障害者制度利用なし	584	322	1,384	3,120	5,186
割合		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	5.7%	4.7%	57.1%	43.0%	100.0%
	WG障害のない者	10.9%	6.2%	28.4%	59.1%	100.0%
	ES障害のある者	2.7%	4.7%	76.3%	28.7%	100.0%
	ES障害のない者	12.6%	6.4%	18.0%	66.1%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	2.1%	4.5%	74.7%	32.1%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	11.3%	6.2%	26.7%	60.2%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「仕事につけない理由」という設問に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」、及び公的障害者制度の利用者のいずれも「健康に自信がない」を挙げる者が最も多い。その割合はワシントングループの設問で「障害のある者」がやや少ない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が52.0%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が81.8%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が77.1%である。

○ワシントングループの設問で「障害のある者」は、「その他」を選ぶ者が相対的に多い。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は46.0%が「その他」を選んでいる。

図表 128 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由
(仕事につけない理由は複数回答)
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計
実数	合計	582	113	847	1,156	2,500
	WG障害のある者	45	18	208	184	400
	WG障害のない者	537	95	639	972	2,100
	ES障害のある者	38	18	516	163	631
	ES障害のない者	544	95	331	993	1,869
	公的障害者制度利用あり	15	16	300	119	389
	公的障害者制度利用なし	567	97	547	1,037	2,111
割合	合計	23.3%	4.5%	33.9%	46.2%	100.0%
	WG障害のある者	11.3%	4.5%	52.0%	46.0%	100.0%
	WG障害のない者	25.6%	4.5%	30.4%	46.3%	100.0%
	ES障害のある者	6.0%	2.9%	81.8%	25.8%	100.0%
	ES障害のない者	29.1%	5.1%	17.7%	53.1%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	3.9%	4.1%	77.1%	30.6%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	26.9%	4.6%	25.9%	49.1%	100.0%

ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的制度利用者の比較（まとめ）

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者について、いくつか、特に重要な設問（支援の必要性や就労関係）を中心に整理した。以下の図表では、ワシントングループの設問（図表中では「WG」と表記）、欧州統計局の設問（図表中では「ES」と表記）それぞれで「障害のある者」として捕捉された者、及び公的障害者制度の利用者（図表中では「公的」と表記）について、いくつかの設問の特定の選択肢における回答割合を記載している。

特に「全数（障害のある者）」においては、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問における特定の選択肢への回答に係る「障害のある者」の割合の差を見ており、特に差が大きいもの（10ポイント以上の差がある場合）については赤（**）で表示しており、やや差が大きいもの（5ポイント以上10ポイント未満の差がある場合）については黄（*）で表示している。「健康上の問題の日常生活への影響」や「仕事につけない理由（複数回答）：「健康に自信がない」者」については、欧州統計局の設問が特に高くなっている。

また、「障害のある者」から「障害のない者」を引いた差分については図表の「全数（障害有無による差異）」で表示しているが、ここを見ることで、どの程度の有意性を把握できるのか、ということがわかる。

特に就労関係については、「前月中の仕事の有無」や「就業日数」、「勤務形態」などはワシントングループの設問では大きな差がない（差分が小さい）ため有意性はそれほど認められないが、同じ項目について欧州統計局の設問では相対的に一定の差があり、有意性の把握ができる。ただし、「就職希望の有無」や「就職時に希望する勤め先での呼称」については、ワシントングループの設問も欧州統計局の設問も同程度の差異であり、どちらかの設問について相対的に特に強い有意性が認められるわけではない。

図表 129 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と
公的障害者制度利用者の比較（まとめ）

値は全て割合であり、単位はパーセンテージ(%)。 WG及びESの設問で「障害のある者」となった者の、該当する設問の割合である。	全数(障害のある者)			全数(障害のない者)			全数(障害有無による差異)		
	WG	ES	公的	WG	ES	公的	WG	ES	公的
1 手助け・見守りの必要性:必要としている者	16.0	15.4	29.7	1.7	0.8	1.1	14.3	14.6	28.6
2 健康上の問題の日常生活への影響	35.0**	63.2**	57.1	11.0	3.4	10.1	24.0	59.8	47.0
3 健康上の問題の発生時期:「生まれつき」+「10年以上」の者	45.9	44.1	56.8	39.0	29.0	33.3	6.9	15.1	23.5
4 気分障害(心配・不安を感じる頻度):「毎日」の者	19.2*	25.5*	27.5	7.6	5.5	7.4	11.6	20.0	20.1
5 気分障害(憂鬱を感じる頻度):「毎日」の者	18.4*	24.6*	26.1	7.5	5.5	7.3	10.9	19.1	18.8
6 通院・買い物の困難性	23.7*	29.7*	40.6	4.8	2.3	4.2	18.9	27.4	36.4
7 前月中の仕事の有無:「(仕事あり)主に仕事をしている」者	46.7*	38.4*	35.5	48.7	50.6	49.6	-2.0	-12.2	-14.1
8 就業日数:前週中の仕事をした日数が「5日」の者	62.2*	54.8*	53.1	62.7	64.1	63.3	-0.5	-9.2	-10.2
9 就業時間:前集中の残業も含めた総時間が「31-40時間」の者	30.7	29.2	31.2	32.0	32.3	32.2	-1.3	-3.1	-1.0
10 1年間の収入又は収益:「400～499万円」の者	10.1	9.6	7.2	10.6	10.7	10.8	-0.5	-1.2	-3.6
11 勤務形態:「一般常雇用者(契約期間の定めのない雇用者)」の者	54.3*	47.4*	47.3	55.5	56.7	55.9	-1.2	-9.3	-8.6
12 勤め先での呼称:「正規の職員・従業員」とする者	64.2*	55.4*	54.5	60.0	61.3	60.9	4.2	-5.9	-6.4
13 就職希望の有無:「したいと思っている」者	33.1	34.5	39.1	26.7	25.7	26.2	6.4	8.8	12.9
14 就業時に希望する勤め先での呼称:「正規の職員・従業員」とする者	12.2	11.0	14.6	9.5	9.6	9.3	2.7	1.4	5.3
15 即時の就業の可否:「つける」とする者	27.3	26.2	25.1	39.8	41.5	39.8	-12.5	-15.3	-14.7
16 求職の状況:「探している」者	44.7	42.5	47.9	25.6	24.7	25.8	19.1	17.8	22.1
17 仕事につけない理由(複数回答):「健康に自信がない」者	57.1**	76.3**	74.7	28.4	18.0	26.7	28.7	58.3	48.0

注)「障害のある者」の「公的」とは、「公的障害者制度の利用者」の意味である。

同様に、「障害のない者」の「公的」とは、「公的障害者制度の非利用者」の意味である。

注)本文中にも記載しているが、「全数(障害のある者)」について、ワシントングループ(WG)の設問と欧州統計局(ES)の設問差異が10ポイント以上の場合には赤(**)、5ポイント以上10ポイント未満の場合には黄(*)に色付けしている。

注)「全数(障害有無による差異)」については、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問における「障害のある者」の割合から「障害のない者」の割合を引いたものであり、「公的障害者制度の利用者」の割合から「公的障害者制度の非利用者」の割合を引いたものである。

(4) 設問のわかりやすさの評価

(設問ごとの結果)

- ・ワシントングループの設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が38.9%であった。また、評価の要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が41.8%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が38.8%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が37.4%であった。
- ・欧州統計局の設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が45.8%であった。また、評価の要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が47.1%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が45.3%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が44.8%であった。
- ・WHODAS2.0においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が15.3%であった。また、評価の要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が11.1%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が15.9%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が17.8%であった。

(設問間の比較)

- ・総合的な回答しやすさについては、相対的に欧州統計局の設問が最も評価されている(45.8%)。
- ・「短時間で回答可能」、「質問文がわかりやすい」、「選択肢を選びやすい」のいずれの観点でも、欧州統計局の設問が最も回答しやすいと評価されている。ただし、ワシントングループの設問と大きな差異があるわけではない。

図表 130 各設問の回答のしやすさ(最も評価するものの割合)

	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
総合して最も回答しやすい	38.9%	45.8%	15.3%
最も短時間で回答	41.8%	47.1%	11.1%
質問文が最も分かりやすい	38.8%	45.3%	15.9%
選択肢が最も選びやすい	37.4%	44.8%	17.8%

(わかりやすさの評価にかかる自由回答)

ここでは、同一・類似の趣旨の自由回答が数件以上あったものを取り上げている。

一部、表現の明らかな誤記等については加筆・修正を行っている。また、どの設問を指しての指摘かが明記されている場合には設問名を記載した(調査では設問名については“パターン A、B”等の表記となっており、自由回答もそのような表記で記載されていたため)。

○障害と疾患の区別が容易ではなく、障害があるだけで健康問題になるのか、障害が理由となる健康問題だけを想起すればよいのか迷う、という意見があった。

- ・気分によって健康状態が変わる。
- ・「健康上の理由で」というのは、精神の障害のことを含むのか、それとも外科的・内科的な意味だけなのか、わかりにくいです。
- ・風邪など一過性の体調不良を含めていいのかといったことなど、回答に考え込まれる設問がままあった。
- ・精神疾患なので健康面では何ら問題ないので、健康問題を問われても一瞬窮する。
- ・精神的な疾患があるため、健康状態がよいか悪いかという設問には身体と精神のどちらを中心において考えればいいのか迷ってしまった。

○「苦勞」や「支障」、「困難」は介助者の存在や支援器具の存在を前提とするのか、しないのかが判然としないため回答がしにくい、という声があった。

- ・できないというのは、介助があってもできないという意味なのか迷う。
- ・慢性疾患(糖尿病)があるが、投薬治療が効いていて日常の活動には全く支障がない。睡眠も十分とれている。
- ・メガネをかけたり、補聴器をつけていたりという前提の質問になっているので、していない人には苦勞はないという回答としてはおかしいのではないのかと思う。

○複数の障害がある重複障害者は影響が様々であるという声が聞かれた。また、障害の種類によって回答しやすい設問とそうでない設問があるとの声が聞かれた。

- ・精神的な疾患と、身体的な疾患が複合して、日常生活に影響を及ぼしている。
- ・障害の種類によって、設問に答えやすかったり、答えにくかったりしそうだと思った。
- ・障害の種類を先に特定したほうが良いと思う。

○回答の選択肢について、自分が困っていることは聞かれなかったのもっと広い範囲について選択肢にしてほしいという声も聞かれた。シンプルであることも逆にデメリットもあるという声が聞かれた。

○また、設問の尋ね方として、「○分立ってられるか」のような具体的な設問の方が回答がしやすいという声も聞かれた。

- ・もう少し広い範囲の質問をしてほしかったです。自分が困っていることはあまり聞かれませんでした。
- ・「分立ってられるか」などのように、具体的な設問のほうが回答しやすい。
- ・設問がシンプルなのは答えやすい反面正確な答えとは言えない場合もある。

2) 紙面調査

○サンプル：209名

○サンプルの属性

<性別> 当該設問における無回答1

男性：135名(64.9%)、女性：73名(35.1%)

<年齢階層別> 当該設問における無回答1

紙面調査については、12団体に協力を依頼して実施したが、期間が短かったこともあり、調査対象者の抽出に必要な以上の負荷をかけていただかないよう、性別や年齢階層別については具体的な割付依頼は実施しなかった。実際の回収数・割合は我が国の国民の人口構成比とは必ずしも近い割合となっていない。

【実数】

	合計	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	209	81	38	40	27	17	6	0
男性	135	54	22	22	16	15	6	0
女性	73	27	15	18	11	2	0	0

【割合】

	合計	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	100.0%	38.8%	18.2%	19.1%	12.9%	8.1%	2.9%	0.0%
男性	64.6%	25.8%	10.5%	10.5%	7.7%	7.2%	2.9%	0.0%
女性	34.9%	12.9%	7.2%	8.6%	5.3%	1.0%	0.0%	0.0%

<公的障害者制度の利用状況との関係>

紙面調査は、障害当事者についての回答が得られるような対象者の抽出を12団体に依頼し実施した。具体的には、「それぞれの団体に所属し、又は関係する障害当事者の方をご紹介いただいた上で、弊社より当該当事者の方に調査票を送付し、アンケート調査をお願いしたい」との依頼を行った。なお、「ご回答につきましては、障害当事者の方がご自分でご回答いただくことや、ご自分の意思を伝えることで同居のご家族や介助者等の周囲の方に代理で記入していただくことを原則としておりますが、これによりがたい場合は、同居のご家族の方が日常の生活状況等から判断してご記入(回答)いただくことも可能」とし、障害当事者本人の回答が難しい場合には、ご家族等による代理回答を依頼した。

その結果、公的障害者制度の利用状況については、209名中201名が何らかの公的障害者制度を利用していると回答した。7名については公的障害者制度の利用状況に

については無回答であり、どのような公的障害者制度を利用しているのかが把握できていない。また、1名については「公的な障害者関連制度は利用していない」と回答した。

< 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況 >

以下は、公的障害者制度の利用状況について、複数回答（MA）で回答した結果を示す集計表である。例えば、「身体障害者手帳を所持している者」が他にどのような公的障害者制度を利用しているのかを横軸で見ることができる。

図表 131 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況

【実数】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
1.身体障害者手帳を所持している	118		22	0	1	89	42	5	6	11	26	
2.療育手帳を所持している	83	22		10	4	45	28	12	3	5	11	
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	12	0	10		1	8	2	4	0	1	1	
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	1	4	1		6	7	2	0	1	1	
5.障害年金を受給している	121	89	45	8	6		47	13	5	11	23	
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	63	42	28	2	7	47		8	1	8	16	
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	18	5	12	4	2	13	8		1	0	3	
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	6	3	0	0	5	1	1		1	1	
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	22	11	5	1	1	11	8	0	1		4	
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	33	26	11	1	1	23	16	3	1	4		
11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない												

【割合】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
1.身体障害者手帳を所持している	118		18.6%	0.0%	0.8%	75.4%	35.6%	4.2%	5.1%	9.3%	22.0%	
2.療育手帳を所持している	83	26.5%		12.0%	4.8%	54.2%	33.7%	14.5%	3.6%	6.0%	13.3%	
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	12	0.0%	83.3%		8.3%	66.7%	16.7%	33.3%	0.0%	8.3%	8.3%	
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	5.6%	22.2%	5.6%		33.3%	38.9%	11.1%	0.0%	5.6%	5.6%	
5.障害年金を受給している	121	73.6%	37.2%	6.6%	5.0%		38.8%	10.7%	4.1%	9.1%	19.0%	
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	63	66.7%	44.4%	3.2%	11.1%	74.6%		12.7%	1.6%	12.7%	25.4%	
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	18	27.8%	66.7%	22.2%	11.1%	72.2%	44.4%		5.6%	0.0%	16.7%	
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	16.7%		16.7%	16.7%	
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	22	50.0%	22.7%	4.5%	4.5%	50.0%	36.4%	0.0%	4.5%		18.2%	
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	33	78.8%	33.3%	3.0%	3.0%	69.7%	48.5%	9.1%	3.0%	12.1%		
11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない												

公的障害者制度の利用状況について無回答の者はここでは集計に含んでいない。

(1) 集計結果の妥当性の評価 (捕捉率)

3 つの設問により障害者と捕捉された者の割合

まず、回答結果の妥当性のための判断として、今回調査対象とした 3 つの設問 (ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0) によると、どの程度の割合の者が、それぞれの設問において障害者として捕捉されたのかを分析した。

なお、3 つの設問 (ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0) における障害者の定義は、インターネット調査と同様としている。詳細は 38 ページ参照。

本節における捕捉率とは、主要な公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

(代替性の観点)

○すでに公的障害者制度の利用者 (紙面調査の回答者) については、今回の 3 つの設問における捕捉率はいずれの設問も 40 ~ 60 % 程度の間にとどまっており、新たな設問で「障害のある者」を捕捉する場合には、一定数の者が、公的障害者制度を利用しているにもかかわらず、「障害のある者」として捕捉されないことになる。

○公的障害者制度の利用者については、新たな設問では機能面に着目していることから機能的な意味での障害が少ない可能性や、新たな設問の内容 (例 : 健康問題の存在とその一定期間の継続) により捕捉されなかった可能性、さらには、公的障害者制度によって適切な支援が行われているために支障等が緩和されているため「障害のある者」と捉えられなかったこと等が可能性として考えられる。

・ワシントングループの設問においては、「障害のある者」として捕捉された者は 59.2 % となった。

・欧州統計局の設問においては、「障害のある者」として捕捉された者の割合は 43.3 % となった。「健康問題」があることと、日常生活への支障、その継続が定義とされているので、「健康問題がない」と考える回答者が多いことが影響していると考えられる。

以下の図表における有効回答数の考え方は以下である。

ワシントングループの設問：

6つの設問にすべて回答した者、6つの設問にすべて回答したわけではないものの回答した設問において「障害がある」と捕捉された者。

欧州統計局の設問：

「障害がある」と捕捉するための2つの設問に全て回答している者。

WHODAS2.0：

12の質問に対して一部でも回答した結果、スコアが基準値（14.5）を超えた者。

図表 132 各設問により「障害のある者」として捕捉された割合

	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	209	209	209
有効回答数	201	203	203
障害のある者の数	119	88	102
障害のある者	59.2%	43.3%	50.2%
障害のない者	40.8%	56.7%	49.8%

公的障害者制度の利用内容ごとの捕捉率

個別の公的障害者制度の利用者ごとに、3つの設問で把握された「障害のある者」の捕捉率について集計を行った。

なお、本節における捕捉率とは、個別の公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

なお、WHODAS2.0では、そもそも「障害のある者」の定義は存在しないので、ここでは詳細には言及していない。

- 公的障害者制度により、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問の「障害のある者」の捕捉率には差が見られる。これは、既述のように、新たな設問では捉えにくい公的障害者制度の利用者がいることや、既存の公的障害者制度を利用することで日常的・機能的な支障を認識せずに済んでいること、さらには、障害や支障が継続することで慣れてしまい、客観的には支障があるのに本人が支障を認識していない等の理由で「障害のある者」として捕捉されにくくなっていることも理由と考えられる。
- したがって、新たな設問では捕捉率が低い公的障害者制度があることは問題ではなく、制度が機能しているからこそ低い捕捉率になっているとも考えられるし、新たな設問の設問内容の見直しを通じて捕捉率を高めることも検討可能である(例：ワシントン

ループの設問に精神障害に係る設問の導入を検討する等)。

(設問ごとの結果)

- ・ワシントングループの設問では、身体障害者手帳を所持している者の捕捉率が 83.9%、療育手帳を所持している者の捕捉率が 39.8%、障害年金を受給している者の捕捉率が 75.2%、自立支援給付を受給している者の捕捉率が 71.4%となった。
- ・欧州統計局の設問では、身体障害者手帳を所持している者の捕捉率が 54.2%、療育手帳を所持している者の捕捉率が 28.9%、障害年金を受給している者の捕捉率が 52.9%、自立支援給付を受給している者の捕捉率が 66.7%となった。

(設問間の比較)

- ・身体障害者手帳を所持している者については、ワシントングループの設問の捕捉率が最も高く 83.9%である。ワシントングループの設問では具体的な身体障害と結びつきやすい設問(見えにくい、聴き取りにくい等)が含まれていることが理由と考えられる。逆に、欧州統計局の設問の捕捉率は 54.2%と低く、これは、慢性疾患や健康問題についての設問であることから身体障害があっても健康上の問題を感じていない者は捕捉されないことが理由と考えられる。
- ・療育手帳を所持している者については、欧州統計局の設問の捕捉率は 28.9%と低く、やはり、慢性疾患や健康問題についての設問であることから知的障害があっても健康上の問題を感じていない者は捕捉されないことが理由と考えられる。
- ・障害年金を受給している者については、ワシントングループの設問の捕捉率が最も高く 75.2%である。欧州統計局の設問が 52.9%と相対的に低くなっている。
- ・自立支援給付を受給している者についてはワシントングループの設問も捕捉率が相対的に高く 71.4%となった。

以下の図表における有効回答数は、それぞれの設問において「障害がある者」と捕捉された者の数である。

図表 133 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（実数）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した 当該公的障害者 制度の利用者数	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	201	201	203	203
『障害のある者』		119	88	102
1.身体障害者手帳を所持している	118	99	64	74
2.療育手帳を所持している	83	33	24	34
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の 知的障害者判定機関による判定書を所持 している	12	2	2	2
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	4	10	7
5.障害年金を受給している	121	91	64	76
6.障害者総合支援法に基づく自立支援 給付を受給している	63	45	42	42
7.障害者職業センター又は障害者就業・ 生活支援センターによる支援を受けている	18	5	7	7
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	6	5	5
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を 利用している	22	11	17	14
10.その他の公的な障害者関連制度・ 機関を利用している	33	28	24	25

図表 134 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（割合）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した当該公的障害者制度の利用者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	201	201	203	203
『障害のある者』		119	88	102
1.身体障害者手帳を所持している	100.0%	83.9%**	54.2%	62.7%*
2.療育手帳を所持している	100.0%	39.8%	28.9%	41.0%
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	100.0%	16.7%	16.7%	16.7%
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	100.0%	22.2%	55.6%	38.9%
5.障害年金を受給している	100.0%	75.2%**	52.9%	62.8%*
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	100.0%	71.4%**	66.7%*	66.7%*
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	100.0%	27.8%	38.9%	38.9%
8.介護保険法によるサービスを利用している	100.0%	100.0%**	83.3%**	83.3%**
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	100.0%	50.0%	77.3%**	63.6%*
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	100.0%	84.8%**	72.7%**	75.8%**

検討の一つの手がかりとして、60%以上の捕捉率がある場合にセルを淡い強調（*）及び70%以上の捕捉率がある場合にセルを強調（**）と、段階的に示している。ただし、捕捉率が高いことは代替性の観点からは評価できるが、補完性等の観点からは多様な評価ができることに留意が必要である。

(2) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合い
 公的障害者制度も含めた上での重なり合い

WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、本調査研究において仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要であるが、今回の調査対象とした3つの設問全てで「障害のある者」として捕捉された者(64名)は「身体障害者手帳を所有」している割合が非常に多い(89.1%)。また、「障害年金を受給」している者も84.4%、「自立支援給付を受給」している者も50.0%で相対的に多い。

図表 135 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合いと公的障害者制度の利用状況の関係

(公的障害者制度の利用状況は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。											
	1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない	
該当者数												
合計	201	117	83	12	18	120	62	18	6	21	33	1
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	64	57	20	1	2	54	32	4	4	10	21	0
WG及びESにおいて「障害のある者」 (但し、WHODASは「障害のない者」)	6	4	1	0	1	4	3	0	1	0	2	0
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」 (但し、WGでは「障害のない者」)	7	2	0	0	3	2	4	1	0	2	1	1
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」 (但し、ESでは「障害のない者」)	19	13	7	0	0	15	5	0	0	1	3	0

	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。											
	1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない	
該当者数												
合計	201	58.2%	41.3%	6.0%	9.0%	59.7%	30.8%	9.0%	3.0%	10.4%	16.4%	0.5%
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	64	89.1%	31.3%	1.6%	3.1%	84.4%	50.0%	6.3%	6.3%	15.6%	32.8%	0.0%
WG及びESにおいて「障害のある者」 (但し、WHODASは「障害のない者」)	6	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%	66.7%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」 (但し、WGでは「障害のない者」)	7	28.6%	0.0%	0.0%	42.9%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	28.6%	14.3%	14.3%
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」 (但し、ESでは「障害のない者」)	19	68.4%	36.8%	0.0%	0.0%	78.9%	26.3%	0.0%	0.0%	5.3%	15.8%	0.0%

(ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い)

紙面調査は、ほとんどの者が公的障害者制度を利用しているため、重なり合いにかかる分析は行わない(ほぼ全員が公的障害者制度の利用者となるため)。

全体的な重なり合い

(ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の重なり合い)

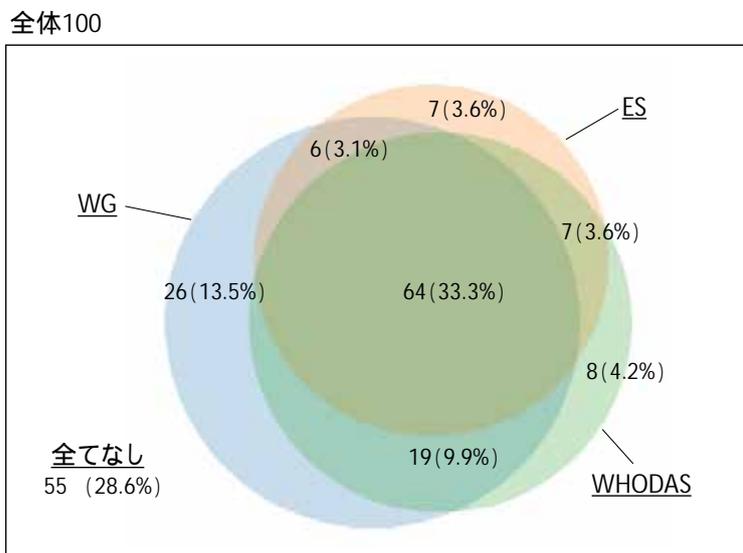
本調査研究の結果、3つの設問によって「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合いは以下ようになった。なお、重なり合いの分析においては、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれでも「障害のある者」か「障害のない者」かの判定を行う必要があり、ここでは3つのいずれの設問でも「障害のある者」かどうかの判定が可能な回答をした者(192名)を全体として実施している。

WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、本調査研究において仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要であるが、3つの設問のいずれかにおいて「障害のある者」に該当するのは137名であり、全体の約71.4%である。

また、3つの設問のいずれにおいても「障害のある者」に該当するのは、64名であり、全体の約33.3%である。

それぞれ、「障害のある者」の定義のある、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問について、2つの設問でいずれも「障害のある者」として捕捉された者は70名であり(6+64)、全体の36.5%である。これは、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問のそれぞれの設問における「障害のある者」の全体から見ても多く(ワシントングループの設問の対象115名中70名で約60.9%、欧州統計局の設問の対象84名中70名で約83.3%)、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問で捕捉された「障害のある者」は重複の割合は多い(特に欧州統計局の設問の「障害のある者」は8割以上がワシントングループの設問でも「障害のある者」として捕捉された)。

図表 136 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（全サンプル 192 名における割合）



（上段：実数、下段：割合）

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	201	合計	195	合計	192
あり	119	あり	71	あり	64
		なし	45	なし	6
なし	82	あり	14	あり	19
				なし	26
		なし	65	あり	7
				なし	7
				あり	8
				なし	55

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%
あり	59.2%	あり	36.4%	あり	33.3%
		なし	23.1%	なし	3.1%
なし	40.8%	あり	7.2%	あり	9.9%
				なし	13.5%
				なし	3.6%
				あり	4.2%
				なし	28.6%

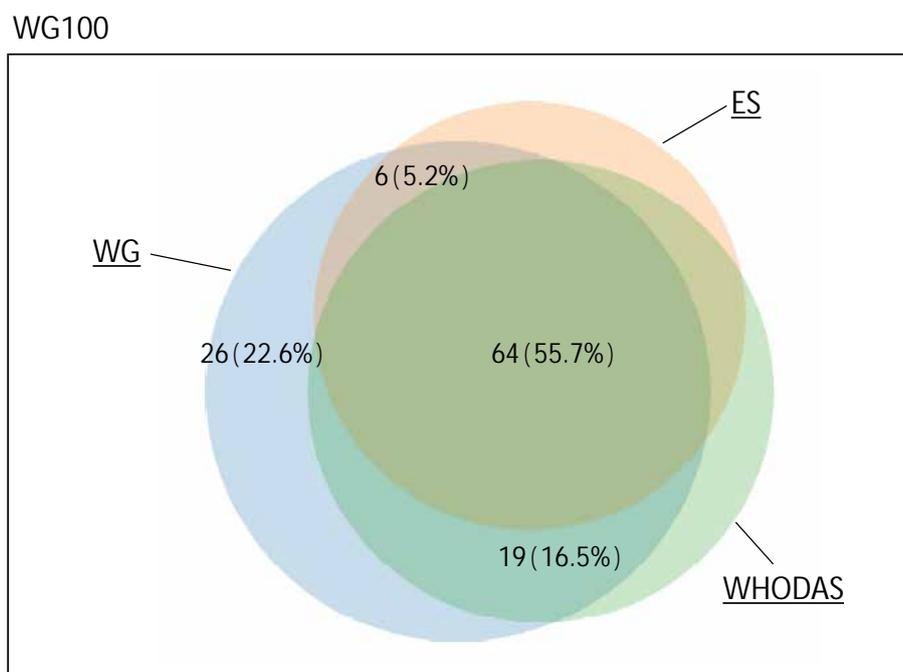
(3つの設問をそれぞれ全サンプル(100)と見た場合の重なり合い)

ワシントングループの設問で「障害のある者」を全サンプル(100%)として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉され、かつ欧州統計局の設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは55.7%である。

また、欧州統計局の設問との重複は70名(60.9%)、WHODAS2.0との重複は83名(72.2%)とWHODAS2.0の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者も26名(22.6%)となった。

図表 137 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(ワシントングループの設問で「障害のある者」115名における割合)

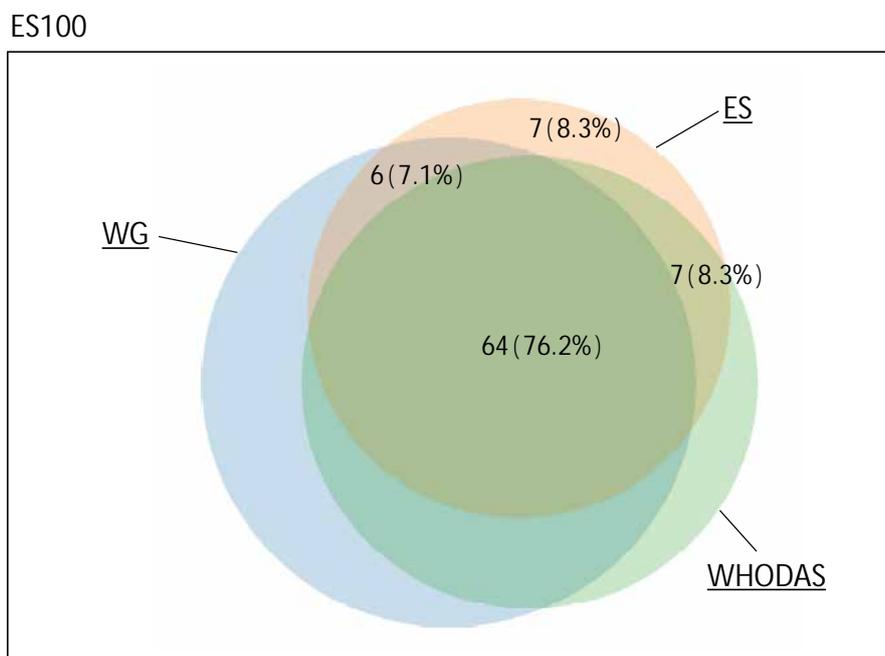


欧州統計局の設問における「障害のある者」を全体（100%）として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。欧州統計局の設問における「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは76.2%である。

また、ワシントングループの設問との重複は70名（84.3%）、WHODAS2.0との重複は70名（83.3%）と、いずれの設問における「障害のある者」との重複も8割を超える。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者は7名（8.3%）とわずかである。

図表 138 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（欧州統計局の設問における「障害のある者」84名における割合）

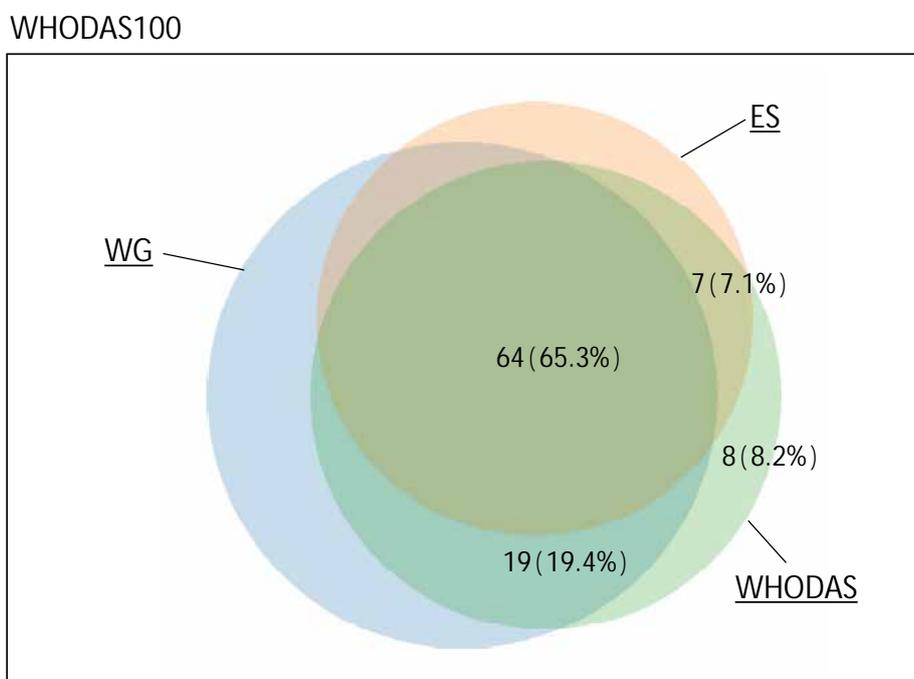


WHODAS2.0で「障害のある者」を全体（100%）として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・欧州統計局の設問でも「障害のある者」として捕捉されたのは65.3%である。

また、ワシントングループの設問との重複は83名(84.7%)、欧州統計局の設問との重複は71名（72.4%）とワシントングループの設問の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者は8名（8.2%）であり、わずかである。

図表 139 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（WHODAS2.0で「障害のある者」98名における割合）



(3) ワシントングループの設問に係る追加分析(気分障害)

ワシントングループの設問における「障害のある者」について、短い設問セットには含まれない気分障害や精神障害に係る設問を加えた場合どの程度の者が「障害のある者」と捕捉されるかということについて分析を行った。

本調査研究では、気分障害に関する設問は以下の2つを尋ねている。

気分障害について、どこまでを「障害のある者」と捉えるかについては、検討チーム構成員によると国際的に合意された明確な定義やルールはないとのことである。

試案的に「毎日」という者を「障害のある者」と捉える場合、「1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、14名が該当する。すると、本設問に回答しており、ワシントングループの設問で「障害のある者」が113名であるので、合算して127(14+113)名となり、本設問のサンプル(194名)に占める割合は65.5%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約6.3ポイント上回っている。

同様に、「2. 憂鬱を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、15名が該当する。すると、本設問に回答しており、ワシントングループの設問で「障害のある者」が110名であるので、合算して125(15+110)名となり、本設問のサンプル(190名)に占める割合は65.8%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約6.6ポイント上回っている。

なお、「障害のない者」のうち「Q13-1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」・「Q13-2. 憂鬱を感じる」のいずれかに「1. 毎日」と回答した者は20名となった。これに「障害のある者」(119名)を加えると、139名となっており、全サンプルに占める割合は66.5%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約7.3ポイント上回っている。複数の設問を合わせて検討する場合、全サンプル(209名)を100%として割合を算出している。そのため無回答を除いたサンプルを100%としている上記個別設問部分に記載した割合とは単純比較できないことに留意が必要である。

図表 140 ワシントングループの設問における「障害のある者」と気分障害の設問のクロス集計結果
(上段：実数、下段：割合)

	Q13						Q13					
	1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2,3回程度	5.全くない	回答者数	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2,3回程度	5.全くない	回答者数
合計	45	33	36	39	41	194	39	31	31	33	56	190
WG障害のある者	31	19	19	24	20	113*	24	14	18	24	30	110*
WG障害のない者	14*	14	17	15	21	81	15*	17	13	9	26	80
合計	23.2%	17.0%	18.6%	20.1%	21.1%	100.0%	20.5%	16.3%	16.3%	17.4%	29.5%	100.0%
WG障害のある者	27.4%	16.8%	16.8%	21.2%	17.7%	100.0%	21.8%	12.7%	16.4%	21.8%	27.3%	100.0%
WG障害のない者	17.3%	17.3%	21.0%	18.5%	25.9%	100.0%	18.8%	21.3%	16.3%	11.3%	32.5%	100.0%

なお、最も厳格な考え方である、「Q13-1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」・「Q13-2.憂鬱を感じる」のいずれについても「1.毎日」と回答した者は9となった。これにワシントングループの設問の「障害のある者」(119名)を加えると、128名となっており、全サンプルに占める割合は61.2%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約2.0ポイント上回っている。

(4) 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の分析

ここでは、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの新たな設問でも「障害のある者」に該当しない者が、どのような者なのかということ进行分析した。

支援の必要性

ア) 支援の必要性

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者は54名おり、日常生活における手助け・見守りの必要性については、「必要としている」とする者は16.7%である。

図表 141 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の支援の必要性
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q14_日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。	
		1.必要としている	2.必要としていない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	54	9	45
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	16.7%	83.3%

イ) 支援が必要な者の自立の状況

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者であって、「日常生活における手助け見守り」を「必要としている」者の自立の状況については、「何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる」が約9割である。

図表 142 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者で、支援を必要とする者が必要とする支援の内容
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q14.1日常生活の自立の状況について、最も当てはまる状況をお答えください。			
		1.何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	2.屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない	3.屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ	4.1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	9	8	1	0	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%

日常生活への影響

ア) 健康上の問題の日常生活への影響の有無

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者は55名おり、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」者は7.3%である。

図表 143 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の有無

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15 現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。	
		1.ある	2.ない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	55	4	51
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	7.3%	92.7%

イ) 健康上の問題の影響の内容

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」者について、具体的に表れている影響は以下のようなものである。

「仕事、家事、学業(時間や作業量が制限される)」が75.0%、「日常生活活動(起床、衣服、着脱、食事、入浴など)」、「外出(時間や作業量などが制限される)」、及び「運動(スポーツを含む)」がいずれも50.0%となった。

図表 144 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の内容

(内容は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15_1それはどのようなことに影響がありますか。				
		1.日常生活動作(起床、衣服着脱、食事、入浴など)	2.外出(時間や作業量などが制限される)	3.仕事、家事、学業(時間や作業量などが制限される)	4.運動(スポーツを含む)	5.その他
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	4	2	2	3	2	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	50.0%	50.0%	75.0%	50.0%	0.0%

ウ) 健康上の問題の発生時期

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」とする者について、影響の要因となる健康上の問題が発生してから経過期間について把握した。その結果は、3つの選択肢である「生まれつき発生している」、「10年以上」、「1年以上5年未満」がそれぞれ同じ割合であった。

図表 145 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の日常生活に影響を与える健康問題の発生時期

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15.2日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。						
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	3	1	1	0	1	0	0	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

(5) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の特徴

以下では、本調査研究で尋ねている、「日常生活の状況」や「仕事の状況」について、本調査研究で捕捉された「障害のある者」が「障害のない者」と比較して、どのような状況であるのかを分析した。

ただし、WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、ここでは、「障害のある者」の定義があるワシントングループの設問と欧州統計局の設問の2つの設問を中心に分析を行っている。

分析の視点としては、2つの設問(ワシントングループの設問と欧州統計局の設問)で捕捉された「障害のある者」について、以下の2つの視点を中心に分析を行った。

< 視点 >

「障害のある者」と「障害のない者」で日常生活の状況や仕事の状況に差異があるか

新たな設問・定義で「障害のある者」を捕捉することで、意味のある違いを捉えることができるか、また、「障害のある者」の方が支援を求めている、社会経済的に不利な立場にあることがわかるか。

日常生活の状況における特徴・相互比較

ア) 日常生活の手助け・見守りの必要性

ここでは「障害のある者／ない者」で手助け・見守りの必要性が異なるかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は75.4%必要としており、「障害のない者」は23.5%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、24.6%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

図表 146 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
 (上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		108	91	199
実数	WG障害のある者	89	29	118
	WG障害のない者	19	62	81
合計		54.3%	45.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	75.4%	24.6%	100.0%
	WG障害のない者	23.5%	76.5%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は77.3%必要としており、「障害のない者」は32.7%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、22.7%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

図表 147 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		105	96	201
実数	ES障害のある者	68	20	88
	ES障害のない者	37	76	113
合計		52.2%	47.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	77.3%	22.7%	100.0%
	ES障害のない者	32.7%	67.3%	100.0%

イ) 健康上の問題の日常生活への影響

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の日常生活への影響が異なるかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は68.6%が影響があるとしており、「障害のない者」は25.0%が影響があるとしている。

○ただし、「障害のある者」でも、31.4%は健康上の問題による日常生活への影響がない。

図表 148 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響

(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		101	97	198
実数	WG障害のある者	81	37	118
	WG障害のない者	20	60	80
合計		51.0%	49.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	68.6%	31.4%	100.0%
	WG障害のない者	25.0%	75.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は93.2%が影響があるとしており、「障害のない者」は16.8%が影響があるとしている。

○「障害のある者」で健康上の問題による日常生活への影響がない者は6.8%にとどまる。

図表 149 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		101	100	201
実数	ES障害のある者	82	6	88
	ES障害のない者	19	94	113
合計		50.2%	49.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	93.2%	6.8%	100.0%
	ES障害のない者	16.8%	83.2%	100.0%

なお、参考的に、欧州統計局の設問における「障害のある者」と定義される要件の1つである、「健康問題による日常の一般的な活動における支障」の有無・程度と、「健康上の問題による日常生活への影響」のクロス集計・分析を実施した。

以下の集計によると、「健康上の問題による日常生活への影響」はあるものの、「全く支障がない」と回答している者が14.6%（15名）存在し、影響までは感じるものの具体的な支障までは感じていない者は、必ずしも多くはないものの一定数存在することが確認された。

多くの者（以下では35.0% + 50.5% = 85.5%）にとっては、「影響がある」とことと「支障がある」とことはほぼ同義と捉えて回答されていると考えられるが、一部の者（14.6%の者）にとっては、同じ健康問題を理由・背景としていても、「影響がある」ということと、「支障がある」ということは別のこと（「影響がある」場合でも「支障」までは認識されていないケースがある）として認識・回答されていることがわかる。

図表 150 健康問題による「日常生活の影響」と「一般的な活動における支障」の関係
（上段：実数、下段：割合）

Q7.健康問題による日常の一般的な活動における支障		1.非常に支障がある	2.ある程度支障がある	3.全く支障がない	合計
Q12.(実数) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	37	62	105	204
	1.ある	36	52	15	103
	2.ない	1	10	90	101
Q12.(割合) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	18.1%	30.4%	51.5%	100.0%
	1.ある	35.0%	50.5%	14.6%	100.0%
	2.ない	1.0%	9.9%	89.1%	100.0%

ウ) 健康上の問題の発生時期

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の発生時期が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してからの期間を把握すると、「生まれつき発生している」者の割合がやや多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は43.9%が「生まれつき発生」しており、「障害のない者」は38.5%が「生まれつき発生」している。

図表 151 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		34	34	2	5	2	0	2	79
実数	WG障害のある者	29	28	2	4	2	0	1	66
	WG障害のない者	5	6	0	1	0	0	1	13
合計		43.0%	43.0%	2.5%	6.3%	2.5%	0.0%	2.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	43.9%	42.4%	3.0%	6.1%	3.0%	0.0%	1.5%	100.0%
	WG障害のない者	38.5%	46.2%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してからの期間を把握すると、「生まれつき発生」及び「10年以上」とする者の割合がやや多い。

- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」は40.0%が「生まれつき発生」としており、「障害のない者」は53.3%が「生まれつき発生」としている。
- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」は47.7%が「10年以上」としており、「障害のない者」は33.3%が「10年以上」としている。

図表 152 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		34	36	2	5	2	0	1	80
実数	ES障害のある者	26	31	2	4	1	0	1	65
	ES障害のない者	8	5	0	1	1	0	0	15
合計		42.5%	45.0%	2.5%	6.3%	2.5%	0.0%	1.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	40.0%	47.7%	3.1%	6.2%	1.5%	0.0%	1.5%	100.0%
	ES障害のない者	53.3%	33.3%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%

エ) 心の状況(気分障害)との関係(1:心配・不安等を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(心配・不安等)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、ワシントングループの設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が17.3%であり、「週に1回程度」が17.3%、あわせて約34.6%である。気分障害についてはそもそもワシントングループの設問では尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 153 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(心配・不安等を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		45	33	36	39	41	194
実数	WG障害のある者	31	19	19	24	20	113
	WG障害のない者	14	14	17	15	21	81
合計		23.2%	17.0%	18.6%	20.1%	21.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	27.4%	16.8%	16.8%	21.2%	17.7%	100.0%
	WG障害のない者	17.3%	17.3%	21.0%	18.5%	25.9%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が14.9%であり、「週に1回程度」が15.8%、あわせて約30.7%である。気分障害については欧州統計局の設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 154 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		47	31	36	40	43	197
実数	ES障害のある者	30	13	13	18	9	83
	ES障害のない者	17	18	23	22	34	114
合計		23.9%	15.7%	18.3%	20.3%	21.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	36.1%	15.7%	15.7%	21.7%	10.8%	100.0%
	ES障害のない者	14.9%	15.8%	20.2%	19.3%	29.8%	100.0%

オ) 心の状況(気分障害)との関係(2:心配・不安等を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(憂鬱)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、ワシントングループの設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が18.8%であり、「週に1回程度」が21.3%、あわせて約40.1%である。気分障害についてはワシントングループの設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 155 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(憂鬱を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		39	31	31	33	56	190
実数	WG障害のある者	24	14	18	24	30	110
	WG障害のない者	15	17	13	9	26	80
合計		20.5%	16.3%	16.3%	17.4%	29.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	21.8%	12.7%	16.4%	21.8%	27.3%	100.0%
	WG障害のない者	18.8%	21.3%	16.3%	11.3%	32.5%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が16.7%であり、「週に1回程度」が12.3%、あわせて約28.9%である。

図表 156 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		2. 憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1. 毎日	2. 週に1回程度	3. 月に1回程度	4. 年に2、3回程度	5. 全くない	合計
合計		40	30	32	33	58	193
実数	ES障害のある者	21	16	14	14	14	79
	ES障害のない者	19	14	18	19	44	114
合計		20.7%	15.5%	16.6%	17.1%	30.1%	100.0%
割合	ES障害のある者	26.6%	20.3%	17.7%	17.7%	17.7%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	12.3%	15.8%	16.7%	38.6%	100.0%

カ) 通院・買い物の困難性

ここでは「障害のある者/ない者」で通院・買い物の困難性が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物の困難性」に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は55.1%が「困難なことがある」としており、「障害のない者」は16.0%しか「困難なことがある」としていない。

図表 157 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性

(上段：実数、下段：割合)

		Q14 あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		78	121	199
実数	WG障害のある者	65	53	118
	WG障害のない者	13	68	81
合計		39.2%	60.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	55.1%	44.9%	100.0%
	WG障害のない者	16.0%	84.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物」の困難性に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は72.7%が困難としており、「障害のない者」は12.3%しか「困難なことがある」としていない。

図表 158 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買物の困難性

(上段：実数、下段：割合)

		Q14		
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことが		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		78	124	202
実数	ES障害のある者	64	24	88
	ES障害のない者	14	100	114
合計		38.6%	61.4%	100.0%
割合	ES障害のある者	72.7%	27.3%	100.0%
	ES障害のない者	12.3%	87.7%	100.0%

就労状況における特徴・相互比較

以下の就労状況に係る設問においては、冒頭、「仕事あり」か、「仕事なし」か、を選択していただき、その回答結果に応じて回答いただく設問が分岐する構成になっている。

「仕事あり」は、さらに「主に仕事をしている」、「主に家事で仕事あり」、「主に通学で仕事あり」、「その他」の選択肢に分かれているが、「仕事あり」については、以下の注意書きを記載の上で回答していただいている。

したがって、本調査研究においては、福祉的就労も「仕事あり」と回答していただく形式になっており、本節「就労状況における特徴・相互比較」においては、「仕事あり」は全て福祉的就労も含んでいることに留意が必要（就業日数や就業時間、勤務形態や勤め先における呼称についても、福祉的就労の者も含んで回答していただいている）。

「仕事の有無」に係る冒頭の設問の注記

「無給で自家営業の手伝いをした場合、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合、福祉的就労で工賃を得ている場合も『仕事あり』とします。PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は『仕事なし』とします。なお、家事には、育児、介護などを含めます。」

ア) 前月中の仕事の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事の有無や内容が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」と「障害のない者」とを比較すると、「障害のない者」の方が多い。
- ・ワシントングループの設問における「障害のある者」では67.2%であり、「障害のない者」は87.8%である。
 - ・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で22.4%、「障害のない者」で2.4%と、「障害のある者」が多い。

図表 159 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
 (上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		150	3	0	9	1	7	28	198
実数	WG障害のある者	78	1	0	6	1	4	26	116
	WG障害のない者	72	2	0	3	0	3	2	82
割合		75.8%	1.5%	0.0%	4.5%	0.5%	3.5%	14.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	67.2%	0.9%	0.0%	5.2%	0.9%	3.4%	22.4%	100.0%
	WG障害のない者	87.8%	2.4%	0.0%	3.7%	0.0%	3.7%	2.4%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」と「障害のない者」とを比較すると、「障害のない者」の方が多い。
- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」では 61.6%であり、「障害のない者」は 87.6%である。
- ・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で 23.3%、「障害のない者」で 6.2%と、「障害のある者」が多い。

図表 160 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況

(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		152	3	0	9	1	7	27	199
実数	ES障害のある者	53	2	0	3	1	7	20	86
	ES障害のない者	99	1	0	6	0	0	7	113
合計		76.4%	1.5%	0.0%	4.5%	0.5%	3.5%	13.6%	100.0%
割合	ES障害のある者	61.6%	2.3%	0.0%	3.5%	1.2%	8.1%	23.3%	100.0%
	ES障害のない者	87.6%	0.9%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	6.2%	100.0%

イ) 就業日数、就業時間 (1 : 就業日数)

ここでは「障害のある者/ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のない者」の方が「障害のある者」よりも日数が多い者の割合が多い。

- ・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は64.7%であり、「障害のない者」は76.4%である。
- ・逆に、「3日」を例にとると、「障害のある者」で9.4%、「障害のない者」で2.8%と「障害のある者」の方が相対的に多い。

図表 161 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計		4	2	10	16	110	13	2	157
実数	WG障害のある者	2	1	8	10	55	7	2	85
	WG障害のない者	2	1	2	6	55	6	0	72
合計		2.5%	1.3%	6.4%	10.2%	70.1%	8.3%	1.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	2.4%	1.2%	9.4%	11.8%	64.7%	8.2%	2.4%	100.0%
	WG障害のない者	2.8%	1.4%	2.8%	8.3%	76.4%	8.3%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のない者」の方が「障害のある者」よりも日数が多い者の割合が多い。

- ・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は55.2%であり、「障害のない者」は77.7%である。
- ・逆に、「3日」を例にとると、「障害のある者」で8.6%、「障害のない者」で4.9%と「障害のある者」の方が相対的に多い。

図表 162 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数

(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計		4	2	10	18	112	13	2	161
実数	ES障害のある者	2	1	5	8	32	8	2	58
	ES障害のない者	2	1	5	10	80	5	0	103
合計		2.5%	1.2%	6.2%	11.2%	69.6%	8.1%	1.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	3.4%	1.7%	8.6%	13.8%	55.2%	13.8%	3.4%	100.0%
	ES障害のない者	1.9%	1.0%	4.9%	9.7%	77.7%	4.9%	0.0%	100.0%

ウ) 就業日数、就業時間 (2 : 就業時間)

ここでは「障害のある者 / ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の就業時間」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で明確な差は見られない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間 (週間 40 時間) に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は 14.5% であり、「障害のない者」は 6.9% である。
- ・しかし、「31～40 時間」についてみると、「障害のある者」は 39.8% であり、「障害のない者」は 44.4% である。
- ・また、「1～10 時間」と最も少ない分類では、「障害のある者」は 22.9%、「障害のない者」は 20.8% となった。

図表 163 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
 (上段 : 実数、下段 : 割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		34	10	25	65	17	3	1	0	155
実数	WG障害のある者	19	7	9	33	12	2	1	0	83
	WG障害のない者	15	3	16	32	5	1	0	0	72
合計		21.9%	6.5%	16.1%	41.9%	11.0%	1.9%	0.6%	0.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.9%	8.4%	10.8%	39.8%	14.5%	2.4%	1.2%	0.0%	100.0%
	WG障害のない者	20.8%	4.2%	22.2%	44.4%	6.9%	1.4%	0.0%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の就業時間」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で明確な差は見られない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間（週間 40 時間）に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は 12.3%であり、「障害のない者」は 8.8%である。
- ・しかし、「31～40 時間」についてみると、「障害のある者」は 36.8%であり、「障害のない者」は 42.2%である。
- ・また、「1～10 時間」と最も少ない分類では、「障害のある者」は 17.5%、「障害のない者」は 26.5%となった。

図表 164 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		37	11	26	64	16	4	1	0	159
実数	ES障害のある者	10	6	10	21	7	2	1	0	57
	ES障害のない者	27	5	16	43	9	2	0	0	102
合計		23.3%	6.9%	16.4%	40.3%	10.1%	2.5%	0.6%	0.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	17.5%	10.5%	17.5%	36.8%	12.3%	3.5%	1.8%	0.0%	100.0%
	ES障害のない者	26.5%	4.9%	15.7%	42.2%	8.8%	2.0%	0.0%	0.0%	100.0%

エ) 1年間の収入又は収益

ここでは「障害のある者/ない者」で収入や収益が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られないが、「障害のある者」は、最も年収が低い層の者が相対的に多い可能性がある。

- ・例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は9.5%であり、「障害のない者」は2.7%である。
- ・ただし、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は11.9%であり、「障害のない者」は8.2%である。

図表 165 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし /50万円 未満	2.50 ～ 99 万円	3.100 ～ 149 万円	4.150 ～ 199 万円	5.200 ～ 249 万円	6.250 ～ 299 万円	7.300 ～ 399 万円	8.400 ～ 499 万円	9.500 ～ 599 万円	10.600 ～ 699 万円	11.700 ～ 799 万円	12.800 ～ 899 万円	13.900 ～ 999 万円	14.1000 ～ 1249 万円	15.1250 ～ 1499 万円	16.1500 万円以上	17.わか らない	合計
	合計	16	14	32	38	14	7	13	10	7	1	0	2	1	2	0	0	0	157
実数	WG障害のある者	10	10	14	10	7	4	11	8	7	0	0	2	0	1	0	0	0	84
	WG障害のない者	6	4	18	28	7	3	2	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	73
	割合	10.2%	8.9%	20.4%	24.2%	8.9%	4.5%	8.3%	6.4%	4.5%	0.6%	0.0%	1.3%	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	11.9%	11.9%	16.7%	11.9%	8.3%	4.8%	13.1%	9.5%	8.3%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	WG障害のない者	8.2%	5.5%	24.7%	36.4%	9.6%	4.1%	2.7%	2.7%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られないが、「障害のある者」は、最も年収が低い層の者が相対的に多い可能性がある。

- ・例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は7.0%であり、「障害のない者」は5.8%である。
- ・ただし、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は12.3%であり、「障害のない者」は8.7%である。

図表 166 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし /50万円 未満	2.50 ～ 99 万円	3.100 ～ 149 万円	4.150 ～ 199 万円	5.200 ～ 249 万円	6.250 ～ 299 万円	7.300 ～ 399 万円	8.400 ～ 499 万円	9.500 ～ 599 万円	10.600 ～ 699 万円	11.700 ～ 799 万円	12.800 ～ 899 万円	13.900 ～ 999 万円	14.1000 ～ 1249 万円	15.1250 ～ 1499 万円	16.1500 万円以上	17.わか らない	合計
合計		16	14	35	38	12	7	14	10	8	1	0	2	1	2	0	0	0	160
実数	ES障害のある者	7	8	11	10	4	4	7	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	57
	ES障害のない者	9	6	24	28	8	3	7	6	6	1	0	2	1	2	0	0	0	103
割合		10.0%	8.8%	21.9%	23.8%	7.5%	4.4%	8.8%	6.3%	5.0%	0.6%	0.0%	1.3%	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	12.3%	14.0%	19.3%	17.5%	7.0%	7.0%	12.3%	7.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	ES障害のない者	8.7%	5.8%	23.3%	27.2%	7.8%	2.9%	6.8%	5.8%	5.8%	1.0%	0.0%	1.9%	1.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

オ) 勤務形態

ここでは「障害のある者/ない者」で勤務形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」については「障害のある者」の方が多いものの、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」や「1月以上1年未満の契約の雇用者」については「障害のない者」が多く、「障害のある者」の方がむしろ有利な勤務形態となっている。

- ・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は42.7%であり、「障害のない者」は35.1%である。
- ・また、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は20.7%であり、「障害のない者」は31.1%である。
- ・一方、「1月以上1年未満の契約の雇用者」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は12.2%であり、「障害のない者」は18.9%である。

図表 167 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態

(上段：実数、下段：割合)

		Q20										
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1月以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業者(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		61	40	24	0	14	1	3	2	2	9	156
実数	WG障害のある者	35	17	10	0	11	0	2	0	1	6	82
	WG障害のない者	26	23	14	0	3	1	1	2	1	3	74
合計		39.1%	25.6%	15.4%	0.0%	9.0%	0.6%	1.9%	1.3%	1.3%	5.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	42.7%	20.7%	12.2%	0.0%	13.4%	0.0%	2.4%	0.0%	1.2%	7.3%	100.0%
	WG障害のない者	35.1%	31.1%	18.9%	0.0%	4.1%	1.4%	1.4%	2.7%	1.4%	4.1%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」については「障害のある者」の方が多いものの、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」や「1月以上1年未満の契約の雇用者」については「障害のない者」が多く、「障害のある者」の方がむしろ有利な勤務形態となっている。

- ・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は50.9%であり、「障害のない者」は34.6%である。
- ・また、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は20.0%であり、「障害のない者」は26.9%である。
- ・一方、「1月以上1年未満の契約の雇用者」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は7.3%であり、「障害のない者」は18.3%である。

図表 168 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
(上段：実数、下段：割合)

		Q20										
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1月以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業者(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		64	39	23	0	15	1	4	2	2	9	159
実数	ES障害のある者	28	11	4	0	4	1	3	0	1	3	55
	ES障害のない者	36	28	19	0	11	0	1	2	1	6	104
割合		40.3%	24.5%	14.5%	0.0%	9.4%	0.6%	2.5%	1.3%	1.3%	5.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	50.9%	20.0%	7.3%	0.0%	7.3%	1.8%	5.5%	0.0%	1.8%	5.5%	100.0%
	ES障害のない者	34.6%	26.9%	18.3%	0.0%	10.6%	0.0%	1.0%	1.9%	1.0%	5.8%	100.0%

カ) 勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で勤め先での呼称が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「正規の職員・従業員」は「障害のある者」が多く、「契約社員」は「障害のない者」が多い。「パート」や「アルバイト」については大きな差は見られない。

- ・特に差がみられるのは以下の契約形態である。
- ・「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は52.2%であり、「障害のない者」は33.8%である。
- ・また、「契約社員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は13.4%であり、「障害のない者」は33.8%である。

図表 169 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称 (契約形態)
(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		58	21	10	1	32	7	6	135
実数	WG障害のある者	35	10	5	0	9	4	4	67
	WG障害のない者	23	11	5	1	23	3	2	68
合計		43.0%	15.6%	7.4%	0.7%	23.7%	5.2%	4.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	52.2%	14.9%	7.5%	0.0%	13.4%	6.0%	6.0%	100.0%
	WG障害のない者	33.8%	16.2%	7.4%	1.5%	33.8%	4.4%	2.9%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「正規の職員・従業員」は「障害のある者」が多く、「契約社員」は「障害のない者」が多い。「パート」や「アルバイト」については大きな差は見られない。

- ・特に差がみられるのは以下の契約形態である。
- ・「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は55.6%であり、「障害のない者」は39.1%である。
- ・また、「契約社員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は8.9%であり、「障害のない者」は30.4%である。

図表 170 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）

(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		61	21	9	1	32	7	6	137
実数	ES障害のある者	25	6	4	0	4	3	3	45
	ES障害のない者	36	15	5	1	28	4	3	92
合計		44.5%	15.3%	6.6%	0.7%	23.4%	5.1%	4.4%	100.0%
割合	ES障害のある者	55.6%	13.3%	8.9%	0.0%	8.9%	6.7%	6.7%	100.0%
	ES障害のない者	39.1%	16.3%	5.4%	1.1%	30.4%	4.3%	3.3%	100.0%

キ) 就業希望の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で就職希望が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

- 「就業希望」に関しては、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも少ない。
 ・「障害のある者」は 32.0%であり、「障害のない者」は 80.0%である。

図表 171 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望

(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと 思っている	2.したいと 思っていない	合計
合計		12	18	30
実数	WG障害のある者	8	17	25
	WG障害のない者	4	1	5
合計		40.0%	60.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	32.0%	68.0%	100.0%
	WG障害のない者	80.0%	20.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも少ない。

・「障害のある者」は 36.4%であり、「障害のない者」は 42.9%である。

図表 172 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと 思っている	2.したいと 思っていない	合計
合計		11	18	29
実数	ES障害のある者	8	14	22
	ES障害のない者	3	4	7
合計		37.9%	62.1%	100.0%
割合	ES障害のある者	36.4%	63.6%	100.0%
	ES障害のない者	42.9%	57.1%	100.0%

ク) 就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で希望する勤め先での契約形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のない者」は「正規の職員・従業員」だけでなく、「パート・アルバイト」を希望する者も多い。

- ・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は9.5%であり、「障害のない者」は20.0%である。
- ・一方で、「パート・アルバイト」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は14.3%であり、「障害のない者」は80.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」を希望する者が61.9%と多い。(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 173 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

(上段：実数、下段：割合)

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		3	7	0	2	1	13	26
実数	WG障害のある者	2	3	0	2	1	13	21
	WG障害のない者	1	4	0	0	0	0	5
合計		11.5%	26.9%	0.0%	7.7%	3.8%	50.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	9.5%	14.3%	0.0%	9.5%	4.8%	61.9%	100.0%
	WG障害のない者	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

- 「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のない者」は「正規の職員・従業員」を希望する者が多く、「障害のある者」は「パート・アルバイト」を希望する者が多い。
 - ・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は5.3%であり、「障害のない者」は16.7%である。
 - ・一方で、「パート・アルバイト」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は36.8%であり、「障害のない者」は0.0%である。
 - ・「障害のある者」も「障害のない者」もいずれも、「その他」を希望する者がそれぞれ42.1%、83.3%と多い。(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 174 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
（上段：実数、下段：割合）

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		2	7	0	2	1	13	25
実数	ES障害のある者	1	7	0	2	1	8	19
	ES障害のない者	1	0	0	0	0	5	6
合計		8.0%	28.0%	0.0%	8.0%	4.0%	52.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	5.3%	36.8%	0.0%	10.5%	5.3%	42.1%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	100.0%

ケ) 即時の就業の可否

ここでは「障害のある者/ない者」ですぐに就業できるか否かが異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 10.0%であり、「障害のない者」は 40.0%である。

図表 175 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業希望有無

(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		5	30	35
実数	WG障害のある者	3	27	30
	WG障害のない者	2	3	5
合計		14.3%	85.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	10.0%	90.0%	100.0%
	WG障害のない者	40.0%	60.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 3.7%であり、「障害のない者」は 42.9%である。

図表 176 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業希望有無

(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		4	30	34
実数	ES障害のある者	1	26	27
	ES障害のない者	3	4	7
合計		11.8%	88.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	3.7%	96.3%	100.0%
	ES障害のない者	42.9%	57.1%	100.0%

コ) 求職の状況

ここでは「障害のある者/ない者」で求職の状況が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 33.3%であり、「障害のない者」は 50.0%である。

図表 177 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		2	3	5
実数	WG障害のある者	1	2	3
	WG障害のない者	1	1	2
合計		40.0%	60.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	33.3%	66.7%	100.0%
	WG障害のない者	50.0%	50.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は0.0%であり、「障害のない者」は33.3%である。

図表 178 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		1	3	4
実数	ES障害のある者	0	1	1
	ES障害のない者	1	2	3
合計		25.0%	75.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	0.0%	100.0%	100.0%
	ES障害のない者	33.3%	66.7%	100.0%

サ) 仕事につけない理由

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事に就けない理由が異なる(健康上の理由が大きいのか否か)のかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」も「障害のない者」も「健康に自信がない」と回答する者の割合が一定数いる。

- ・「障害のある者」は37.0%であり、「障害のない者」は100.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」が66.7%である(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 179 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段:実数、下段:割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	回答者数
合計		0	2	13	19	30
実数	WG障害のある者	0	2	10	18	27
	WG障害のない者	0	0	3	1	3
合計		0.0%	6.7%	43.3%	63.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	0.0%	7.4%	37.0%	66.7%	100.0%
	WG障害のない者	0.0%	0.0%	100.0%	33.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

- ・「障害のある者」は50.0%であり、「障害のない者」は0.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」が57.7%である(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 180 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	回答者数
合計		0	2	13	19	30
実数	ES障害のある者	0	2	13	15	26
	ES障害のない者	0	0	0	4	4
合計		0.0%	6.7%	43.3%	63.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	0.0%	7.7%	50.0%	57.7%	100.0%
	ES障害のない者	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

(4) 設問のわかりやすさの評価

(設問ごとの結果)

- ・ワシントングループの設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が40.5%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が37.9%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が41.5%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が41.0%であった。
- ・欧州統計局の設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が34.1%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が37.4%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が31.7%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が33.2%であった。
- ・WHODAS2.0においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が25.4%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が24.6%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が26.8%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が25.9%であった。

(設問間の比較)

- ・総合的な回答しやすさについては、紙面調査においては、相対的にワシントングループの設問が40.5%で最も評価されている。一方で欧州統計局も34.1%で相対的な差は大きくない。
- ・「短時間で回答可能」、「質問文がわかりやすい」、「選択肢が選びやすい」という要素別に見ても、いずれもワシントングループの設問が他の2設問より相対的に評価されている。

図表 181 各設問の回答のしやすさ（最も評価するものの割合）

	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	209	209	209
有効回答数	201	203	203
総合して最も回答しやすかった	40.5%	34.1%	25.4%
最も短時間で回答できた	37.9%	37.4%	24.6%
質問文が最も分かりやすかった	41.5%	31.7%	26.8%
選択肢が最も選びやすかった	41.0%	33.2%	25.9%

(わかりやすさの評価にかかる自由回答)

ここでは、同一・類似の趣旨の自由回答が数件以上あったものを取り上げている。

一部、表現の明らかな誤記等については加筆・修正を行っている。また、どの設問を指しての指摘かが明記されている場合には設問名を記載した(調査では設問が“パターン A、B”等の表記となっており、自由回答もそのような表記で記載されていたため)。

○障害と疾患の区別が容易ではなく、障害があるだけで健康問題になるのか、障害が理由となる健康問題だけを想起すればよいのか迷う、という意見があった。紙面調査では、障害があることで状態が良くも悪くもないことについての回答を迷うという声も聞かれた。

- ・「健康上の問題」と「障害による問題」とを区別しての設問なのか、「障害」＝「健康上の問題」と捉えての設問なのか迷いました。私は前者と解釈して回答しました。
- ・障害を持っていると、状態はよくもないし、かといって悪いとも思っていないので解答に困りました。
- ・健康状態に、視覚障害によりできないことが含まれるのか迷った。
- ・「健康上の問題」という定義に少し戸惑った。恒常的な障害のことか、例えば自分の関節の障害以外の健康面のことか回答に迷った。
- ・欧州統計局は健康の定義が解りづらい。障害が有る時点で健康ではないのか？障害が有る人の中で健康なのか？

○「苦労」や「支障」、「困難」は介助者の存在や支援器具の存在を前提とするのか、しないのか判然としないため回答がしにくい、という声があった。紙面調査では、「手話」についても言及があり、「手話」ができれば困難はない者から回答時に困惑するという声もあった。

- ・障害を補完する資源として、介助サービスを利用しているが、介助者確保と介助の質の維持が安定できない為(人手不足、十分な給与保障に繋がらないこともあって)、生活行為に支障がある旨書きました。
- ・WHODAS2.0 について、耳が聞こえない為、情報保障(手話通訳、筆談など)がなかった場合、“ひどく問題あり”となります。「通常の言語」を「音声語」と受け止めての回答になります。「手話」であれば「1. 苦労はありません」となります。
- ・WHODAS2.0 は日常的に介助を必要とする障害者にとっては、介助を前提とするならば可能であるが、自力では難しいところが多いため、何を選んで良いのか迷った。

○複数の障害がある重複障害者から、どの障害に基づいて回答すればよいかの判断が困難である、単純に設問に回答してよいのかどうか迷う、という声が聞かれた。

○設問によっては、障害別に聞いてもらったほうが回答しやすい、という声も聞かれた。

- ・知的障害、聴覚障害、難病（偽性副甲状腺機能低下症）、てんかん等複数の症状が重なり合うことで、欧州統計局の設問は回答しにくい。
- ・私達、目と耳の両方に障害がある盲ろう者の困難・苦痛は単一障害のその単なる足し算ではない、固有の苦しみがあると思います。また、精神的疾患にもつながりやすいと感じています。
- ・設問が全般にわかりにくい。障害別に分けてほしい。
- ・設問に対して答えづらい点が多かった。最初の設問は障害全般で良いと思うが、その後、障害別に設問をわけてほしいと思った。

○回答の選択肢について、「問題があるかどうか」ということや、「困難さ」を把握すべきではないかとの声が聞かれた。

○また、設問の尋ね方として、「ある程度」や、「友人関係を保つ」のような表現について、程度がわかりづらいという声も聞かれた。紙面調査では、生まれつきの障害なのである程度対応できる場合に回答が難しいという声もあった。

- ・（ワシントングループの設問、WHODAS2.0 への回答を受けて）設問文として、問題があるか？という形より、苦勞するかどうか？の方が答えやすいと思う。問題があるかどうかは周囲の人の捉え方もあると思うので。
- ・身体の機能障害でなく、難病や慢性疾患、臓器等の内部障害の場合、出来る・出来ないでなく、日常生活や仕事をする上での困難さを把握できる調査にしていきたい。
- ・生まれつき障害がある場合、障害のためにできないことも、ある程度の我慢や自分の工夫によって、ある程度までできたりする。ある程度とはどの程度なのか。
- ・ワシントングループは難解な言葉が多く理解しづらい。欧州統計局の設問は答えやすいものの本当に障害者だとわかるのかと考えると特定することは非常に難しい。
- ・同じパターンの中でもわかりやすい設問とそうでないものがある。例えば WHODAS2.0 で「1 km 歩く」は極めて具体的でわかりやすいが、友人関係を保つとはどういうレベルのことを言っているのか不明確。
- ・ワシントングループでも当てはまらないこともあるのでその選択肢もほしかった。

3) グループインタビュー

調査対象とした3つの設問ごとに、以下のような声が聞かれた。

(1) ワシントングループの設問

- ü 個々の設問については、わかりにくいという意見もあった。
 - 「眼鏡を使用しても」、「補聴器を使用しても」とあるが、もともと使用していない場合には該当しないと思う可能性がある。また、「コンタクトレンズを使用している場合はどうなのか」というような、表現の問題に対する指摘もあった。
 - 一部の設問は、複数の行動例（例：「思い出したり集中したり」）が挙げられているが、それぞれの行動で苦勞の程度が異なる場合は判断しづらい。
- ü 「苦勞」という表現は、気になるという意見が多かった（「苦勞」は主観的であることから。例えば客観的に同じ負担でも、人によって「苦勞」と感じるか・感じないかは違う、ということが意見があった）。むしろ、「不便」、「不自由」等の表現の方が良いという意見があった。

(2) 欧州統計局の設問

- ü 設問が淡白であり、二択の設問形式で何がわかるのだろうか（障害が捉えられるのだろうか）という意見もあった。
- ü 以下はわかりづらい問題として意見があった。
 - 健康状態の問における「ふつう」は、どのような水準なのかが判断しづらい。「ふつう」は健康な状態なのではないか。
 - “慢性的な健康問題”には何が含まれるのかはわかりにくい。疾患と健康問題の違いがわかりにくい。

(3) WHODAS2.0

- ü 量的に多いという意見が多かったものの、表形式なので答えにくくはなかったという意見、個々の設問は具体的で答えやすいという意見があった。
- ü 精神的な障害を尋ねる設問が他と比較して多いのでは、という意見もあった。
- ü よく読むとわかりにくい設問としては、以下があがっていた。
 - 「家庭で要求される作業」とは家事なのか、他のことを意味しているのか。
 - 「地域活動」はもともと行っておらず、判断できない。また、例示としての宗教活動などは唐突な気がする。
 - 「毎日の仕事」とは、稼ぐ仕事なのか、家事でも良いのか。 他

(4) その他

- ü 手帳等の所持に関する設問は、気にしない(特段、その設問があるから回答に不快に思ったり、回答をやめたいとは思わない)という意見があった。
- ü その一方で、記述したくないという意見もあった。
- ü 記述を求める場合は、調査タイトル、冒頭文、調査趣旨等において、活用方法が明確になるようにしてほしいとの意見もあった。

5. 調査結果の検証（まとめ）

ここでは、「障害のある者」の定義がない WHODAS2.0 を除く、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問について、本調査研究で検証してきた視点からのまとめを記載する。なお、まとめについては主に以下の視点に基づいて記載している。

- ・ 代替性

公的障害者制度を利用している者をどの程度捕捉できるか

- ・ 補完性

公的障害者制度を利用していない者であるが、支援等が必要な者をどの程度新たに捕捉することができるか

- ・ 有意性

「障害のある者」と「障害のない者」で日常生活の支障や就労状況等の結果に差異が生じるか、また、分析に基づく有益な情報の提供可能性があるか

- ・ 回答のしやすさ

回答における負担、質問文のわかりやすさ、選択肢の選びやすさ等を考慮した上で回答が容易にできるか

1) ワシントングループの設問

(1) 代替性（捕捉性）

インターネット調査では、全体の 11.6%がワシントングループの設問における「障害のある者」として捕捉された。

紙面調査は障害当事者を対象に調査を実施しており、全回答者 209 名中のワシントングループの設問の有効回答数 201 名のうち 59.2%が「障害のある者」として捕捉された。なお、インターネット調査では公的障害者制度の利用者のうち 35.3%が「障害のある者」として捕捉された。代替性が十分に高くない理由としては、ワシントングループの設問において尋ねている日常生活における 6 つの機能以外の障害については障害のある者が捕捉されていない可能性や、既存の公的障害者制度による支援を通じて「苦労」をあまり感じない状態になっている者も一定数いること、障害が継続することにより慣れてしまっていて苦労や支障を強く認識しなくなっている者もいること等も理由と考えられる。

個別の公的障害者制度の利用者の捕捉性について見ると、インターネット調査では、身体障害者手帳所持者のうち 43.4%、療育手帳の所持者のうち 51.5%、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち 30.8%、難病法に基づく医療費助成の利用者のうち 35.4%がそれぞれ捕捉されたが、いずれもそれほど高い捕捉率にはなっていない。

同様に、紙面調査では身体障害者手帳所持者のうち 83.9%が捕捉されてかなり高いものの、療育手帳の所持者のうち 39.8%、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち

22.2%、難病法に基づく医療費助成の利用者のうち 50.0%がそれぞれ捕捉されており、いずれもそれほど高い捕捉率にはなっていない。精神障害等を明確に意識する設問文が短い設問セットに含まれていないことが理由と考えられる。

捕捉率からは、公的障害者制度の定義や基準に替わる「代替性」があるとまでは言えない。

(2) 補完性

補完性については、設問で「障害のある者」とされながらも公的障害者制度の非利用者に着目することで、新たに光が当てられる者がどの程度いるか、という観点である。したがって、主に公的障害者制度の利用者に尋ねている紙面調査についてはここでは触れない。

インターネット調査では、ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ公的障害者制度の非利用者は全体の 9.5%であり、ワシントングループの設問を補完的に用いることで全体の 9.5%の者に、生活や就労等で不利益な立場に置かれている可能性がある者としての新たな光を当てることが可能になる。

本調査研究では、例えば、「日常生活における手助けや見守りの必要性」について、ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ公的障害者制度の非利用者のうち 5.0%が「手助けや見守りを必要としている」ことがわかった。

一方で、就労に際しては、「障害のある者」かつ公的障害者制度の非利用者で特徴的な傾向はあまり見られない。強いて挙げると、例えば、「仕事を探しているか」という求職の状況については、ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ公的障害者制度の非利用者のうち 41.5%が「仕事を探している」と回答し、「障害のない者」かつ公的障害者制度の非利用者における 24.6%よりは高く、「障害のある者」の方が、求職ニーズが相対的に高い可能性がある。

(3) 有意性

本調査研究で尋ねている、日常生活の支障や就労に係る状況について分析した。

日常生活の支障については、例えば、「日常生活における手助けや見守りの必要性」について「手助けや見守りを必要としている」者は、インターネット調査ではワシントングループの設問における「障害のある者」のうち 16.0%が、「障害のない者」のうち 1.7%が、それぞれ手助けや見守りを必要としている者に該当し、「障害のある者」の方が、「手助けや見守りを必要としている者の割合」が多いことが明らかになった。

紙面調査ではワシントングループの設問における「障害のある者」のうち 75.4%が「手助けや見守りを必要」としている半面、「障害のない者」のうち「手助けや見守りを必要」とするのは 23.5%であり、「障害のある者」の方が、「手助けや見守りを必要としている者の割合」がかなり多いことが明らかになった。日常生活の支障などについて

は、ワシントングループの設問で尋ねることで、支援が必要な層を明らかにすることができる意味で、ワシントングループの設問の有意性が認められる。

一方で、就労状況に際しては、インターネット調査では「障害のある者」と「障害のない者」で大きな差異が見られるものはあまり見られない。紙面調査では、例えば「前月中の仕事の状況」について「(仕事あり)主に仕事をしている」者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が67.2%、「障害のない者」のうち87.8%であり、「障害のある者」の方が少ないことは把握できるが、生活における「手助けや見守りの必要性」ほどの大きな差異はみられない。ワシントングループの設問は就労状況面においては、支援対象や不利益な状況を顕著に捕捉できない可能性がある。

ただし、ワシントングループの設問では障害種別ごとに分解が可能であり、程度を4段階で把握できることから、「障害のある者」と「障害のない者」で差異がある場合に、どのような障害種別で差異があるのかを分析することが可能であって、有益な情報の提供可能性があるという意味の「有意性」が認められる。

(4) 回答のしやすさ

インターネット調査では、「総合して最も回答しやすい」とする者の割合は全体の38.9%で欧州統計局における全体の45.8%よりは相対的に少ないが、一定数の者にとっては最も回答しやすいとしている。一方で、紙面調査では、総合的な評価で最も回答しやすい、とする者の割合はワシントングループの設問が全体の40.5%で欧州統計局における全体の34.1%よりも高く評価されている。

回答のしやすさの要素(短時間で回答、設問文のわかりやすさ、選択肢の選びやすさ)については、インターネット調査ではいずれも欧州統計局よりもやや評価する者の割合が低いが、紙面調査ではすべての要素でワシントングループの設問が最も高く評価されている。

回答のしやすさについては、欧州統計局よりは相対的にやや評価が低いものの、大きく劣るわけではなく、今回の6設問程度であれば既存の基幹統計調査等に導入しても大きな問題はないと考えられる。

自由回答では、「『苦勞』が介助者・支援器具の存在を前提とするのかわかりにくい」、「自分が困っていることが設問項目にない」、等の声があり、グループインタビューでも「眼鏡の使用が前提になっているがコンタクトレンズは同じなのか」という表現に関する疑問や、「『苦勞します』という選択肢への回答が主観的な回答になりがちである」との指摘があった。

(5) まとめ

今回用いた6つの設問で既存の基幹統計調査等に導入した場合、短い設問セットだけでは一部の公的障害者制度の利用者(精神障害等)の捕捉が十分ではないという課題

があるものの、新たに「障害のある者」として捕捉された者もいることから、各省庁の所管や政策目的に応じては補完的な把握に用いることは有益であると考えられる。

また、ワシントングループの設問では視覚・聴覚等の障害種別に対応する形で機能制限について尋ねており、その苦勞の程度を4段階で捉えているため、障害種別や程度について分解可能な形で把握・分析を実施できる等の利点がある。

ただし、今回の実査の結果からは就労状況面ではそれほど大きな差異がみられなかったことから、就労状況における現状や問題点を捉えたい場合には有意性をよく検討することが求められる。

設問そのものは回答がしやすいと考えられるため、導入する基幹統計調査等における用語の使い方や表現に合わせて用いることができれば大きな問題はないと考えられる。

2) 欧州統計局の設問

(1) 代替性(捕捉性)

インターネット調査では、全体の17.3%が欧州統計局の設問における「障害のある者」として捕捉された。

紙面調査は障害当事者を対象に調査を実施しており、全回答者209名中の欧州統計局の設問の有効回答数203名のうち43.3%が「障害のある者」として捕捉された。なお、インターネット調査では公的障害者制度の利用者のうち65.9%が「障害のある者」として捕捉された。代替性が十分に高くない理由としては、健康問題に起因する支障の発生と継続という要件で「障害のある者」として捕捉されたことから、健康問題を感じていない公的障害者制度の利用者については、捕捉されにくい可能性がある。

個別の公的障害者制度の利用者の捕捉性について見ると、インターネット調査では、身体障害者手帳所持者のうち69.7%、療育手帳の所持者のうち65.7%、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち67.8%、難病法に基づく医療費助成の利用者のうち73.4%がそれぞれ捕捉され、いずれも代替可能なレベルでの高い捕捉率にはなっていない。

同様に、紙面調査では身体障害者手帳所持者のうち54.2%、療育手帳の所持者のうち28.9%、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち55.6%、難病法に基づく医療費助成の利用者のうち77.3%がそれぞれ捕捉され、いずれも代替可能なレベルでの高い捕捉率にはなっていない。健康問題を定義に含んでいることで難病は相対的には捉えやすくなっているものの、それ以外の公的障害者制度利用者については健康問題がなければ捕捉されにくいと考えられる。

捕捉率からは、公的障害者制度の定義や基準に替わる「代替性」があるとまでは言えない。

(2) 補完性

補完性については、設問で「障害のある者」とされながらも公的障害者制度の非利用者に着目することで、新たに光が当てられる者がどの程度いるか、という観点である。したがって、主に公的障害者制度の利用者にしか尋ねていない紙面調査についてはここでは触れない。

インターネット調査では、欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ公的障害者制度の非利用者は全体の13.1%であり、欧州統計局の設問を補完的に用いることで13.1%の者に、生活や就労等で不利益な立場に置かれている可能性がある者としての新たな光を当てることが可能になる。

本調査研究では、例えば、「日常生活における手助けや見守りの必要性」について、欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ公的障害者制度の非利用者のうち5.0%が「手助けや見守りを必要としている」ことがわかった。

一方で、就労に際しては、「障害のある者」かつ公的障害者制度の非利用者では若干の差異が見られる。例えば、インターネット調査において「前月中の仕事の状況」については、「(仕事あり)主に仕事をしている」者の割合が「障害のある者」かつ公的障害者制度の非利用者のうち41.4%であるのに対して、「障害のない者」で公的障害者制度の非利用者のうちでは50.8%と、10ポイント程度少なくなっている。「障害のある者」のほうが仕事において不利な立場にある者の割合が多い可能性があり、補完性の観点から、欧州統計局の設問を用いると、特に支援が必要な層(不利な状況にある者)を浮かび上がらせることができる可能性がある。

(3) 有意性

本調査研究で尋ねている、日常生活の支障や就労に係る状況について分析した。

日常生活の支障については、例えば、「日常生活における手助けや見守りの必要性」について「手助けや見守りを必要としている」者は、インターネット調査では欧州統計局における「障害のある者」のうち15.4%、「障害のない者」のうちでは0.8%であり、「障害のある者」の方が、「手助けや見守りを必要としている者の割合」が多いことが明らかになった。

紙面調査では欧州統計局の設問における「障害のある者」のうち77.3%、「障害のない者」のうち32.7%が「手助けや見守りを必要としている」ことがわかり、「障害のある者」の方が、「手助けや見守りを必要としている者の割合」がかなり多いことが明らかになった。日常生活における活動の制限については、欧州統計局の設問で尋ねることで、支援が必要な層を明らかにすることができるという観点から、欧州統計局の設問を活用できる可能性が高いと考えられる。

一方で、就労に際しては、インターネット調査では「障害のある者」と「障害のない者」でそれほど大きな差異は見られないものの、ワシントングループの設問と比較すると相対的に大きな差異が見られる。例えば「前月中の仕事の状況」について「(仕事あ

り)主に仕事をしている」者の割合は「障害のある者」のうち 38.4%、「障害のない者」のうち 50.6%と「障害のある者」の方が少ないことが把握できる。また、「就職希望の有無」についても「障害のある者」のうち 34.5%、「障害のない者」のうち 25.7%といずれも「障害のある者」の方が不利な立場にある可能性がある。

紙面調査でも同様に、例えば「前月中の仕事の状況」について「(仕事あり)主に仕事をしている」者の割合は「障害のある者」のうち 61.6%、「障害のない者」のうち 87.6%となっており、「障害のある者」の方が少ないことが把握できる。

欧州統計局の設問の「障害のある者」は、日常生活の活動の制限及び就労のいずれにおいても、支援対象や不利な状況を新たに映し出すことができる可能性がある。

ただし、健康問題により活動制限が継続して発生している者について概括的に把握する設問構造のため、障害種別に分解することはできない点に留意が必要である。

(4) 回答のしやすさ

インターネット調査では、「総合して最も回答しやすい」とする者の割合は全体の 45.8%でワシントングループの設問における全体の 38.9%より相対的に多く、半数近い者が最も回答しやすいとしている。一方で、紙面調査では、総合的な評価で最も回答しやすい、とする者の割合は全体の 34.1%でワシントングループの設問を最も評価する者の割合である 40.5%にはやや劣るものの、一定程度評価されている。

回答のしやすさの要素(短時間で回答、質問文のわかりやすさ、選択肢の選びやすさ)については、インターネット調査ではいずれも評価する者の割合が他の 2 つの設問よりも多く、紙面調査ではすべての要素でワシントングループの設問よりも評価する者の割合がやや少ない。

回答のしやすさについては、高く評価されており、ワシントングループの設問と比較して大きく劣るわけではなく、今の設問程度であれば既存の基幹統計調査等に導入しても回答がしにくい、ということはないと考えられる。

自由回答では、「障害があれば健康状態は良くないのか等、健康状態と障害の関係の捉え方で回答が変わる」、「支障の有無は介助者や支援器具の存在を前提として回答してよいのか迷う」という声が聞かれた。グループインタビューでも「二択の選択で障害が詳細に捉えられるのだろうか」ということや、「ふつうの健康状態」の捉え方が難しいことについて指摘があった。

(5) まとめ

今回用いた設問を既存の基幹統計調査等に導入した場合、一部の公的障害者制度の利用者(障害が健康問題に起因していることを認識していない公的障害者制度の利用者等)の捕捉が十分ではないという課題があるものの、新たに「障害のある者」として捕捉された者もいることから、各省庁の所管や政策目的に応じては補完的な把握のた

めには有益と考えられる。

欧州統計局の設問は健康問題の有無と日常の一般的な活動における支障の有無・その継続の観点から概括的に捕捉するため、障害種別にかかわらず具体的な健康問題により活動制限が継続して発生している者を捉える場合には、欧州統計局の設問が適しており、今回の実査の結果からは就労に係る状況・希望についての特徴の把握のためにも有力と考えられる。ただし、欧州統計局の設問においては障害種別の分解ができない等の限界について留意する必要がある。

また、設問そのものは回答がしやすいと考えられるため、導入する基幹統計調査等における用語の使い方や表現に合わせて用いることができれば大きな問題はないと考えられる。

3) WHODAS2.0

WHODAS2.0には、「障害のある者」とする定義がないため、集計結果の妥当性の評価は行わない。

回答のしやすさについては、インターネット調査では、「総合して最も回答しやすい」とする者が15.3%と、ワシントングループの設問(38.9%)、欧州統計局の設問(45.8%)と比較すると、最も割合が少なかった。紙面調査では、「総合して最も回答しやすい」とする者が25.4%とインターネット調査よりは多いものの、紙面調査におけるワシントングループの設問(40.5%)、欧州統計局の設問(34.1%)と比較すると、やはり少なかった。要素別(短時間の回答、質問文の分かりやすさ、選択肢の選びやすさ等)でも、インターネット調査・紙面調査ともに、他の2つの設問と比較して、いずれの要素も評価する者の割合は少なかった。以上から回答のしやすさは相対的には高くないことが分かった。

一方で、グループインタビューにおいては、「量的に多い」という声もあったものの、「表形式なので答えにくくはない」、「個々の設問は具体的で答えやすい」と評価する声もあった。また、紙面調査の自由回答でも「“1 km 歩く”は極めて具体的でわかりやすい」という意見もあり、具体的で回答しやすい点については評価する者もいた。

．障害者統計の国際的な動向の把握

ここでは、国連、欧州委員会における障害者統計の検討・議論の動向について整理するとともに、主要先進国における主な統計調査において、障害者を捉えるどのような設問が導入されているかを把握する。

1．国際機関の動向

まず、国連において障害者統計と関係性の強い国連統計委員会及び国連障害者権利委員会の動向を整理する。

また、欧州の地域的な国際機関である欧州委員会における動向も整理する。

1) 国連統計委員会

国連統計委員会は 2018 年 3 月の第 49 回会合において、各国に対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダのモニタリング及び障害の状態によるデータの分解の必要性の観点から、データ収集及び手段の精査を行うことを要請した。

また、世界銀行と WHO のモデル障害調査、各国の全国的なデータ収集、さらには SDGs で求められるデータの分解においてワシントングループの設問の活用に留意すべきというとりまとめを行った。

なお同会合では、「障害統計の開発のためのガイドライン及び原則¹⁹」を見直すための専門家グループの創設に加え、障害の状態により障害に係るデータの分解を行うためのガイダンスの提供なども検討のスコープに含めることについてのまとめもなされたほか、障害者統計のデータ利用可能性が年々拡大する一方、各国間で障害者の推計における大きな差があることを考慮して、国連統計委員会が国連統計部に対して、その差の原因を解明する観点から各国の事例の情報を収集及び分析するよう依頼した等の動きもあった²⁰。

2) 国連障害者権利委員会

国連障害者権利委員会は、条約に基づく義務を履行するための措置等に関する包括的な締約国からの報告に対し、審査を行い、勧告を行っている。

国連障害者権利条約では、第 31 条第 1 項において、「締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。」と明記されていること

¹⁹ “Guidelines and Principles for the Development of Disability Statistics, Department of Economic and Social Affairs Statistics Division”, United Nations, 2001

²⁰ “Statistical Commission -Report on the forty-ninth session (6–9 March 2018), UN Economic and Social Council

に加え、同条約第 31 条第 2 項においては、「この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。」として収集情報の分類も求めている。

これらの条文を受け、国連障害者権利委員会は、統計に関連する報告を審査し、必要に応じて勧告を行っている。イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの障害者統計に対しての障害者権利条約第 31 条に基づく勧告内容は、次のようになっている。

図表 182 主要先進国への国連障害者権利委員会の勧告

国名	勧告の内容
イギリス 2017/10/3 CRPD/C/GBR/CO/1 64,65 パラグラフ	<p>「委員会は、障害者の状況に関する締約国全体の統一されたデータ収集制度と指標が不足していることを懸念している。委員会は、一般的な人口に関する調査と国勢調査では、細分化されたデータの集計が限られていることを指摘している。」</p> <p>「委員会は、締約国が、持続可能な開発目標の目標 17 に沿って、すべての一般人口調査や国勢調査を含めて、収入、性別、年齢、ジェンダー、人種、民族、移民、亡命希望や難民の状態、障害、地理的な場所及び国の状況に関連したその他の特性によって、細分化された質の高い、適切で信頼性の高いデータの利用可能性を高めることを勧告する。また、比較可能な障害者統計の収集のために、ワシントングループが作成した一連の設問集とツールを、締約国が障害者統計で使用することも勧告する。」</p>
ドイツ 2015/5/13 CRPD/C/DEU/CO/1 57,58 パラグラフ	<p>「委員会は、障害者に関するデータ収集に用いる指標が人権に基づくアプローチに従わず、それが障壁の除去について反映していないことを懸念している。」</p> <p>「委員会は、締約国が、条約の実施及び障壁除去に関する情報を提供するため、すべての部門での性別、年齢、障害に分類された体系的なデータを収集し、人権指標を策定するよう、勧告する。」</p>
イタリア 2016/10/6 CRPD/C/ITA/CO/1 77,78 パラグラフ	<p>「委員会は、一般的な人口に関する調査と国勢調査における、障害、性別、年齢によって分類されたデータ収集の利用可能性(アベイラビリティ)と品質を懸念している。」</p> <p>「委員会は、締約国が、条約第 31 条の持続可能な開発目標の目標 17、18 を実施するための条約第 31 条に沿って、すべての統計調査や国勢調査を含めて、収入、性別、年齢、ジェンダー、人種、民族、移民、亡命希望や難民の状態、障害、地理的な場所及び国の状況に関連したその他の特性によって、細分化された質の高い、適切で信頼性の高いデータ</p>

国名	勧告の内容
	の利用可能性を高めることを勧告する。」
カナダ 2017/5/8 CRPD/C/CAN/CO/1 53,54 パラグラフ	「委員会は締約国が障害者に関する性別、障害の種類、直面した障壁、人種、地理的位置情報で分類され、住居あるいは施設の種類、彼らに対して向けられた差別または暴力の事例を含んだデータおよび統計の収集、編集、更新を体系的に促進する事を勧告する。委員会は締約国がこのプロセスにおいて障害者組織と協議することを勧告する。」

注記) 国名の下に記載してあるのは、勧告に係る文書の日付、文書名、勧告内容が記載されたパラグラフである。

出所) 国連障害者権利委員会による各国のイニシャルレポートへの勧告資料をもとに作成

このように、国連障害者権利委員会は、障害者統計の整備を重視しており、締約国に対し、障害種別のような細分化されたデータの収集・集計や国際比較が可能な調査手法の導入を求めている。

3) 欧州委員会

欧州委員会は、欧州連合における行政執行機関であり、統計について担当する部局として欧州統計局を有している。欧州統計局は、欧州連合内の国や地域間の比較を可能にする欧州レベルの統計を欧州連合に提供するために、設問セットや統計調査を履行するため個別統計の調査手法のガイドライン等を作成している。

(1) 欧州統計局における4つの障害者の定義

欧州統計局の用語集(11 ページ参照)について詳細を確認すると、欧州統計局は、実施している統計調査において捉えようとしている障害者の定義として、以下の4種類を挙げている²¹。

- ・一般的な活動制限の概念を通じて測定される障害のある者：「少なくとも過去6か月間の健康上の問題のために人々が通常行う活動の制限」
- ・長年の健康状態、病気、疾病、または基本的な活動(見る、聞く、集中する、移動するなど)で長年の困難を抱えており、EHISで使用される少なくとも1つの生活領域に参加できない者
- ・障害者とは、少なくとも1つの基本的な活動の難しさ(見る、聞く、歩く、記憶するなど)をもつ者
- ・(雇用中の)障害者とは、健康上の問題および/または基本的な活動の困難に起因する労働上の制限がある者

²¹ <https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Glossary:Disability>

(2) GALI を含む MEHM の動向

GALI を含む MEHM の概要

第 章で既述のように、(1) の 4 つの障害者の定義のうち、欧州統計局は、最初の例示的定義においては障害を「活動における制限」の観点から GALI²²という設問をもとに把握しようとしている。

欧州統計局は、この GALI に 2 つの健康の概念に関する設問を加え、3 問からなる健康の設問のセットである MEHM を作成した。

- ・自身が認識している健康状態
- ・慢性的な健康問題、慢性疾患
- ・活動における制限

MEHM における質問文と選択肢は、次のとおりである。

< MEHM の設問 (仮訳) >

Q : 全般的に、あなたの健康状態はいかがですか？

非常に良い / 良い / ふつう / 悪い / 非常に悪い

Q : 長年の病気や健康上の問題がありますか？

はい / いいえ

Q : 過去の少なくとも 6 ヶ月を超える期間において、健康上の理由から、日常生活の活動においてどの程度制限を受けていますか？

厳しく制限されている / 制限されているが厳しくはない / まったく制限されていない

MEHM の導入例

MEHM の設問は欧州における統計調査において、用いられている事例がある。MEHM は、欧州連合において各国で共通的に実施されている EU-SILC、EHIS、HETUS²³等の統計調査において導入されている。

個別の統計調査において MEHM がどのように導入されているのかについては、EU-SILC の例をもとに概説する。EU-SILC は、委員会規則 (Commission Regulation) で規定されており、欧州連合の加盟国において共通的に実施されている統計調査である。その概要は以下のとおりである。

²² GALI は健康問題に起因する活動制限を尋ねる質問である。([https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Glossary:Minimum_European_Health_Module_\(MEHM\)](https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Glossary:Minimum_European_Health_Module_(MEHM)))

²³ HETUS は、EU-SILC、EHIS のような委員会規則に基づく統計調査ではなく、参加国の「紳士協定」で実施されている。欧州統計局は、2020 年に各国での共通的な実施を目指し、“Harmonised European Time Use Surveys (HETUS) 2018 Guidelines”を策定している。

図表 183 EU-SILC の概要

調査参加国	EU の全加盟国、アイスランド、ノルウェイ、スイス他の自主参加国（初回は 2003 年で、EU 加盟 6 か国とノルウェイでの「紳士協定」で実施）
調査目的	所得、貧困、社会的排除、生活条件に関するタイムリーかつ多国間での比較可能なデータの長期的な収集
調査項目	家計と個人で、主に以下のような項目を調査 家計：所得、社会的排除、労働、住居 など 個人：教育、労働、健康、所得 など

出所) EU-SILC のウェブサイト

(<https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/european-union-statistics-on-income-and-living-conditions>)

EU-SILC では、上記のように家計と個人についての調査が行われており、調査票は家計票と個人票からなる。個人票では、属性の基礎データ（性別、年齢等）、教育、労働、健康、所得の項目が含まれている。EU-SILC のガイドラインによると²⁴、MHEM の設問セットが導入されており、設問は以下のような順にすべきことが示されている。また、PH020 により、PH030 の回答者を絞り込まないことが記載されている²⁵。

< EU-SILC の設問（仮訳） >

PH010：あなたの健康状態全般はいかがですか？ 非常に良い / 良い / ふつう / 悪い / 非常に悪い
PH020：長年の病気や健康上の問題はありますか？ はい / いいえ
PH030：過去の少なくとも 6 ヶ月を超える期間において、健康上の理由から、日常生活の活動においてどの程度制限を受けていますか？ ひどく制限されている / 制限されているがひどくはない / まったく制限されていない

EU-SILC では、MEHM に加え、健康・障害に関連して、試行的に調査が実施される際に調査票に導入するアドホックモジュール (ad hoc module) がある。2017 年の調査では健康についての設問について、2017 EU-SILC Module “ Health and Children's

²⁴ https://circabc.europa.eu/sd/a/e9a5d1ad-f5c7-4b80-bdc9-1ce34ec828eb/DOCSILC065%20operation%202018_V5.pdf

²⁵ MEHM のような設問セット（モジュール）を個別の統計調査の調査票に組み入れるかどうかについては、専門のワークグループにおいて検討し、その結果を欧州統計局の担当統計部長が決裁するプロセスになっている。詳しくは、“New versions of the GALI proposed by Eurostat”を参照のこと。
(http://www.eurohex.eu/ehleis/pdf/EHLEIS%20meeting%202017/EHLEIS%202017_S%20Demarest.pdf)

Health”というアドホックモジュール²⁶として15歳以下についてはGALIの要素を含む「健康問題に起因する活動制限」について尋ねている²⁷。また、欧州統計局は同モジュールで16歳以上の者に対してはワシントングループの短い設問セットのうち、4つの設問を用意している。一部の国はこの4つの設問を用いて尋ねている。

GALIの最近の位置づけ

GALIは、健康問題に起因する日常生活における活動の制限を捉えようとする設問である。以前のHETUSガイドライン2008年版²⁸では、GALIでは設問文において障害の表現が含まれており、欧州統計局はGALIにより障害に起因する制限も捉えようとしていたと考えられる。しかしながら、2018年版では、「活動における制限」の質問文において障害の文言が除かれている。

このように、GALIそのものについては、国際的な潮流の中で、単独で障害を捉える定義としては使われなくなってきているとも考えられる²⁹。

そのため、前述のEU-SILC³⁰のアドホックモジュールのように、ワシントングループの設問の活用も試行的に検討されていると考えられる。

(3) ワシントングループの設問の動向

(2)で述べたように、EU-SILCの2017年の調査では、一部の国は16歳以上に対してはワシントングループの短い設問セットのうち4つの設問を用いて尋ねている。

また、長期にわたって担当している欧州統計局の担当官へのヒアリングによれば、EU-SILCについては2022年には健康に関するモジュールの導入が予定されており、当該調査の調査票の案においてはワシントングループの短い設問セットの設問が全て取り入れられているということがわかった。

また、国連の経済社会理事会の地域経済委員会の一つであり、社会統計の領域において先進的な取組でも注目されることのある国連欧州経済委員会においても、その部会

²⁶

<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/1012329/8706719/2017+Assessment+of+health+and+children+health.pdf/3478c66e-7874-50c4-4fe7-d91857875adb>

²⁷ RC020T: Limitation in activities because of health problems (child)で尋ねている。同モジュールには設問としてはGALIにおいては記述がある「長期の健康問題の影響」は含まれていない。より正確には、モジュールの“2. Description of the definitions”では、“2.4 Children's health/Health status (children)”のActivity limitationsの定義説明において、「現在も制限が続いており、少なくとも6ヶ月以上続いている者」が「制限がある」と回答すべきであると説明されていることから、実質的には長期の健康問題の影響も要素として含まれている。

²⁸ <https://ec.europa.eu/eurostat/ramon/statmanuals/files/KS-RA-08-014-EN.pdf>

²⁹ “New versions of the GALI proposed by Eurostat”において、日常的な活動制限の程度とその継続期間の組み合わせの考え方が記載されている。

³⁰ EU-SILCにおいては、2008年～2018年の“Description of target variables”を確認したところ、いずれの年においてもPH030に「健康問題による活動の制限」に係るGALIの設問がある。質問文自体には“disability”の記載はないが、Descriptionの欄には“disability”の文言が含まれており、この設問が障害を捉えることも意図していると考えられる。

の一つであるヨーロッパ統計家会議（Conference of European Statisticians）が作成し、2015年のセッションでとりまとめられた「2020年人口・住宅センサスに係る推奨（Recommendations for the 2020 Censuses of Population and Housing）」という文書では、加盟国における一般人口を対象とする人口・住宅調査におけるワシントングループの短い設問セットに対応する6つの機能領域や4つの選択肢の利用も推奨されている。

2. 主要先進国の動向

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダのG7を構成する主要先進国の主要な統計調査において、障害者を捉える設問がどのように導入されているかについての調査を行った。

1) フランス

フランスでは、欧州委員会規則に基づき欧州統計局のEU-SILC、EHISに対応する調査を実施している。フランスで実施されている調査において、健康に関する設問セットであるMEHMについてどのように調査票に導入されているのかを、欧州統計局のEU-SILC、EHISに関するガイドラインとの比較で確認した。

フランスにおけるEU-SILC該当の調査では、欧州統計局のEU-SILCのガイドラインに準拠し、健康に関連する設問としてMEHMが導入されている。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 184 フランスにおけるEU-SILCの設問の内容とガイドラインとの違い

MEHMの構成 (設問の内容)	EU-SILCの ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EU-SILCの欧州統計局のメソロドジーガイドライン、フランス調査票をもとに作成

フランスにおけるEHISに該当する調査では、「慢性的な健康問題、慢性疾患」における期間において6か月間という記載がないという点に違いがあるが、概ね欧州統計局のEHISのガイドラインに準拠して健康に関連する設問のMEHMが導入されている。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 185 フランスにおけるEHISの設問の内容とガイドラインとの違い

MEHMの構成 (設問の内容)	EHISの ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	long-standingの期間 (6ヶ月)の記載なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EHISの欧州統計局ガイドライン、フランス調査票をもとに作成

また、フランスは時間利用調査の HETUS も実施しており、最近実施した 2010 年の調査においては、「慢性的な健康問題、慢性疾患」における長期の期間の記述がない、「活動における制限」については 2 問を 1 問にしている等の違いがみられたが、概ね MEHM を導入している 2008 年の欧州統計局の HETUS ガイドラインに準拠している。なお、これらの設問は、障害者の判定には用いていないようである。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 186 フランスにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	HETUS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	長期の期間の記述なし	なし	なし	
活動における制限 (1 問 目：日常生活における制限)	2 問を 1 問に統合 制限の期間の記述なし	なし	なし	
活動における制限) 2 問 目：制限を受ける期間)		なし	なし	

出所) HETUS の欧州統計局ガイドライン (2008 年版)、フランス調査票をもとに作成

フランスでは、全国障害・健康調査 (National Disability-Health Survey) において、障害者を捉える設問を尋ねている。この統計調査では、個別の機能の問題や病状等について質問している。

< National Disability-Health Survey の設問 (仮訳) >

<p>DIS_Q01: 以下のいずれかの症状、問題がありますか？</p> <p>10 眼鏡やコンタクトレンズをかけない状態での視力の問題、11 聴力の問題、12 話すことの問題、13 失神、発作や意識喪失、14 学習や記憶の障害、15 腕や指を使うことの制限、16 ものを掴むことの困難さ、17 脚部を使うことへの制限、18 精神的な活動や仕事に制限をもたらす何らかの症状 (例：腰痛、片頭痛)、19 何らかの奇形、変形、20 助けや見守りを必要とする何らかの精神疾患</p> <p>DIS_Q02: (ある場合) 上記のうち、どれに該当しますか？</p> <p>DIS_Q03: 以下のいずれかの症状で、6 カ月以上にわたって日常の活動に支障をきたす症状として思い当たるものはありますか？</p> <p>1 息切れ、呼吸困難、2 慢性または再発性の痛み、3 神経または感情の症状、4 頭部の外傷、脳卒中またはその他の脳損傷の結果としての長期的な影響、5 治療またはリラックスを必要とするその他の長期的な症状、6 関節炎、喘息、心臓病、アルツハイマー病、認知症など、その他の長期的な症状</p>

DIS_Q04: (ある場合)上記のうち、どれに該当しますか？

DIS_Q06: お伝えいただいた症状を理由として、これらのことを行うのに手助けや見守りが必要だったことがありますか？

DIS_Q07: これらのことを行うのに常に手助けを必要としますか？

DIS_Q08: お伝えいただいた症状を理由として、これらのことを行うのに困難が生じたことはありますか？

DIS_Q09: これらの身の回りのこと、移動、コミュニケーションを一人でできたとしても、何らかの補助があればそれを使いますか？

2) アメリカ

アメリカでは、家計の個人の属性や住宅環境を質問するアメリカ地域社会調査 (American Community Survey, 以下 ACS)、個人の属性や労働に関連する項目を質問する人口動態調査 (Current Population Survey, 以下 CPS) において、障害者を捉える設問が導入されている。

ACS の設問は、ワシントングループの短い設問セットをベースに作成されている。6つある設問には、ワシントングループの短い設問セットの視覚、聴覚、認知、歩行、セルフケアが含まれているが、コミュニケーションに関しては一人での通院や買い物に置き換わっている。選択肢は、「はい」、「いいえ」の2段階であるが、設問では、「著しい困難である」、「完全にできない」場合に「はい」と回答するように設計されており、ワシントングループの短い設問セットにおいて機能制限がある者を捕捉する方法にも対応できるようになっている。

< American Community Survey の設問 (仮訳) >

Q18-a: 完全に耳が聞こえない、もしくは聞き取ることに著しい困難が伴いますか？

Q18-b: 完全に目が見えない、もしくは眼鏡をかけていても見ることに著しい困難が伴いますか？

Q19-a: 身体的、精神的、もしくは感情的な不調を理由として、集中、記憶や意思決定に著しい困難が伴いますか？

Q19-b: 歩行や階段を上ることに著しい困難が伴いますか？

Q19-c: 着替えや入浴に困難が伴いますか？

Q20: 身体的、精神的、もしくは感情的な不調を理由として、通院や買い物等の用事へ一人で行くことに困難が伴いますか？

CPS の障害に関連する設問は、個人属性に関する設問で構成される人口動態票と労働に関する労働力票が存在する。労働力票においては、今後半年間に就業する際に障害が妨げになるかということを探っている。しかしながら、身体機能に関するワシントン

グループのような設問や健康状態が悪いことが長期的に継続しているかという設問はない。

< Current Population Survey の設問（仮訳） >

あなたの / 彼の / 彼女の障害は、今後半年間にわたって継続的に、あなたが / 彼が / 彼女が（仕事の種類や自営業であるか等を問わず）仕事することを妨げ続けますか？
はい / いいえ
あなたの / 彼の / 彼女の障害は、今後半年の間に、あなたが / 彼が / 彼女が仕事に就くことの妨げになりますか？
はい / いいえ
あなた / 彼 / 彼女は、今後半年の間に、あなたが / 彼が / 彼女が（仕事の種類を問わず）仕事に就くことを妨げるような障害を持っていますか？
はい / いいえ

3) イギリス

イギリスでは、欧州委員会規則に基づき欧州統計局の EU-SILC、EHIS に対応する調査を実施している。イギリスで実施されている調査において、健康に関する設問セットである MEHM についてどのように調査票に導入されているのかを、欧州統計局の EU-SILC、EHIS に関するガイドラインとの比較で調査した。

イギリスにおける EU-SILC に該当する調査に関しては、欧州統計局の EU-SILC のガイドラインに準拠し、健康に関連する設問として MEHM が導入されている。一方で「活動における制限」に係る設問が 2 問に分けられていたり、「慢性的な健康問題、慢性疾患」に関する継続期間が 12 か月になっている等の違いがある。なお、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 187 イギリスにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EU-SILC の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	継続期間が 12 か月	なし	なし	
活動における制限	日常生活における制限 (1 問目)	なし	なし	
	制限を受ける期間は 3 段階 (2 問目)	なし	なし	

出所) EU-SILC の欧州統計局のメソロドジーガイドライン、イギリス調査票をもとに作成

イギリスにおける EHIS に該当する調査では、MEHM と同じ概念の設問が存在し、概ね欧州統計局の EHIS のガイドラインに準拠したものとなっているが、「慢性的な健康問題、慢性疾患」に関する継続期間の記述がない点に違いがある。なお、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 188 イギリスにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EHIS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	長期継続の期間(6ヶ月)の記載なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EHIS の欧州統計局のガイドライン、イギリス調査票をもとに作成

また、イギリスは時間利用調査の HETUS も実施しており、最近実施した 2014～2015 年の調査においては、MEHM が導入されている。イギリスの設問では、「慢性的な健康問題、慢性疾患」における長期の期間の記述が 4 週間であったり、「活動における制限」については 2 問を 1 問にしている違いがあるが、概ね 2008 年の欧州統計局の HETUS ガイドラインに準拠している。なお、調査票においては、質問文において「障害」に関する文言が用いられていた。しかし、これらの設問を、障害者の判定には用いていないようである。

図表 189 イギリスにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	HETUS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	継続期間が 4 週間	あり	なし	
日常生活における制限(1問目)	2 問を 1 問に統合制限の期間の記述なし	あり	なし	
活動における制限(2問目:制限を受ける期間)				

出所) HETUS の欧州統計局のガイドライン(2008年版)、イギリス調査票をもとに作成

イギリスでは、欧州連合の各国において共通的に実施している統計調査以外の家庭資源調査(Family Resources Survey, 以下 FRS)、センサスにおいて、障害者を捉える設問が導入されている。

イギリスの国家統計局は、いくつかの分野・複数の統計において概念や設問を統一化

するための基本セット³¹を用意している。その基本セットの分野には、General Health & Carers, Long-lasting Health Conditions and Illnesses; Impairments and Disability という健康・障害に関連するものがあり、この設問セットには欧州統計局で用いられている MEHM に類似した設問が含まれている。基本セットの資料には欧州統計局の統計と整合させることや欧州統計局の設問を参照していることが記載されている。

FRS の設問は、前述の基本セットの設問をもとに作成されている部分があり、欧州統計局が作成した MEHM に含まれている「自身が認識している健康状態」、「慢性的な健康問題、慢性疾患」、「活動における制限」の設問が含まれている。

< Family Resources Survey の設問（仮訳） >

全般的な健康状態について教えてください。

非常に良い / 良い / ふつう / 悪い / 非常に悪い

12 カ月以上続いている、もしくは続くことが予想される身体、精神上的の健康の問題もしくは病気がありますか？

はい / いいえ

何らかの健康上の問題もしくは病気を原因として、日常の活動において十分に能力を発揮できない事態がありますか？

はい、非常にある / はい、多少ある / 全くない

以下の領域において、あなたに影響を与えている問題、病気がありますか？

1. 視覚（例えば、失明や部分的な見えること）
2. 聴覚（例えば、難聴や部分聴覚など）
3. 移動（例えば、短い距離を歩く、階段を昇る）
4. 器用さ（例えば、キーボードを使用したオブジェクトの持ち上げと持ち運び）
5. 覚えること、理解すること、集中すること
6. 記憶
7. 精神面の健康
8. スタミナ、息切れ、疲労
9. 社会面あるいは行動面での問題（例えば、自閉症、注意欠陥障害またはアスペルガー症候群に類するもの）
10. その他

健康問題や病気のいずれかは、以下の影響を及ぼしていますか？

それらの問題や病気の内のいずれかを理由として、日常の活動に支障をきたしています

³¹ 国家統計局が整理する質問の基本セットは、以下に示されている。

<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20160106185646/http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/harmonisation/primary-set-of-harmonised-concepts-and-questions/index.html>

か？

はい、非常にある / はい、多少ある / 全くない

どのくらいの期間にわたって、日常の活動に支障をきたしていますか？

6ヶ月未満 / 6ヶ月から12か月の間 / 12ヶ月以上

センサスの2021年調査のリハーサル(2019年実施)の設問は、前述の基本セットをもとに作成されている部分があり、欧州統計局が作成したMEHMに含まれる「自身が認識している健康状態」、「慢性的な健康問題、慢性疾患」、「活動における制限(一部)」の設問が含まれている。

<2021年センサスのリハーサル(2019年実施)の設問(仮訳)>

Q21: 全般的な健康状態はどうですか？

非常に良い / 良い / ふつう / 悪い / 非常に悪い

Q22: 12ヶ月以上続いている、もしくは続くことが予想される身体、精神上的の健康の問題もしくは病気がありますか？

はい / いいえ

Q23: 何らかの健康上の問題もしくは病気を原因として、日常の活動において十分に能力を発揮できない事態がありますか？

はい、非常にある / はい、多少ある / 全くない

4) ドイツ

ドイツでは、欧州委員会委員会規則に基づき欧州統計局のEU-SILC、EHISに対応する調査を実施している。ドイツで実施されている調査において、健康に関する設問セットであるMEHMについてどのように調査票に導入されているのかを、欧州統計局のEU-SILC、EHISに関するガイドラインとの比較で調査した。

いずれの統計調査においても、欧州統計局のEU-SILC、EHISに係るガイドラインで示されている健康に関する設問セットであるMEHMと同様の設問を導入している。「行動の制限」に関しては、日常生活における制限、制限の強さ、制限を受けた期間の3つに分けられている。なお、いずれの統計調査の調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 190 ドイツにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EU-SILC の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	日常生活における制限 (1 問目)	なし	なし	
	制限の強さ(2 問目)	なし	なし	
	制限を受けた期間(3 問目) (「6 か月未満」と「6 か月以上」 の2 択)	なし	なし	

出所) EU-SILC の欧州統計局のメソドロジーガイドライン、ドイツ調査票をもとに作成

図表 191 ドイツにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EHIS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	日常生活における制限 (1 問目)	なし	なし	
	制限の強さ(2 問目)	なし	なし	
	制限を受けた期間(3 問目) (「6 か月未満」と「6 か月以上」 の2 択)	なし	なし	

出所) EHIS の欧州統計局のガイドライン、ドイツ調査票をもとに作成

ドイツでは、イギリス、フランス、イタリアのように、時間利用調査において“Harmonised European Time Use Surveys (HETUS) 2018 Guidelines”で示されている障害者を捉える設問 (MEHM) を導入していない。

ドイツは、毎年 Microcensus という小規模なセンサス調査を行っているが、障害者を捉える設問では、以下のように直接的に障害者の認定に関して尋ねている。

< Microcensus の設問 (仮訳) >

<p>190 あなたの障害は公的に認められていますか?</p> <p>公的に認められたとは、重度障害者パス、重度障害・戦争障害者パス、障害者年金証書、(戦争)年金局により発行された行政・法的書類等により認定された者をさします。</p> <p>1 . はい 2 . いいえ</p>

191 あなたの障害が公的に認められている場合、障害はどの程度と認められていますか。

- 1 . 30 未満
- 2 . 30 以上 40 未満
- 3 . 40 以上 50 未満
- 4 . 50 以上 60 未満
- 5 . 60 以上 70 未満
- 6 . 70 以上 80 未満
- 7 . 80 以上 90 未満
- 8 . 90 以上 100 未満
- 9 . 100

5) イタリア

イタリアでは、欧州委員会規則に基づき欧州統計局の EU-SILC、EHIS に対応する調査を実施している。イタリアで実施されている調査において、健康に関する設問セットである MEHM についてどのように調査票に導入されているのかを、欧州統計局の EU-SILC、EHIS に関するガイドラインとの比較で調査した。

イタリアにおける EU-SILC に該当する調査に関しては、欧州統計局の EU-SILC のガイドラインに準拠し、健康に関連する設問として MEHM が導入されている。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 192 イタリアにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EU-SILC の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EU-SILC の欧州統計局のメソドロジーガイドライン、イタリア調査票をもとに作成

イタリアにおける EHIS に該当する調査では、欧州統計局の EHIS ガイドラインに準拠し、健康に関連する設問の MEHM が導入されている。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 193 イタリアにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EHIS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EHIS の欧州統計局ガイドライン、イタリア調査票をもとに作成

また、イタリアは時間利用調査の HETUS も実施しており、最近実施した 2013～14 年の調査においては、MEHM が導入されている。イタリアの設問では、「活動における制限」については 2 問を 1 問にしている違いがあるが、概ね 2008 年の欧州統計局の HETUS ガイドラインに準拠している。なお、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。また、これらの設問は、障害者の判定には用いていないようである。

図表 194 イタリアにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	HETUS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限 (1 問 目：日常生活における制限)	2 問を 1 問に統合 制限の期間の記述なし	なし	なし	
活動における制限(2 問目： 制限を受ける期間)	なし	なし	なし	

出所) HETUS の欧州統計局ガイドライン (2008 年版)、イタリア調査票をもとに作成

6) カナダ

カナダでは、センサス及びカナダ障害調査 (Canadian Survey on Disability, 以下 CSD) という 2 つの調査を関連付けて障害者を捕捉しようとしている。具体的には、センサスにおいて障害者の可能性のある者をスクリーニングし、CSD で障害者かどうかの判定と詳細分析を行うという方策が採用されている³²。

センサスにおいては、ワシントングループの短い設問セットをベースにカナダ独自で開発した 6 つの設問からなる設問セットである障害スクリーニング設問 (Disability Screening Question, 以下 DSQ) が存在しており、その設問はワシントングループと

³² “Disability Statistics : Canadian Experience” Statistics Canada, 2017

GALIのハイブリッドとなっている³³。

DSQは、ワシントングループの短い設問セットと同様に、視覚、聴覚、歩行・セルフケア、認知の設問があるが、情緒・心理・精神の健康問題と6ヶ月以上の長期にわたる、あるいはわたると見込まれるその他の健康問題についての設問を組み込んでいる。欧州統計局の設問のように、健康問題の有無やその継続についても尋ねている点で、ワシントングループと欧州統計局の設問を合わせて活用している事例と言える。

センサスで用いられるDSQの選択肢は、ワシントングループの選択肢にある困難さの程度ではなく、「全くない」、「時々ある」、「しばしばある」、「常にある」の4段階の発生頻度を尋ねている。

< センサスにおけるDSQの設問（仮訳） >

当該の人が何らかの困難さを抱えていますか？

メガネをかけたり、コンタクトレンズを付けたりしても見るのが難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

補聴器を付けても聴くのが難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

歩行、昇段、手や指の利用、その他の活動に難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

学習したり、思い出したり、集中することに難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

情緒的、心理的、または精神的健康状態（例：不安、うつ病、双極性障害、薬物乱用、食欲不振など）が難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

他の健康問題、あるいは6ヶ月以上続いている、あるいは続くことが予想される長期の問題がある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

DSQはセンサスのような一般人口を対象とする統計において、CSDの対象とする「障害者である可能性がある者」をスクリーニングするための役割を果たしている。具体的には、6つの設問において、いずれか1つの設問においてでも「時々ある」、「しばしばある」、「常にある」の3つのいずれかを選択した回答者は、「障害者である可能性がある者」として、CSDの調査対象候補となり、カナダ統計局からCSDの調査への回答を依頼される³⁴。

³³ DSQは、センサスの調査票の長編版（long-form）に含まれている。（長編版は約25%の世帯において用いられる。）

³⁴ センサスにおいて電話番号や電子メールアドレスを回答しているため、これらの情報を用いて、CSDへの協力依頼がなされると考えられる。

CSD では、約 50,000 名程度を全サンプルとしており、視力、聴力、移動、柔軟性、器用さ、痛み関連、学習、発達、メンタルヘルス、記憶の 10 類型 (Types) の障害類型において、それぞれの類型ごとに障害者に該当するか否かの判定を行っている。

より具体的には、上記の類型ごとに、困難さに加えて発生頻度をかけ合わせたマトリクスを用いて障害者なのかどうかの特定を行う。困難さについては、ワシントングループの設問と同様に 4 段階の選択肢で質問しており、発生頻度については前出のセンサスにおける 4 段階に「まれにある」を 2 番目に加えた 5 段階の選択肢で質問しているが、困難さ (4 段階) と発生頻度 (5 段階) のかけ合わせで、それぞれの選択肢のどこに該当するかにより、類型ごとに「障害のある者」と「障害のない者」が特定される仕組みとなっている。

なお、CSD では、センサスにおける DSQ を通じて基本的に障害者である可能性のある者をスクリーニングしているが、回答した結果 CSD の基準では障害のない者と判定されるサンプルも含まれている。また、障害者の出現率の分析や、障害者と障害のない者との比較分析等の目的でセンサスでの DSQ の 6 問すべてに No と回答したサンプルも 5,000 名抽出している³⁵。

³⁵ “Canadian Survey on Disability, 2017: Concepts and Methods Guide”, Statistics Canada, 3.1 Target population and coverage

図表 195 G7における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（フランス・アメリカ）

	障害者を捉える設問のある調査名	結果が公表されている最新年度	所掌機関・部局	障害者を捉える設問数	準拠しているガイドライン・標準等	対象年齢	対象者	手法	周期	サンプル数	調査票あるいは手法に関する資料
フランス	欧州連合・所得と生活状況に関する調査	2018	フランス国立統計経済研究所	3	欧州統計局が作成した「欧州連合・所得と生活状況に関する調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	世帯・個人（16歳以上）	16歳以上（特別調査は除く）	対面インタビュー	1年	家計：横断的7,250 縦断的5,500 個人：横断的13,500 縦断的10,250	【調査票】 https://circa.ec.europa.eu/sd/a/bb905b7e-681d-4b78-9f10-204448927b33/2018.Questionnaire.FR.pdf
	欧州健康インタビュー調査	2014	フランス国立統計経済研究所	3	欧州統計局が作成した「欧州健康インタビュー調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	15歳以上	民間の住居に住む個人（施設は除く）	対面インタビュー、コンピュータ支援電話インタビュー	5年	13,110人	【調査票】 https://www.irdes.fr/recherche/rapports/566-enquete-sante-europeenne-ehis-enquete-sante-et-protection-sociale-epsps-2014.pdf
	生活時間及びカプルの意思決定調査	2010	フランス国立統計経済研究所	3	欧州統計局が作成した「欧州統一生活時間調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	11歳以上	世帯 / 個人	コンピュータ支援電話インタビュー、対面インタビュー	約10年	約1万2,000世帯（フランス首都圏1万1,000世帯、海外1,000世帯）	【調査票】 https://unstats.un.org/unsd/demographic/sconcerns/tuse/Country/france/EDTDDC_quest%20chercheur_EN_MARS2011.pdf 【概要】 https://www.insee.fr/en/metadonnees/source/serie/s1224
	全国障害・健康調査	2008-2009	フランス国立統計経済研究所	14	最小欧州健康モジュールに加え、他の問を加え設問を作成。	18歳以上	世帯 / 個人	対面インタビュー、コンピュータ支援の他記式調査CAPI（Computer-Assisted Personal Interviewing）、自記式調査CAS（Computer-Assisted Self-Interviewing）	不規則	111,592世帯/262,963人	【調査票】 https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/quest_vqs_eng.pdf 【概要（フランス語）】 https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/etudes-et-statistiques/open-data/handicap-et-dependance/article/les-enquetes-handicap-sante
アメリカ	アメリカ地域社会統計（ACS）	2018	アメリカセンサス局	6	ワシントングループの短い質問セットをベースに問を作成。	全年齢	世帯 / 個人	インタビュー調査	1年	214.3万戸	【質問票】 https://www2.census.gov/programs-surveys/acs/methodology/questionnaires/2020/quest120.pdf?# 質問票は2020年版のもの、障害者に関する質問は前年までと同内容。 【ガイドライン】 https://www.census.gov/topics/health/disability/guidance/data-collection-ac.html
	所得および社会保障受給調査（SIPP）	2014	アメリカセンサス局	12	ワシントングループの短い質問セット（6設問）に加え、子供関連（3設問）、労働関連（3設問）を設定。	15歳以上	世帯 / 個人	インタビュー調査	不規則	5万世帯	【ガイドライン】 https://www.census.gov/topics/health/disability/guidance/data-collection-sipp.html
	アメリカ雇用統計（CPS）	2020年1月	アメリカセンサス局	3	-	15歳以上	雇所属は除く	訪問インタビュー、電話インタビュー	毎月	約60,000世帯	【質問票】 https://www2.census.gov/programs-surveys/cps/techdocs/questionnaires/Labor%20Force.pdf 【ガイドライン】 https://www.census.gov/topics/health/disability/guidance/data-collection-cps.html

図表 196 G7における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（イギリス・ドイツ）

	障害者を捉える設問のある調査名	結果が公表されている最新年度	所掌機関・部局	障害者を捉える設問数	準拠しているガイドライン・標準等	対象年齢	対象者	手法	周期	サンプル数	調査票あるいは手法に関する資料
イギリス	欧州連合・所得と生活状況に関する調査	2018	国家統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州連合・所得と生活状況に関する調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	世帯・個人(16歳以上)	16歳以上(特別調査は除く)	対面インタビュー	5年	家計・横断的7,500 縦断的5,750 個人・横断的13,750 縦断的10,500	【調査票】 https://circa.ec.europa.eu/sd/a/103fe1c0-2633-4424-b13f-0c3e9b4da71/2017_Questionnaire_UK.pdf
	欧州健康インタビュー調査	2013-2014	国家統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州健康インタビュー調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	15歳以上	民間の住居に住む個人(施設は除く)	対面インタビュー、電話インタビュー	5年	13,085人	【調査票】 http://doc.ukdataservice.ac.uk/doc/7881/mrdoc/pdf/7881_ehis_wave_2_userguide_2013-14.pdf
	イギリス生活時間調査	2014-2015	国家統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州統一生活時間調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	8歳以上	世帯 / 個人	インタビュー調査	不定期	4,238世帯 / 9,388人	【調査票】 http://doc.ukdataservice.ac.uk/doc/8128/mrdoc/pdf/8128_natcen_reports.pdf 196、197ページに障害者を捉える設問あり
	家族リソース調査	2017-2018	労働年金省	16	最小欧州健康モジュールに加え、他の問を加え設問を作成。	16歳以上	16～19歳の従属児を除く	対面インタビュー	1年	37,885 アドレス(英国) 3,840アドレス(北アイルランド)	【調査票】 <グレートブリテン> http://doc.ukdataservice.ac.uk/doc/8460/mrdoc/pdf/frs_2017_18_gb_question_instructions.pdf <北アイルランド> http://doc.ukdataservice.ac.uk/doc/8460/mrdoc/pdf/frs_2017_18_ni_question_instructions.pdf
	センサス	2011	英国国家統計局、スコットランド統計局	3	最小欧州健康モジュールに類似した問がある。	全年齢	住所登録のある全世帯	ウェブ回答、郵送、調査員への提出	10年	26,442,096世帯	【調査票】 https://www.ons.gov.uk/census/censustransformationprogramme/testingthecensus/2019rehearsal 上記URLは2021年調査のリハーサル(2019年実施)の調査票、2011年実施時の調査票は不明。
ドイツ	欧州連合・所得と生活状況に関する調査	2018	ドイツ連邦統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州連合・所得と生活状況に関する調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	世帯・個人(16歳以上)	16歳以上(特別調査は除く)	対面インタビュー	概ね5年	家計・横断的8,250 縦断的6,000 個人・横断的14,500 縦断的11,750	【調査票】 https://ec.europa.eu/eurostat/documents/203647/203704/Guidelines_SIL_C+2018/2a2e6452-a1a9-b167-209b-dbd91eab2c90
	欧州健康インタビュー調査	2014-2015	ドイツ連邦統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州健康インタビュー調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	15歳以上	民間の住居に住む個人(施設は除く)	対面インタビュー、コンピュータ支援電話インタビュー	5年	15,260人	【調査票】 https://www.rki.de/DE/Content/Gesundheitsmonitoring/Gesundheitsberichterstattung/GBEDownloadsJ/Supplement/JoHM_2017_01_gesundheitliche_lage9.pdf?sessionid=24FEF93E1D6C2E7CF51708806677BE19internet0622blob=publicationFile
	マイクロセンサス	2018	ドイツ連邦統計局	2		全年齢	世帯 / 個人	コンピュータ支援電話インタビュー	1年	約370,000世帯/約810,000人	【調査票】 https://www.it.nrw/sites/default/files/atoms/files/mz-fragebogen_2019_ahm_muster_englisch.pdf

図表 197 G7における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（イタリア、カナダ）

	障害者を捉える設問のある調査名	結果が公表されている最新年度	所掌機関・部局	障害者を捉える設問数	準拠しているガイドライン・標準等	対象年齢	対象者	手法	周期	サンプル数	調査票あるいは手法に関する資料
イタリア	欧州連合・所得と生活状況に関する調査	2018	イタリア統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州連合・所得と生活状況に関する調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	世帯・個人（16歳以上）	16歳以上（特別調査は除く）	対面インタビュー	1年	家計：横断的7,250 縦断的5,500 個人：横断的15,500 縦断的11,750	【調査票】 https://circabc.europa.eu/sd/a/d44911a2-40da-425b-bdac-da64381b70c7/2018_Questionnaire_IT.pdf
	欧州健康インタビュー調査	2014	イタリア統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州健康インタビュー調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	15歳以上	民間の住居に住む個人（施設は除く）	対面インタビュー、コンピュータ支援電話インタビュー	5年	13,810人	【調査票】 https://www.istat.it/it/files/2015/11/Fac-simile-Questionario-A-forma-ridotta.pdf https://www.istat.it/it/files/2015/11/Fac-simile-Questionario-B.pdf https://www.istat.it/it/files/2015/11/Fac-simile-Questionario-C.pdf
	時間利用調査	2013-2014	イタリア統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州統一生活時間調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	3歳以上	世帯 / 個人	訪問インタビュー	約5年	約18,000家族 / 約45,000人	3つの調査モデル（1つのアンケートと日誌・週誌）で実施 https://www.istat.it/it/archivio/5723 https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13ABis.pdf 【調査票】 https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13ABis.pdf https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13A1.pdf https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13B1.pdf https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13C1.pdf
カナダ	センサス	2016	カナダ統計局	6	ワシントングループの短い質問セットをベースに、スクリーニング用の設問を作成。	カナダ国民（出生・帰化別）、上陸移民、非永住者、一緒に暮らす家族から構成されるカナダの全人口を対象	カナダ在住の全個人	インターネット、紙、センサスヘルプライン、キャンパスサーによる回答	5年	全個人	【調査票】 https://www12.statcan.gc.ca/nhs-enm/2016/ref/questionnaires/questions-eng.cfm
	カナダ障害統計	2017	カナダ統計局	60	ワシントングループの短い質問セットをベースに、スクリーニング用の設問を作成。	15歳以上	在宅の15歳以上	ウェブ調査、対面インタビュー	5年	45,443人	【調査票】 https://www23.statcan.gc.ca/imdb/p3lnstr.pl?Function=assembleInstr&lang=en&Item_Id=348023

3. 国際的な動向の把握のまとめ

本調査研究で把握できた国際機関の動向及び G7 を構成する主要先進国の動向については、以下のようにまとめることができる。

1) 国際機関の動向

国連統計委員会は障害の状態によるデータの分解の必要性の観点等からデータ収集及び手段の精査を行うことについて要請し、各国の全国的なデータ収集においてワシントングループの設問を用いること等について留意点として示した。また、国連障害者権利委員会は、ワシントングループの設問の導入も勧告しており、さらに、締約国に対して条約の第 31 条に基づき情報の収集に加えて障害種別等の細分化されたデータの収集・集計も求めている。

欧州委員会は、統計を担当する部局である欧州統計局が作成した MEHM のような設問について、個別の統計調査に係るガイドラインを通じて、欧州連合内での比較可能性を高めること等も目的に、加盟国における統計調査における導入を促している。一方で、EU-SILC の設問に 2022 年からワシントングループの短い設問セットを導入する動きがあるほか、国連の地域組織である国連欧州経済委員会でも一般人口を対象とする人口・住宅調査において障害を捉えるため、ワシントングループの設問に対応する選択肢や 6 つの機能領域の利用を推奨している。

2) 主要先進国の動向

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの統計調査における障害者を捉える設問については、何らかの設問セット、モジュール、ガイドラインを参照している事例が多くみられた。活用されている統計調査の種類では、EU-SILC のような個人の属性、所得、住居等の生活状態を把握しようとする統計調査や生活時間調査等で活用されている例が多くみられた。

ワシントングループの短い設問セットは、アメリカ、カナダにおいて、ACS やカナダのセンサスのように、修正を加えられて設問を構成している事例が見られた。特に、カナダでは、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問を合わせたような設問となっている点が特徴である DSQ という独自の設問セットを構築しており、センサスにおいて当該設問セットで「障害者に該当する可能性のある者」をスクリーニングした上で、その後続調査である CSD において「障害のある者」と「障害のない者」を捕捉し、比較検討を可能としている。アメリカ、カナダの上記の取組は、ワシントングループの設問をベースにしているため、障害種別等の細分化されたデータの収集・集計への対応を可能とするものである。これにより国連障害者権利委員会が求める要求に対応することができる。

欧州統計局が作成した設問である MEHM やそれに含まれる設問は欧州連合の主要

先進国で用いられている事例が多い。EU-SILC、EHIS、HETUS等の欧州連合において共通的に実施する統計調査においては欧州統計局のガイドラインで MEHM が用いられていることから、各国におけるこれらの調査においても導入されている。また、MEHM は、イギリスにおける設問の基本セットの中にも含まれており、イギリスが独自に実施しているセンサス等の統計調査においても導入されている。しかしながら、これらの設問を導入しているイギリス、ドイツ、イタリアは国連障害者権利委員会から障害を含む分解されたデータの収集・集計を行うよう勧告を受けている。

そのほか、公的障害者制度の認定に係る設問はドイツの Microcensus において直接的に用いられている。このことにより、単に公的障害者制度の利用状況を把握するのみならず、他の設問との組み合わせにより、公的障害者制度利用者についてさらなる状況把握ができています。

・今後の障害者統計の在り方（まとめ）

本調査研究においては、国際的に用いられている障害者を捉え得る設問として、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の3つについてインターネット調査、紙面調査、グループインタビューを実施し、評価分析を行った。

このうちWHODAS2.0については、グループインタビューでは「個々の設問は具体的で答えやすい」と好意的な意見もあったものの、現状では障害者の定義が定められていないため、現時点では、設問として導入することは難しく、今後、国際的動向を見据えていく必要があるとともに、さらに調査研究が進むことが期待される。このため、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問が具体的な検討対象となる。

公的障害者制度の利用に関する設問は、一般人口を対象とした基幹統計調査等には導入されていないが、特に障害者を捉えようとする一部の統計調査等において用いられており、その情報が広く活用されている。こうした設問を代替する「代替性」については、インターネット調査では欧州統計局の設問の方がワシントングループの設問よりも捕捉率が高いものの、紙面調査では逆の結果となり、その捕捉率も、高くても7割未満であることから、双方ともに「代替性」があるとまでは言えなかった。

一方、公的障害者制度の非利用者で支援を必要とする者を把握することのできる「補完性」については、ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問の両設問で認められたが、両者に大きな差は見られなかった。

また、着目する設問において「障害のある者」と「障害のない者」の間で結果に差異があることや、その設問による有益な情報の提供可能性を意味する「有意性」については、例えば就労に係る状況の差異は、今回のインターネット調査と紙面調査では、欧州統計局の設問の方が相対的に捉えることができた。他方、後者の有益な情報の提供可能性については、欧州統計局の設問は障害種別に分解することはできないという留意点もあり、この点、ワシントングループの設問は実際に差が出た場合に障害種別に分解して分析することができるため、両設問ともにそれぞれの特性があると言える。

さらに、回答のしやすさについて、ワシントングループの設問・欧州統計局の設問ともに大きな問題はないことが示唆された。インターネット調査では「総合して最も回答しやすい」割合が最も高くなったのは欧州統計局の設問である一方で、紙面調査ではワシントングループの設問が最も高くなり、かつ、どちらの比較においても大きな差は見られなかった。グループインタビューでも様々な意見があり、回答のしやすさに決定的な差はなかった。

このように、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問を総合的にみると、代替性、補完性、回答のしやすさについてはインターネット調査等の実査の結果からみると大差がないため、どちらの設問を用いるかを判断する上では、有意性につながる両設問の役割や特性、設問を活用する場合の具体的な文脈や用途を踏まえた上で導入を検討

することが求められる。

具体的には、ワシントングループの設問は視覚障害・聴覚障害等の障害種別に対応しているほか、日常生活の動作の苦勞を4段階で捉えているため、障害種別や程度について分解可能な形で把握・分析を実施する場合には適している。ただし、ワシントングループの短い設問セットでは精神障害等について明示的に尋ねておらず、これらの者を捉えたい場合には情報を補完する方法を検討する必要がある。

他方、欧州統計局の設問は、健康問題の有無と、日常の一般的な活動における支障の有無及びその継続性の観点から概括的に捕捉できる。そのため、障害種別にかかわらず健康問題により活動制限が継続して発生している者を捉える場合には、欧州統計局の設問が適しており、就勞に係る状況・希望について把握する場合にも有用と考えられる。ただし、障害種別の分解ができない等の限界については留意する必要がある。

さらに国際的な動向に目を向けると、国連統計委員会や国連障害者権利委員会においては障害者に関する情報についての収集や集計を実施することや、その際には障害種別等による分解可能なデータとすることが求められていることが判明した。また、欧州委員会においてはガイドラインに基づき、GALIを含むMEHMを導入した設問票が加盟国で用いられている一方で、EU-SILCでワシントングループの設問を活用しようとする動向があるほか、国連の地域委員会である欧州経済委員会でも、その会議においてワシントングループの短い設問セットに対応する選択肢・機能領域の活用が推奨されていることも把握できた。加えて、G7においては、障害者を捉える設問を巡り、様々な模索されていることも把握できた。こうした状況の下、主要な先進国では障害者を捉える設問を大規模な統計調査に導入する取組がなされていることが確認された。

他方、その具体的な対応のあり方については各国それぞれの施策や状況に応じ様々な対応が講じられている。

例えば、ワシントングループの設問に準じた設問を導入している国として、アメリカやカナダが、また欧州統計局の設問に準じた設問を導入している国として、フランスやイギリス、イタリアが挙げられる。

さらにカナダではワシントングループの設問と欧州統計局の設問を組み合わせたDSQという設問セットも存在し、センサスにおいて当該設問セットでスクリーニングを行った上でその後続調査であるCSDにおいて「障害のある者」と「障害のない者」の検討を可能にしている。

また、公的障害者制度の利用有無を前提とした独自の統計調査を実施している国も存在する。例えばドイツにおいては公的障害者制度の利用状況に係る設問を基幹統計調査に含めることにより、公的障害者制度利用者についてさらなる状況把握ができています。加えて、公的障害者制度の利用状況とワシントングループの設問等において障害者となる者の情報を組み合わせることで、新たな施策対象者を捕捉することもできる等の利点もある。これらのことから、公的障害者制度の利用状況に係る設問を基幹統計

調査等に含めることにも一定の意味があると考えられる。

以上を踏まえ、今後、2022年度までの実施を目途に、例えば、国民生活基礎調査や社会生活基本調査といった、一般人口を対象として実施される大規模調査であって障害者の十分な回答数が確保できる既存の基幹統計調査等について、統計調査の目的や実施上の制約(紙幅等)はどのようなものか、他の設問との関係性はどうか等を考慮しつつ、上記で述べた各設問の特性等を基に、障害者を捉える設問を導入すること及びその場合の具体的な設問のあり方を検討することが望まれる。

その際には、国際的な動向との整合性や障害種別・程度に応じた把握・分析が一定程度可能であること等に鑑みると、ワシントングループの設問の活用可能性をまずは検討することが望ましい。一方で、今回の実査の結果からは欧州統計局の設問は代替性、補完性、回答のしやすさの点でワシントングループの設問と大差がないとともに、就労状況等の把握については利点が見られるため、こうした利点や健康問題の側面等を重視する場合には欧州統計局の設問を用いることや、カナダのようにそれぞれの設問を組み合わせる双方の利点を生かした設問とすることなど、導入する基幹統計調査等の特性や制約にあわせた調査の設計を検討することが適切と考えられる。このことは公的障害者制度の利用状況を含めるかどうかについても当てはまる。

おわりに、本調査研究で明らかになった各設問の役割・特性や国際的な動向、既存の統計調査の個別の位置づけや運用の実態等を踏まえ、関係省庁において積極的に具体的な検討が行われ、その結果として、障害者統計の充実が図られることにより、我が国の障害者施策が障害者権利条約や障害者基本法等に沿った実効性のある取組となることを期待して本調査研究の報告としたい。

図表目次

- 図表 1 インクルーシブ雇用議連の提言内容（要旨）
- 図表 2 国連統計委員会第 49 回会合における障害統計に係る採択内容
- 図表 3 障害者統計の充実に係る調査研究実施検討チームの構成員
- 図表 4 検討チーム会合の開催時期と議事内容
- 図表 5 ワシントングループの短い設問セット
- 図表 6 ワシントングループの拡張設問セットの例（ESCAP の視覚に関する設問項目）
- 図表 7 欧州統計局の設問として本調査で用いた設問
- 図表 8 WHODAS2.0
- 図表 9 代替性（捕捉性）の考え方
- 図表 10 補完性の考え方
- 図表 11 有意性の考え方
- 図表 12 インターネット調査のスケジュール
- 図表 13 インターネット調査における集計サンプルの抽出フロー
- 図表 14 紙面調査のスケジュール
- 図表 15 ご協力いただいた団体名
- 図表 16 グループインタビューのスケジュール
- 図表 17 グループインタビュー当日の流れ
- 図表 18 グループインタビュー参加者・日時・開催場所
- 図表 19 インターネット調査における集計サンプルの抽出フローとサンプル
- 図表 20 公的障害者制度の利用者の比較（インターネット調査と統計等）
- 図表 21 全数調査と 60 歳未満調査の比較表（サマリ）
- 図表 22 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況
- 図表 23 各設問における「障害のある者」の定義
- 図表 24 各設問により「障害のある者」として捕捉された者
- 図表 25 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（実数）
- 図表 26 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（割合）
- 図表 27 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 の該当者の重なり合いと公的障害者制度の利用状況の関係
- 図表 28 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（全サンプル 23,210 名における割合）

- 図表 29 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（公的障害者制度の利用者 1,815 名における割合）
- 図表 30 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（ワシントングループの設問で「障害のある者」2,683 名における割合）
- 図表 31 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（欧州統計局の設問で「障害のある者」4,008 名における割合）
- 図表 32 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 の「障害のある者」の重なり合い（全サンプル 23,210 名における割合）
- 図表 33 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 の「障害のある者」の重なり合い（ワシントングループの設問で「障害のある者」2,683 名における割合）
- 図表 34 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 の「障害のある者」の重なり合い（欧州統計局の設問における「障害のある者」4,008 名における割合）
- 図表 35 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 の「障害のある者」の重なり合い（WHODAS2.0 で「障害のある者」2,390 名における割合）
- 図表 36 ワシントングループの設問における「障害のある者」と気分障害の設問のクロス集計結果
- 図表 37 性別分析（ワシントングループの設問）
- 図表 38 性別分析（ワシントングループの設問）
- 図表 39 性別分析（ワシントングループの設問）
- 図表 40 性別分析（WHODAS2.0）
- 図表 41 性別分析（WHODAS2.0）
- 図表 42 性別分析（WHODAS2.0）
- 図表 43 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）
- 図表 44 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）
- 図表 45 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）
- 図表 46 年齢階層別分析（WHODAS2.0）
- 図表 47 年齢階層別分析（WHODAS2.0）
- 図表 48 年齢階層別分析（WHODAS2.0）
- 図表 49 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の支援の必要性

- 図表 50 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者であり、かつ支援を必要とする者が必要とする支援の内容
- 図表 51 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の有無
- 図表 52 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の内容
- 図表 53 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の日常生活に影響を与える健康問題の発生時期
- 図表 54 「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
- 図表 55 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
- 図表 56 ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ日常生活の手助け・見守りを必要とする者の属性
- 図表 57 欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ日常生活の手助け・見守りを必要とする者の属性
- 図表 58 ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ就職希望がある者の属性
- 図表 59 欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ就職希望がある者の属性
- 図表 60 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
- 図表 61 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
- 図表 62 「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
- 図表 63 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
- 図表 64 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
- 図表 65 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
- 図表 66 健康問題による「一般的な活動における支障」と「日常生活の影響」の関係
- 図表 67 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響

- 図表 68 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
- 図表 69 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
- 図表 70 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
- 図表 71 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
- 図表 72 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
- 図表 73 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
- 図表 74 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
- 図表 75 「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
- 図表 76 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
- 図表 77 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
- 図表 78 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
- 図表 79 「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
- 図表 80 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
- 図表 81 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
- 図表 82 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
- 図表 83 「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
- 図表 84 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
- 図表 85 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
- 図表 86 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況

- 図表 87 全年齢で「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
- 図表 88 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
- 図表 89 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
- 図表 90 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
- 図表 91 「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
- 図表 92 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
- 図表 93 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
- 図表 94 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
- 図表 95 「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
- 図表 96 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
- 図表 97 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
- 図表 98 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
- 図表 99 「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
- 図表 100 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
- 図表 101 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
- 図表 102 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
- 図表 103 「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
- 図表 104 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
- 図表 105 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 106 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 107 「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 108 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 109 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望

- 図表 110 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
- 図表 111 「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
- 図表 112 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
- 図表 113 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 114 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 115 「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 116 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 117 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
- 図表 118 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
- 図表 119 「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
- 図表 120 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
- 図表 121 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
- 図表 122 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
- 図表 123 「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
- 図表 124 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
- 図表 125 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由
- 図表 126 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由
- 図表 127 「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由
- 図表 128 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由
- 図表 129 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度利用者の比較（まとめ）
- 図表 130 各設問の回答のしやすさ（最も評価するものの割合）
- 図表 131 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況
- 図表 132 各設問により「障害のある者」として捕捉された割合
- 図表 133 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉さ

れた者（実数）

図表 134 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（割合）

図表 135 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合いと公的障害者制度の利用状況の関係

図表 136 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（全サンプル192名における割合）

図表 137 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（ワシントングループの設問で「障害のある者」115名における割合）

図表 138 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（欧州統計局の設問における「障害のある者」84名における割合）

図表 139 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（WHODAS2.0で「障害のある者」98名における割合）

図表 140 ワシントングループの設問における「障害のある者」と気分障害の設問のクロス集計結果

図表 141 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の支援の必要性

図表 142 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者で、支援を必要とする者が必要とする支援の内容

図表 143 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の有無

図表 144 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の内容

図表 145 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の日常生活に影響を与える健康問題の発生時期

図表 146 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性

図表 147 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性

図表 148 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響

図表 149 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響

- 図表 150 健康問題による「日常生活の影響」と「一般的な活動における支障」の関係
- 図表 151 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
- 図表 152 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
- 図表 153 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
- 図表 154 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
- 図表 155 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
- 図表 156 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
- 図表 157 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
- 図表 158 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
- 図表 159 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
- 図表 160 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
- 図表 161 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
- 図表 162 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
- 図表 163 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
- 図表 164 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
- 図表 165 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
- 図表 166 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
- 図表 167 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態

- 図表 168 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
- 図表 169 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 170 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 171 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
- 図表 172 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
- 図表 173 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 174 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
- 図表 175 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業希望有無
- 図表 176 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業希望有無
- 図表 177 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
- 図表 178 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
- 図表 179 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由
- 図表 180 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由
- 図表 181 各設問の回答のしやすさ（最も評価するものの割合）
- 図表 182 主要先進国への国連障害者権利委員会の勧告
- 図表 183 EU-SILC の概要
- 図表 184 フランスにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 185 フランスにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 186 フランスにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 187 イギリスにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 188 イギリスにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 189 イギリスにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 190 ドイツにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い

- 図表 191 ドイツにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 192 イタリアにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 193 イタリアにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 194 イタリアにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い
- 図表 195 G7 における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（フランス・アメリカ）
- 図表 196 G7 における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（イギリス・ドイツ）
- 図表 197 G7 における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（イタリア、カナダ）

付録：略語表

略語	正式名称	日本語訳
ACS	American Community Survey	アメリカ地域社会調査
CPS	Current Population Survey	アメリカ雇用統計
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する条約 (略称: 障害者権利条約)
CSD	Canadian Survey on Disability	カナダ障害調査
DSQ	Disability Screening Question	障害スクリーニング設問
EBPM	Evidence-based Policy Making	証拠に基づく政策立案
EHIS	European Health Interview Survey	欧州健康面接調査
ESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	国連アジア太平洋経済社会委員会
EU-SILC	European Union Statistics on Income and Living Conditions	欧州連合・所得と生活状況に関する調査
GALI	Global Activity Limitation Instrument	国際活動制限指標
HETUS	Harmonised European Time Use Surveys	欧州統一生活時間調査
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
MEHM	Minimum European Health Module	最小欧州健康モジュール
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WHODAS2.0	World Health Organization Disability Assessment Schedule 2.0	世界保健機関・障害評価面接基準